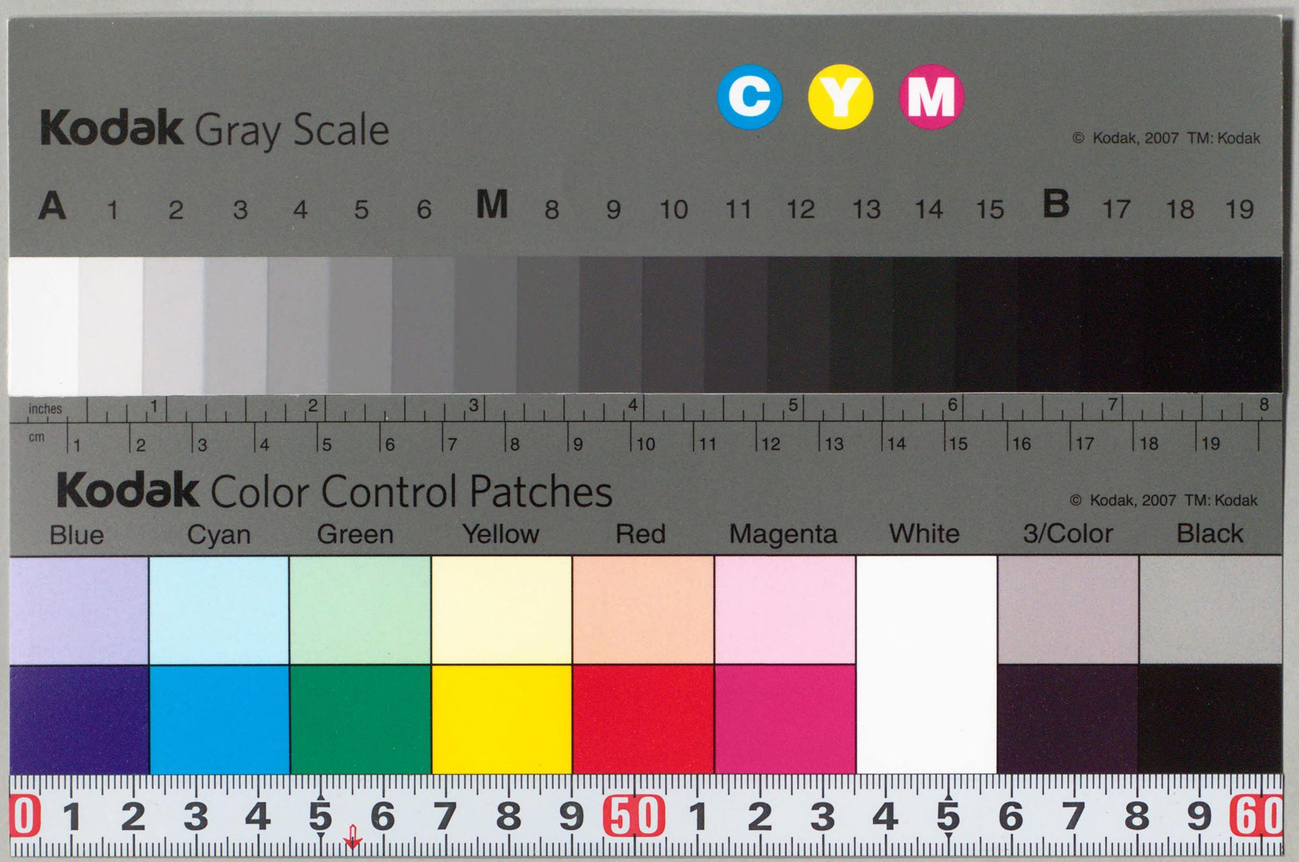

CZ-4-2
1200404228648

禁電

第三十九回国会通過法律集

会期〔昭和三十六年九月二十五日から
昭和三十六年十月三十一日まで〕

衆議院法制局

32
Sy

第三十九回国会通過法律集

会期（昭和三十六年九月二十五日から
昭和三十六年十月三十一日まで）

衆議院法制局

572017

320.91
Sy996k
C3 4 2

凡例

一、本書は、第三十九回国会（臨時会）〔昭和三十六年九月二十五日から昭和三十六年十月三十一日まで〕を通過成立した法律七十八件〔閣法六十九件／衆法八件／参法一件〕―昭和三六年法律第一六一号から同第二三八号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引及び本文の題名の下に「（衆法）」または、「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

国立国会
37.3.-8
図書館

571647

目　次

肥料取締法の一部を改正する法律（昭和三十六年十月二十六日公布）……一
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年十月三十日公布）……一
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十月三十日公布）……八
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十月三十日公布）……八
モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十月三十日公布）……八
学校教育法等の一部を改正する法律（昭和三十六年十月三十一日公布）……九
国民年金法の一部を改正する法律（昭和三十六年十月三十一日公布）……一三
大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二六
建設省設置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二八
日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二九
家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……三〇
家畜商法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二四
家畜取引法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二四
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二八
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）（衆法）……四〇
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……四〇
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……四二
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……六一
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……六六
年金福祉事業団法（昭和三十六年十一月一日公布）……七〇
通算年金通則法（昭和三十六年十一月一日公布）……七一
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……七七
畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……八三

目　次

法律第百六十一号
法律第百六十二号
法律第百六十三号
法律第百六十四号
法律第百六十五号
法律第百六十六号
法律第百六十七号
法律第百六十八号
法律第百六十九号
法律第百七十号
法律第百七十一号
法律第百七十二号
法律第百七十三号
法律第百七十四号
法律第百七十五号
法律第百七十六号
法律第百七十七号
法律第百七十八号
法律第百七十九号
法律第百八十号
法律第百八十一号
法律第百八十二号
法律第百八十三号

法律第百八十四号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月一日公布）……二三五
法律第百八十五号　オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭和三十六年十一月二日公布）（衆法）……二三五
法律第百八十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月四日公布）……二三六
法律第百八十七号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月四日公布）……二三六
法律第百八十八号　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年十一月六日公布）……二三六
法律第百八十九号　昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十六年十一月六日公布）……二四一
法律第百九十号　宅地造成等規制法（昭和三十六年十一月七日公布）……二四三
法律第百九十一号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月七日公布）……二四四
法律第百九十二号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月七日公布）……一五〇
法律第百九十三号　石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年十一月七日公布）……一五三
法律第百九十四号　踏切道改良促進法（昭和三十六年十一月七日公布）……一五五
法律第百九十五号　昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十六年十一月八日公布）……一五九
法律第百九十六号　輸出入取引法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月八日公布）……一六〇
法律第百九十七号　臨時行政調査会設置法（昭和三十六年十一月九日公布）……一六一
法律第百九十八号　特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和三十六年十一月九日公布）……一七二
法律第百九十九号　女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十六年十一月九日公布）（参法）……一七四
法律第二百号　大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年十一月九日公布）……一七四
法律第二百一号　農業近代化資金助成法（昭和三十六年十一月十日公布）……一七六
法律第二百二号　農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年十一月十日公布）……一七八
法律第二百三号　農業信用基金協会法（昭和三十六年十一月十日公布）……一八〇
法律第二百四号　農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十日公布）……一八一
法律第二百五号　……一九三

法律第二百六号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十日公布）……一九四
法律第二百七号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十日公布）……一九五
法律第二百八号　昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭和三十六年十一月十日公布）……一九六
法律第二百九号　昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭和三十六年十一月十日公布）……一九七
法律第二百十号　昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十日公布）……一九八
法律第二百十一号　昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十日公布）……一九九
法律第二百十二号　昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭和三十六年十一月十日公布）……二〇〇
法律第二百十三号　昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十日公布）……二〇一
法律第二百十四号　昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭和三十六年十一月十一日公布）……二〇三
法律第二百十五号　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年十一月十一日公布）……二〇六
法律第二百十六号　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二一五
法律第二百十七号　水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二一八
法律第二百十八号　水資源開発公団法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二三〇
法律第二百十九号　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二三三
法律第二百二十号　昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二三四
法律第二百二十一号　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十六年十一月十三日公布）……二三六

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十六年十一月十四日公布）……二三六

法律第二百二十三号　災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日公布）（衆法）……二三八

法律第二百二十四号　自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十五日公布）（衆法）……二四四

法律第二百二十五号　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十五日公布）（衆法）……二六五

法律第二百二十六号　国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十五日公布）（衆法）……二六五

法律第二百二十七号　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）……二六六

法律第二百二十八号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）……二六七

法律第二百二十九号　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）……二七〇

法律第二百三十号　環境衛生関係営業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）（衆法）……二七一

法律第二百三十一号　医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）（衆法）……二七一

法律第二百三十二号　医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）（衆法）……二七七

法律第二百三十三号　中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月十六日公布）……二七八

法律第二百三十四号　電気用品取締法（昭和三十六年十一月十六日公布）……二八二

法律第二百三十五号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月二十日公布）……二八二

法律第二百三十六号　会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月二十二日公布）……二九三

法律第二百三十七号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年十一月二十五日公布）……三〇九

法律第二百三十八号　児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日公布）……三一二

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十九回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一六二）とあるのは、昭和三十六年法律第百六十二号（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六・法二二九）……二七〇
△あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭三〇―法一六一）の一部改正（昭三六―法二二九）……二七〇

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・法一七六）……四二
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一―法一五四）の一部改正（昭三六―法一七六）……五四
○医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭三六・一一・一六・法二三二）……二七
○医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三六・一一・一六・法二三二）（衆法）……二七八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一六二）……二七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一八三）……七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一八三）……一三三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法一九一）……一五五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法二〇四）……一九三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法二一八）……二三九
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三六―法二三八）……三〇

（お）

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一六八）……二六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三六―法二〇四）……一九三
○オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三六・一一・二・法一八五）（衆法）……二三五

（か）

○学校教育法等の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一・法一六六）……九
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七一）……三〇
○家畜商法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七二）……三四
○家畜取引法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七三）……三八
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六・法二三〇）（衆法）……二七二
○会計法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二二・法二三六）……三〇九

（き）

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一八三）……一三五
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一九八）……一七三
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法二一八）……二三一
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三六―法二三五）……三五八

（け）

○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一法一六九）……二六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三六―法一九一）……一五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七九）……七五
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三六―法一九一）……一五
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法一八六）……二七
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一六九）……二六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三六―法一九一）……一五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七九）……七五
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三六―法一九一）……一五
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法一八六）……二七
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五・法二二八）（衆法）……二六五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二三八）……三三〇
△高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三六―法一六八）……一三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八一）……八六
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三六―法一八二）……一二
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三六―法一八二）……九九
△公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六―法一八八）の一部改正（昭三六―法二一六）……二七
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五・法二二八）（衆法）……二六五
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法二一七）……三〇
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法二一八）……三〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二三八）……三三〇
△高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三六―法一六八）……一三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八一）……八六
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三六―法一八二）……一二
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三六―法一八二）……九九
△公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三六―法一八八）の一部改正（昭三六―法二一六）……二七
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五・法二二八）（衆法）……二六五

（こ）

○小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一〇・法一六四）……八
○国民年金法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一〇・法一七四）（衆法）……八六
△国民年金法（昭三四―法一六七）の一部改正（昭三六―法一四一）の一部……一三
△国民年金法（昭三四―法一六八）の一部改正（昭三六―法一四一）の一部……一三
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭三六―法一八二）……七六
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七四）（衆法）……八六
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六・一一・六・法一八八）……一二
△公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六―法一八八）の一部改正（昭三六―法二一六）……二七
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一五・法二二八）（衆法）……二六五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二三八）……三三〇
△高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三六―法一六八）……一三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三六―法一八一）……八六
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三六―法一八二）……一二
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三六―法一八二）……九九
△公立義務教育諸学校の学級編制及び教

職員定数の標準に関する法律（昭三三―法一一六）の一部改正（昭三六―法二〇〇）……一七五
△国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）の一部改正（昭三六―法一八二）……九〇
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三―法一二九）の一部改正（昭三六―法一八二）……九三
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭三六―法一一二）の一部改正（昭三六―法二一八）……三〇

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七八）……六八
○産炭地域振興臨時措置法（昭三六・一一・一三・法二一九）……三三
○災害対策基本法（昭三六・一一・一五・法二三三）……三八

（し）

○自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三〇・法一六三）……八
○昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六・法一八九）……一四一
○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六・法一九〇）……一四三
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三六・一一・八・法一九六）……一六〇
○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・九・法二〇〇）（参法）……一七四
改題―「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇・法二〇六）……一九四
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇・法二〇七）……一九五
○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭三六・一一・一〇・法二〇八）……一九六
○昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三六・一一・一〇・法二〇九）……一九七
○昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇・法二一〇）……一九八
○昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三六・一一・一〇・法二一一）……一九九
○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭三六・一一・一〇・法二一二）……二〇〇
○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業

者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭三六・一一・一〇・法二一三)……二〇一
○昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律(昭三六・一一・一一・法二一四)……二〇三
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法(昭三六・一一・一三・法二二〇)……二三四
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法(昭三六・一一・一三・法二二一)……二三六
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭三六・一一・一四・法二二二)……二三六
○自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一五・法二二四)(衆法)……二六四
○社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一六・法二二七)……二六六
○児童扶養手当法(昭三六・一一・二九・法二三八)……三三三
△商工組合中央金庫法(昭一一—法一四)の一部改正(昭三六—法一九七)……一七〇
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法一六二)……七
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法一八〇)……七六
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法一八三)……一三三
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法一九七)……一七一
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法二〇四)……一九三
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法二一八)……二二九
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三六—法二三〇)……二七六
△社会教育法(昭二四—法二〇七)の一部改正(昭三六—法一六六)……一二
△私立学校法(昭二四—法二七〇)の一部改正(昭三六—法一六六)……一一
△私立学校教職員共済組合法(昭二八—法二四五)の一部改正(昭三六—法一八二)……九六
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八—法二〇六)の一部改正(昭三六—法一六七)……二六
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八—法二〇六)の一部改正(昭三六—法一八二)……一二〇
△市町村職員共済組合法(昭二九—法二〇四)の一部改正(昭三六—法一八二)……九三
△首都圏整備法(昭三一—法八三)の一部改正(昭三六—法二一六)……二一七

(す)

△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭三六—法一六二)……七

(せ)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・七・法一九三)……一五二
△石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇—法一五六)の一部改正(昭三六—法一九四)……一五八
○石炭鉱山保安臨時措置法(昭三六・一一・七・法一九四)……一五五
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一五・法二二五)(衆法)……二六五

△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭三六—法一八〇)……七六
△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭三六—法一八二)……八八

(そ)

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・二五・法二三七)……三一二
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六—法四九)の一部改正(昭三六—法二一六)……二一七
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三六—法一六二)……七
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三六—法一九八)……一七三
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三六—法二一六)……二一七
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三六—法二一七)……二二〇

(た)

○宅地造成等規制法(昭三六・一一・七・法一九一)……一四四
○大豆なたね交付金暫定措置法(昭三六・一一・九・法二〇一)……一七六

(ち)

○畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六・一一・一・法一八三)……一二一
○中央卸売市場法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一六・法二三三)……二七八
○地方自治法の一部を改正する法律(昭三六・一一・二〇・法二三五)……二九二
△地方財政法(昭二三—法一〇九)の一部改正(昭三六—法二三八)……三三〇
△調達庁設置法(昭二四—法一二九)の一部改正(昭三六—法二一五)……二一一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法一六二)……七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法一六七)……二六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法一八〇)……七六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法一八三)……一三四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法二〇二)……一八〇
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法二〇四)……一九三
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法二一八)……二三〇
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法二三〇)……二七六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三六—法二三八)……三三〇
△地方税法の一部を改正する法律(昭三六—法七四)の一部改正(昭三六—法一九七)……一七一
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭三六—法一八〇)……七七
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭三六—法一八三)……一三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭三六—法二一八)……二三〇
△治山治水緊急措置法(昭三五—法二一一)の一部改正(昭三六—法二一八)……二三〇
△治水特別会計法(昭三五—法四〇)の一部改正(昭三六—法二一八)……二三〇

(つ)

○通算年金通則法(昭三六・一一・一・法一八一)……七七
○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一八二)……八三
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)

△日本中央競馬会法（昭二九―法二〇二）……二五
の一部改正（昭三六―法一一一・九一・法一九九）……二五
○年金福祉事業団法（昭三六―法一一一・一・四）……二五
（ね）
法一八〇）……二五
（の）
○鳴業災害補償法の一部を改正する法律（昭三六・一一・四・法一一一）……二五
法一八〇）……二五
○鳴業近代化資金助成法（昭三六・一一・一）……二五
（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
△登録税法（明一九―法二七）の一部改正……二五
（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
△登録税法（明一九―法二七）の一部改正……二五
（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
△登録税法（明一九―法二七）の一部改正……二五
（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
○鳴業近代化助成資金の貸付に関する法律（昭三六・一一・一）……二五
○鳴業信用基金協会法（昭三六―法一一一）……二五
○・法二〇四）……二五
○鳴林中央金庫法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一）……二五
（昭三六・一一・一・法一一〇・法二〇五）……二五
△鳴林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
○日本育英会法の一部を改正する法律（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（に）
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一）……二五
（ほ）
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭一七―法三四）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
△電気工事士法（昭三五―法一三九）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
△電気工事士法（昭三五―法一三九）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（へ）
○低開発地域工業開発促進法（昭三六・一一・一）……二五
○電気用品取締法（昭三六・一一・一）……二五
法一三四）……二五
（て）
○通商産業省設置法（昭二七―法二一八）……二五
の一部改正（昭三六―法一三四）……二五
△通商産業省設置法（昭二七―法二一八）の一部改正……二五
（ち）
△日本中央競馬会法（昭二九―法二〇二）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（り）
△北海道開発庁設置法（昭二五―法二六三）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ぬ）
○肥料取締法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一）……二五
（る）
法一九五）……二五
○酪農及び肉用牛生産安定臨時措置法（昭三六―法一一一）……二五
（を）
○農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（わ）
○農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（か）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（よ）
○有害鳥獣駆除特別措置法（昭二八―法一〇二）……二五
△有害鳥獣駆除特別措置法（昭二八―法一〇二）の一部改正……二五
（た）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（れ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（そ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（つ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ね）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（な）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ら）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（む）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（う）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ゐ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（の）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（お）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（く）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（や）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ま）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（け）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ふ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（こ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（え）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（て）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（あ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（さ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（き）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ゆ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（め）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（み）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（し）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ひ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（も）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（せ）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（す）
○農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三六―法一一一・一一・一）……二五
（ん

六―法二三六）……三三

（ら）

△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭三六―法一八三）……三四

△酪農振興基金法（昭三三―法七三）廃止（昭三六―法一八三）……三三

（り）

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三六・一一・七・法一九二）……一五〇

○臨時行政調査会設置法（昭三六・一一・九・法一九八）……一七三

（れ）

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭三六・一一・一一・法二一五）……二〇六

（ろ）

△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三六―法一九四）……一五六

部門別索引

（註）一、第三十九回国会を通過成立した法律を、第一国会、第二行政一般、第三地方制度、第四司法・法務、第五教育・文化、第六厚生、第七労働、第八財政、第九租税・専売、第一〇金融、第一一産業一般、第一二農林・水産、第一三商工、第一四運輸、第一五建設及び第一六国防の一六部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。

例えば

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一八〇）とあるのは、昭和三十六年法律第百八十号（年金福祉事業団法）によつて、行政管理庁設置法（昭二三―法七七）が一部改正されたことを示す。

第一　国　会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七四）（衆法）……四〇

第二　行政一般

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七五）……四一

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三六―法一九八）……一七三

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三六―法二二七）……二六七

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七六）……四三

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六―法一五四）……五四

△臨時行政調査会設置法（昭三六・一一・九・法一九八）……一七三

△国家公務員共済組合法（昭三三―法七七）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一八三）……一三三

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法一九八）……一七三

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一

△総理府設置法（昭二四―法二一七）の一部改正（昭三六―法一六二）……七

△総理府設置法（昭二四―法二一七）の一部改正（昭三六―法一九八）……一七三

△総理府設置法（昭二四―法二一七）の一部改正（昭三六―法二一六）……二一七

△総理府設置法（昭二四―法二一七）の一部改正（昭三六―法二一七）……三一〇

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法二一六）……二一七

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法二一七）……三一〇

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三六―法二一八）……三三一

△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三六―法一八二）……二一

△国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）の一部改正（昭三六―法一八二）……九〇

△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三―法一二九）の一部改正（昭三六―法一八二）……九三

第三　地方制度

○昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三六・一一・一一・法二一四）……二〇三
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三六・一一・一四・法二二二）……二三六
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三六・一一・二〇・法二三五）……二九二
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三六―法二三八）……二三九
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法一六二）……七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法一六七）……二六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法一八三）……一三四
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法二〇二）……一九三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法二一八）……六八
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一七九）……七〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法二二三）……二〇三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三六―法二三八）……三三〇
△地方税法の一部を改正する法律（昭三六―法七四）の一部改正（昭三六・一一・法一九七）……一七
△市町村職員共済組合法（昭二九―法二〇四）の一部改正（昭三六―法一八二）……九三
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一八〇）の一部改正（昭三六―法一九五）の一部改正（昭三六・一一・法一八〇）……一三六
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三六―法一九五）の一部改正（昭三六・一一・法一八八）……一三六
△公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭三六―立法一八八）の一部改正（昭三六―法二〇〇）……一五
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・六・法一九）……一四
○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三六・一一・六・法一九〇）……一四三
○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・九・法二〇〇）（参法）……一七四
改題―「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三六―法一六六）……三
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭三六―法一六六）……七
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭三六―法一六六）……二
△高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三六―法一六六）……三
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二五）の一部改正（昭三六―法一八二）……九六
△公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三―法一一六）の一部改正（昭三六―法二〇〇）……一五

第四　司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一六六）……三
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭三六―法一八〇）……一七
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭三六・一一・一・法一八二）……八三
○年金福祉事業団法（昭三六・一一・一・法一八〇）……七
○通算年金通則法（昭三六・一一・一八一）……七
○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一・法一八二）……八三
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭三六・一一・一・法二〇六）……一四
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三六・一一・一・法二〇七）……一五
○昭和三十六年九月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭三六・一一・一〇・法二〇八）……一九六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六・一一・一〇・法一八〇）……七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一八）……三一
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三六―法二一七）……二六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法一八〇）……七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三六―法二一八）……三一
○社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六・法二二七）……二六八
○あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六・法二二九）……二七〇
△あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭三〇―法一六一）の一部改正（昭三六―法二二九）……二六八
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三六・一一・一六・法二三〇）（衆法）……二七一
○医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭三六・一一・一六・法二三一）（衆法）……二七七
○医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三六・一一・一六・法二三二）（衆法）……二七八
○児童扶養手当法（昭三六・一一・二九・法二三八）……三三

第六　厚　生

○国民年金法の一部を改正する法律（昭三六・一〇・三一・法一六七）……一三
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭三六―法一六六）……一三
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三六―法一六六）……三
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭三六―法一六六）……七
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭三六―法一六六）……二
△高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三六―法一六六）……三
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二五）の一部改正（昭三六―法一八二）……九六
△公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三―法一一六）の一部改正（昭三六―法二〇〇）……一五

△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三六―法二二七)……二六七
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三六―法二三八)……三〇
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八―法一〇六)の一部改正(昭三六―法一六七)……三六
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八―法一〇六)の一部改正(昭三六―法一八二)……三〇
△厚生年金保険法(昭二九―法一一五)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△厚生年金保険法(昭二九―法一一五)の一部改正(昭三六―法一八二)……二七
△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九―法一一七)の一部改正(昭三六―法一八二)……八六
△労働省設置法(昭二六―法一六二)の一部改正(昭三六―法一九四)……一五八

第八　財　政

○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一六八)……二六
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△会計法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一二・法二三六)……二九
△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五―法一七二)の一部改正(昭三六―法二三六)……三三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一九三)……一五五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三

第九　租税・専売

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・二五・法二三七)……三三
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四九)の一部改正(昭三六―法二一六)……七
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法一六二)……七六
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭三六―法二一八)……三九
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一一八)……三九
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法一九三)……一五五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一一八)……三九
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△所得税法(昭二二―法一七)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法二一八)……三九
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法二三三)……一三三
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法二三六)……二九
△法人税法(昭二二―法一八)の一部改正(昭三六―法二三〇)……二六
△商工組合中央金庫法(昭一一―法一四)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七六

第一一　産業一般

○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭三六・一一・一〇・法二一二)……一〇〇
○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭三六・一一・一〇・法二一三)……二〇一

第一〇　金　融

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一八四)……一三五
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法一八〇)……七六
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三三
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法一九七)……一七二
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法二一八)……三九
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法二三三)……一三三
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法二三六)……二九
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭三六―法二三〇)……二六

第一二　農林・水産

○肥料取締法の一部を改正する法律(昭三六・一〇・二六・法一六一)……一
○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭三六・一〇・三〇・法一六二)……一
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一七一)……三〇
○家畜商法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一七二)……三四
○家畜取引法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一七三)……三八
○畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六・一一・一・法一八三)……三
○オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律(昭三六・一一・一・法一八五)(衆法)……一三五
○農業災害補償法の一部を改正する法律(昭三六・一一・四・法一八六)……一三六
○昭和三十六年六月、七月、八月及び九月の天災による被害者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭三六・一一・一〇・法二一三)……二〇一
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律(昭三六・一一・八・法一九六)……一六〇
○大豆なたね交付金暫定措置法(昭三六・一一・九・法二〇一)……一七六
○農業近代化資金助成法(昭三六・一一・一〇・法二〇二)……一七八
○農業近代化資金の設置に関する法律(昭三六・一一・一〇・法二〇三)……一八〇
○農業信用基金協会法(昭三六・一一・一〇・法二〇四)……一八一
○農林中央金庫法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一〇・法二〇五)……一九三
△農林中央金庫法(大一二―法四二)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法(昭三六・一一・一三・法二一〇)……二三四
○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法(昭三六・一一・一三・法二一一)……二三六
○自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一五・法二一二

四〇(衆法)……二六四
○農林省設置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一六・法二二八)……二六七
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法一七一)……一七九
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三四
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二〇一)……一三三
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二〇二)……一七七
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二〇三)……一八〇
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九三
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二一八)……一三三
△農林省設置法(昭二四―法一五三)の一部改正(昭三六―法二三三)……二八二
○中央卸売市場法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一六・法二三三)……二七八
△水産庁設置法(昭二三―法七八)の一部改正(昭三六―法一六二)……七
△漁業法(昭二四―法二六七)の一部改正(昭三六―法二三五)……三〇八
△農業委員会等に関する法律(昭二六―法八八)の一部改正(昭三六―法二三三)……二四
○小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭三六・一〇・三〇・法一六四)……八
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律(昭三六・一一・七・法一九二)……一五〇
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・七・法一九三)……一五三
△石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇―法一五六)の一部改正(昭三六―法一九四)……一五八
○石炭鉱山保安臨時措置法(昭三六・一一・七・法一九四)……一五五
○輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三六・一一・八・法一九七)……一六一
○低開発地域工業開発促進法(昭三六・一一・一三・法二一六)……二一五
○産炭地域振興臨時措置法(昭三六・一一・一三・法二一九)……二三二
○電気用品取締法(昭三六・一一・一六・法二三四)……二八二
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法一九四)……一五八
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法二一八)……二三二
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法二三四)……二九一
△有畜農家創設特別措置法(昭二八―法二六〇)廃止(昭三六―法二〇二)……八
△酪農振興法(昭二九―法一八二)の一部改正(昭三六―法一八三)……一三四
△日本中央競馬会法(昭二九―法一八三)の一部改正(昭三六―法一九二)……一五三
△日本中央競馬会法(昭二九―法一〇五)の一部改正(昭三六―法一九四)……一五八
△農業改良資金助成法(昭三一―法一〇二)の一部改正(昭三六―法二〇二)……一七九
△農業改良資金助成法(昭三一―法一〇二)の一部改正(昭三六―法二〇四)……一九一
△酪農振興基金法(昭三三―法七三)廃止(昭三六―法一八三)……一三四
△農林漁業団体職員共済組合法(昭三三―法九九)の一部改正(昭三六―法一八二)……一三三
△農林漁業団体職員共済組合法(昭三三―法九九)の一部改正(昭三六―法二三四)……二八二
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法一九四)……一五八
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法二一八)……二三二
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭三六―法二三四)……二九一

△電気に関する臨時措置に関する法律(昭二七―法三四一)の一部改正(昭三六・一一・一六・法二三四)……二九一
△電気工事士法(昭三五―法一三九)の一部改正(昭三六―法二三四)……二九二

第一四　運　輸

○モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭三六・一〇・三〇・法一六五)……八
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭三六・一一・四・法一八七)……一三六
○踏切道改良促進法(昭三六・一一・七・法一九五)……一五九
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭三六―法一八〇)……一六六
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭三六―法一八二)……八八

第一五　建　設

○建設省設置法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一六九)……二八
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三六―法一九一)……一五〇
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三六―法一九二)……一五一
△電気工事士法(昭三五―法一三九)の一部改正(昭三六―法二三四)……二九二
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭三六―法一八〇)……一六六
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭三六―法一八二)……八八
△北海道開発法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三六―法二一六)……二一七
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭三六―法一九一)……一五〇
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三六―法二一八)……二三九
△首都圏整備法(昭三一―法八三)の一部改正(昭三六―法二一六)……二一七
△治山治水緊急措置法(昭三五―法二一)の一部改正(昭三六―法二一八)……二三〇
△治水特別会計法(昭三五―法四〇)の一部改正(昭三六―法二一八)……二三〇
△電気に関する特別措置法の一部を改正する法律(衆法)……二六五
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(衆法)……二六五

第一六　国　防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭三六・一一・一・法一七七)……六一
○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭三六・一一・九・法一九九)……一七四
○災害対策基本法(昭三六・一一・一五・法二二三)……
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭三六・一一・一五・法二二四)……
○連合国占領軍等の行為等による被害者等

に対する給付金の支給に関する法律（昭三六・一一・一一・法二一五）……二〇六
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三六―法二一五）……二一一

◎肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、土地にほどこされる物」を「土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」に改める。

第二十五条ただし書を次のように改める。

ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合は、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四条、第五条、第十七条から第二十条まで及び第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

（農林・内閣総理大臣署名）

◎北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　協会の役員等（第十条―第二十一条）
第三章　協会の業務（第二十二条―第二十四条）
第四章　協会の財務及び会計（第二十五条―第三十二条）
第五章　協会の監督（第三十三条・第三十四条）
第六章　雑則（第三十五条―第三十七条）
第七章　罰則（第三十八条―第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、北方地域旧漁業権者等その他の者に対してその営む漁業その

辺の主務省令で定める海域内に所在する漁場において漁業を営むことにつき旧漁業法第四条若しくは第六条の免許を受け、又は当該免許に係る漁業権の貸付けを受けていた者（その者が法人である場合には、その構成員又は出資者たる個人）

三　前二号に掲げる者のほか、昭和二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者

四　第一号又は第二号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における配偶者、子及び父母のうち主務省令で定めるもの（当該配偶者、子及び父母のうちに前三号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。）

（法人格）

第三条　北方協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（国債の交付等）

第四条　政府は、協会に対し、その業務の遂行に必要な資金の財源に充てるため、政府は、同項に規定する金額に相当する額の国債の発行をすることができる。

2　前項の規定により交付する国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする。

3　前項の規定により発行する国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする。

4　前項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（事務所）

第五条　協会は、主たる事務所を札幌市に置く。

2　協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第六条　協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員及び評議員会に関する事項

五　業務及びその執行に関する事項

六　財務及び会計に関する事項

2　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通することを主たる業務とする北方協会を設立して、これに国が所要の資金の交付を行ない、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図り、あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2　この法律において「北方地域旧漁業権者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　北方地域の一部をその地区の全部若しくは一部としていた旧水産業団体法（昭和十八年法律第四十七号）第一条に規定する漁業会若しくは旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）第四十二条第一項に規定する漁業組合が同法第五条の免許を受けて有していた専用漁業権又はこれを目的とする入漁権に基づき、昭和二十年八月十五日において旧水産業団体法第十三条第二項又は旧漁業法第四十三条第四項の規定により漁業を営む権利を有していた個人

二　昭和二十年八月十五日において、北方地域の周

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行なう。

4　監事は、協会の業務を監査する。

（役員の任命）

第十二条　役員は、主務大臣が任命する。

（役員の任期）

第十三条　会長、副会長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の解任）

第十四条　主務大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第十五条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十六条　協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第十七条　会長は、副会長、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十八条　協会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十九条　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（評議員会）

第二十条　協会に評議員会を置く。

2　評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

第七条　協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第八条　協会でない者は、北方協会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二章　協会の役員等

（役員）

第十条　協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一条　会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

（評議員）

第二十一条　評議員は、北方地域旧漁業権者等及び協会の業務に関し学識経験を有する者のうちから主務大臣が任命する。

2　評議員の任期は、三年とする。

3　第十三条第一項ただし書及び第二項並びに第十四条の規定は、評議員について準用する。

第三章　協会の業務

（業務の範囲）

第二十二条　協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　北方地域旧漁業権者等に対し、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けること。

二　漁業協同組合その他の主務省令で定める法人に対し、当該法人がその構成員たる北方地域旧漁業権者等に対してその営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けるための資金を貸し付けること。

三　北方地域旧漁業権者等が主たる構成員又は出資者となつている法人として主務省令で定めるものに対し、その営む漁業その他の事業に必要な資金（前号の規定に該当するものを除く。）を貸し付けること。

四　北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業として主務省令で定めるものを施行する市町村に対し、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

五　北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓もう宣伝を行なうこと。

六　前各号の業務に附帯する業務

（業務の委託等）

第二十三条　協会は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて、当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十四条　協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書において定めるべき事項は、主務省令で定める。

第四章　協会の財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第二十六条　協会は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び提出）

第二十八条　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　協会は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条　協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十条　協会は、主務大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債、地方債又は主務大臣の指定するその他の有価証券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（主務省令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　協会の監督

（監督）

第三十三条　協会は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは受託者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十五条　協会の解散及びその解散した場合における残余財産の処分については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十六条　主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第六条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第二十八条第一項の承認をしようとするとき。

三　第三十一条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四　第二条第二項第二号若しくは第四号、第二十二条第二号から第四号まで、第二十四条第二項又は

第三十二条の主務省令を定めようとするとき。

（主務大臣等）

第三十七条　この法律において「主務大臣」とあるのは、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、第三十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2　この法律において「主務省令」とあるのは、総理府令、農林省令とする。

第七章　罰則

第三十八条　協会又は受託者が、第三十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第七条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三　第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十条　第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（協会の設立等）

第二条　主務大臣は、第十二条の例により、協会の会長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、副会長、理事又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、副会長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　主務大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

4　第三十六条の規定は、第一項の認可をしようとする場合について準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条　政府は、協会が成立したときは、遅滞なく、協会に対して第四条の国債を交付しなければならない。

（名称制限に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に北方協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（協会の最初の事業年度に関する経過措置）

第八条　協会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第九条　協会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「南方同胞援護会」の下に「、北方協会」を、「南方同胞援護会法」の下に「、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ九ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ五　北方協会ガ其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に「、北方協会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に「、北方協会」を加える。

（水産庁設置法の一部改正）

第十四条　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五　北方協会に関する事務を処理すること。

第四条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　北方協会に関する事務を処理すること。

（総理府設置法の一部改正）

第十五条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

七　北方協会に関する事務を行なうこと。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に「、北方協会」を加える。

（内閣総理・大蔵・農林・自治大臣署名）

法律第百六十三号（昭三六・一〇・三〇）

◎自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「四年」を「五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十四号（昭三六・一〇・三〇）

◎小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「四年」を「五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三六・一〇・三〇）

◎モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「四年」を「五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（運輸・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十六号（昭三六・一〇・三一）

◎学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

「聾学校」を「聾学校」に、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第四条中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程（以下全日制の課程という。）及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程という。）並びに通信による教育を行なう課程、（以下通信制の課程という。）並びに大学の学部及び大学院」に改める。

第九条第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第二十二条第一項中「又は後見人の職務を行う者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、これまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り（その学年の終りまでに修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り）までとする。

第二十三条中「教育に関し都道府県の区域を管轄する監督庁（以下都道府県監督庁と称する。）」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第三十条を次のように改める。

第三十条　市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第三十一条第一項中「町村立」を「市町村立」に、「町村が」を「市町村は」に、「市町村の組合」を「又は前条の市町村の組合」に改める。

第三十二条中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十九条第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二条第二項及び第二十三条の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

第四十条中「第二十二条第二項、第二十三条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十四条まで」を「第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条」に改める。

第四十四条第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）」を「定時制の課程」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければ

第七十条中「、第四十五条」を削る。

第七十一条中「夫々」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「（強度の弱視者を含む。以下同じ。）」を加え、「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二　前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱者、肢体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障の程度が、第七十一条の二の政令で定める程度の」に改める。

第七十五条第一項各号を次のように改める。

一　精神薄弱者
二　肢体不自由者
三　身体虚弱者
四　弱視者
五　難聴者
六　その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの

第七十六条中「第二十一条」の下に「（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条」を「第四十六条から第五十条まで」に改め、「養護学校に」の下に「、第五十四条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。

第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改める。

第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。

ならない。

通信制の課程に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二　高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二　大学は、通信による教育を行なうことができる。

第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。

第六十五条中「究めて」を「きわめて」に改める。

第百二条第一項中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある」を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度の」に改める。

第百四条を次のように改める。

第百四条　削除

第百五条第二項中「、第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外」を削る。

第百六条第一項中「、第十二条第二項」を削り、「第二十条」の下に「、第二十三条」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改め、「並びに第二十三条に規定する定をなす権限を有する監督庁」を削り、同条第二項中「の認可する監督庁」を削り、「都道府県委員会」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第百七条中「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項」を「第二十一条第一項（第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第二条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に、「因る」を「よる」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　私立学校の設置廃止（高等学校の全日制の課程（学校教育法第四条に規定する全日制の課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部及び大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定する「広域の通信制の課程」という。）に係る学則の変更の認可を行なうこと。

第十条第四項中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第三十条第一項第三号を次のように改める。

三　その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、学科（高等専門学校の学科に限る。）又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

第五十一条第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。

第五十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第五十五条中「因り」を「より」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（文部大臣の承認）

第六十四条の二　都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十条第一項、第四十五条、第五十条第二項又は第五十二条第二項の規定による認可又は認定（第四十五条の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に関係のある事項で、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。）を行なう場合には、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第六十五条中「前条」を「第六十四条」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

12　第五条第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第百五条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（高等学校の通信教育の経過措置）

2　この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四条の規定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

（学校法人の寄附行為変更の経過措置）

3　この法律の施行の際、現に存する学校法人で当該学校法人の設置する私立学校に課程、学部、大学院又は部を置くものの寄附行為については、この法律による改正後の私立学校法第三十条第一項第三号の規定にかかわらず、新たに私立学校を設置する場合又は既に設置されている私立学校に新たに課程、学部、大学院若しくは部を置く場合を除き、この法律の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第五条第一項第十四号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四　高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五　広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第八条第九号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

第十二条第一項第五号を次のように改める。

五　広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第十二条第一項第九号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

附則第八項中「盲ろう教育用」を「盲聾教育用」に改める。

（社会教育法の一部改正）

5　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第七条中「こう報宣伝」を「広報宣伝」に改める。

第四十九条中「第七十条」を「第五十四条の二」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

6　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第二条中「第四十四条（定時制の課程）」を「第四条」に、「第四十五条（通信教育）の規定により行う通信による」を「同条に規定する通信制の課程（以下（通信制の課程」という。）で行なう」に改める。

第五条中「を置くもの又は通信教育を行なう」を「又は通信制の課程を置く」に改める。

（国民年金法の一部改正）

7　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第七号ただし書を次のように改める。

ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部に在学し、又は同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する通信による教育を受ける生徒又は学生を除く。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百六十七号（昭三六・一〇・三一）

◎国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　年金給付」を「第三章　給付」に、「第四節　母子年金、遺児年金及び寡婦年金　第一款　母子年金、遺児年金及び寡婦年金（第三十七条―第四十一条）　第二款　遺児年金（第四十二条―第四十八条）　第三款　寡婦年金（第四十九条―第五十二条）　第五節　特例による老齢年金、障害年金及び母子年金（第五十三条―第六十八条）」を「第四節　母子年金、母子年金及び寡婦年金（第三十七条―第四十一条）　第一款　母子年金（第三十七条―第四十一条）　第二款　遺児年金（第四十二条―第四十八条）　第三款　寡婦年金（第四十九条―第五十二条）　第四節の二　死亡一時金（第五十二条の二―第五十二条の五）　第五節　福祉年金（第五十三条―第六十八条）」に改める。

第五条第二項中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同項第一号中「被用者年金各法」の下に「（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）を含む。）」を加え、同項第七号を削る。

第七条第二項第一号中「地方公務員、」の下に「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員、」を加え、「、執行吏」を削り、同項第七号ハ中「専科大学」を「高等専門学校」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号から第六号までを次のように改める。

二　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付（通算老齢年金及び通算退職年金を除く。）を受けることができる者

三　前号に規定する給付の受給資格要件たる期間を満たしている者

四　第五条第二項第一号から第五号までに掲げる年金たる給付のうち廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者

五　第五条第二項第一号から第五号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者

第二条中「年金の」を削る。

第四条第二項中「年金給付」を「この法律による給付」に改める。

六　第五条第二項第六号に掲げる給付を受けることができる者

第七条第二項第六号の次に次の一号を加える。

七　第一号から第四号までに掲げる者の配偶者

「第三章　年金給付」を「第三章　給付」に改める。

第十五条の見出しを「（給付の種類）」に改め、同条中「（以下「年金給付」という。）」を「（以下単に「給付」という。）」に改め、同条第三号中「母子年金」の下に「、準母子年金」を加え、同条に次の一号を加える。

四　死亡一時金

第十六条中「年金給付」を「給付」に改める。

第十七条中「年金給付を受ける権利」を「年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（死亡の推定）

第十八条の二　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする年金給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

第十九条を次のように改める。

（未支給年金）

第十九条　年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。ただし、第五十三条第一項、第五十六条第一項、第六十一条第一項又は第六十四条の三第一項の規定によつて支給される年金については、この限りでない。

3　第五十三条第一項、第五十六条第一項、第六十一条第一項又は第六十四条の三第一項の規定によつて支給される年金に係る第一項の請求は、受給権者の死亡の日から起算して六箇月以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求をしなかつたことにつきやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

4　未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

5　未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十一条第二項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第二十二条から第二十五条まで中「年金給付」を「給付」に改める。

第二十八条の見出しを「（支給の繰下げ）」に改め、同条第一項中「老齢年金受給延期」を「老齢年金支給繰下げ」に改め、同条第四項中「前条」を「第二十七条」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

（特例支給）

第二十八条　保険料納付済期間が一年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が三十年をこえる者が六十五歳に達したときは、第二十六条各号のいずれにも該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

2　前項の規定により支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上	九、〇〇〇円

（支給の繰上げ）

第二十八条の二　第二十六条各号のいずれかに該当する者又は前条第一項に規定する老齢年金の支給要件に該当する者で、六十歳以上六十五歳未満のものは、六十五歳に達する前に、厚生大臣に老齢年金支給繰上げの請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、第二十六条及び前条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から五歳に達するまでの期間内でその者が希望する時から、その者に老齢年金を支給する。

3　前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条及び前条第二項の規定にかかわらず、第一項の請求があつた日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条又は前条第二項の表の下欄に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

第二十九条に次の一項を加える。

2　第二十八条の規定によつて支給される老齢年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、受給権者が七十歳に達したときは、消滅する。

第三十条第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加える。

ハ　初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

第三十条に次の一項を加える。

2　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において、前後の廃疾を併合して別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、その者に前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。ただし、新たに発した傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その者が初診日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていなかつた場合に限る。

「第四節　母子年金、遺児年金及び寡婦年金」を「第四節　母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金」に改める。

第一款　母子年金

第三十九条の見出しを「（母子年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十条の見出しを「（母子年金の額）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十一条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十二条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十三条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十四条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十五条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十六条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十七条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四十八条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第二款　遺児年金

第四十九条の見出しを「（遺児年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十条の見出しを「（遺児年金の額）」に改め、同条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十一条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十二条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十三条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十四条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十五条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十六条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十七条第一項中「遺児年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第三款　寡婦年金

第五十八条の見出しを「（寡婦年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五十九条の見出しを「（寡婦年金の額）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十一条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十二条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十三条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十四条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十五条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十六条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十七条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六十八条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第四款　老齢年金

第六十九条の見出しを「（老齢年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十条の見出しを「（老齢年金の額）」に改め、同条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十一条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十二条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十三条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十四条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十五条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十六条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十七条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七十八条第一項中「老齢年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第五款　障害年金

第七十九条の見出しを「（障害年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十条の見出しを「（障害年金の額）」に改め、同条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十一条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十二条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十三条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十四条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十五条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十六条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十七条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第八十八条第一項中「障害年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第六款　脱退一時金

第八十九条の見出しを「（脱退一時金の支給要件）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十条の見出しを「（脱退一時金の額）」に改め、同条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十一条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十二条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十三条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十四条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十五条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十六条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十七条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第九十八条第一項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第七款　雑則

第百条の見出しを「（年金給付の支給制限）」に改め、同条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百十九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二十九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百三十九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百四十九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十二条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十三条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十四条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十五条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十六条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十七条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十八条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百五十九条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百六十条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百六十一条第一項又は第六十四条の三第一項の規定によつて支給される年金については、この限りでない。

3　第五十三条第一項、第五十六条第一項、第六十一条第一項又は第六十四条の三第一項の規定によつて支給される年金に係る第一項の請求は、受給権者の死亡の日から起算して六箇月以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求をしなかつたことにつきやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

4　未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

5　未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十一条第二項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第二十二条から第二十五条まで中「年金給付」を「給付」に改める。

第二十八条の見出しを「（支給の繰下げ）」に改め、同条第一項中「老齢年金受給延期」を「老齢年金支給繰下

第三十七条の見出しを「（母子年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が夫の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十七条第一項各号を次のように改める。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当していること。

2　前項に規定する準母子状態とは、次の各号に定める状態をいう。この場合において、第一号及び第二号に規定する孫並びに第二号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く。）に限るものとする。

一　夫が死亡した場合においては、孫又は弟妹と生計を同じくすること。

二　男子たる子が死亡した場合においては、孫と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

三　父又は祖父が死亡した場合においては、弟妹と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

（母子年金に関する規定の準用等）

第四十一条の三　第三十八条から第四十一条までの規定は、準母子年金について準用する。

2　前項において準用する第三十九条第一項の規定によりその額が加算された準母子年金については、同条第三項の規定によつて年金額を改定するほか、孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月から、その生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に応じて、年金額を改定する。

3　準母子年金の受給権は、第一項において準用する第四十条の規定によつて消滅するほか、孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

（準母子年金の額の調整）

第四十一条の四　一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子年金の額は、前条第一項において準用する第三十八条及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2　前項の場合において、その受給権者に同項に規定する孫又は弟妹以外の孫又は弟妹があるときは、その孫又は弟妹に係る前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定による加算は、前項の規定による調整を行なつた後に行なうものとする。

3　第一項の場合において、同項に規定する準母子年金の受給権者のうちいずれかの者の受給権が消滅したときは、その消滅した日の属する月の翌月から、他の受給権者に支給する準母子年金の額を改定する。

4　前条第二項の規定は、第一項に規定する孫又は弟妹が二人以上ある場合における同項の準母子年金について準用する。

第三十七条の見出しを「（母子年金の支給要件）」に改め、同条第一項中「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が夫の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十七条第一項各号を次のように改める。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

2　前項に規定する準母子状態とは、次の各号に定める状態をいう。この場合において、第一号及び第二号に規定する孫並びに第二号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く。）に限るものとする。

一　夫が死亡した場合においては、孫又は弟妹と生計を同じくすること。

二　男子たる子が死亡した場合においては、孫と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

三　父又は祖父が死亡した場合においては、弟妹と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

（母子年金に関する規定の準用等）

第四十一条の三　第三十八条から第四十一条までの規定は、準母子年金について準用する。

2　前項において準用する第三十九条第一項の規定によりその額が加算された準母子年金については、同条第三項の規定によつて年金額を改定するほか、孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月から、その生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に応じて、年金額を改定する。

3　準母子年金の受給権は、第一項において準用する第四十条の規定によつて消滅するほか、孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

（準母子年金の額の調整）

第四十一条の四　一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子年金の額は、前条第一項において準用する第三十八条及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2　前項の場合において、その受給権者に同項に規定する孫又は弟妹以外の孫又は弟妹があるときは、その孫又は弟妹に係る前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定による加算は、前項の規定による調整を行なつた後に行なうものとする。

3　第一項の場合において、同項に規定する準母子年金の受給権者のうちいずれかの者の受給権が消滅したときは、その消滅した日の属する月の翌月から、他の受給権者に支給する準母子年金の額を改定する。

4　前条第二項の規定は、第一項に規定する孫又は弟妹が二人以上ある場合における同項の準母子年金について準用する。

（準母子年金の支給要件）

第四十一条の二　準母子年金は、夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときに、その者に支給する。ただし、その者が死亡者の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

第三十八条の見出しを「（母子年金の額）」に改め、同条（表の上欄を含む。）中「妻の」を削る。

第三十九条の見出しを削り、同条第三項第五号中「妻によつて生計を維持し」を「妻と生計を同じくし」に改める。

第四十条の見出しを「（母子年金の失権）」に改め、同条第一項第三項を次のように改める。

三　養子となつたとき（直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く。）。

第四十一条の見出しを「（母子年金の支給停止）」に改め、同条第二項中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第四十一条の二　準母子年金は、夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときに、その者に支給する。ただし、その者が死亡者の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たさ

5　一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつている孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上が、さらに他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるに至つたときは、そのなるに至つた日の属する月の翌月から従前その孫又は弟妹が支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた準母子年金の額を改定する。

（母子年金と準母子年金との調整）

第四十一条の五　準母子年金は、その受給権者又は当該準母子年金の支給の要件となり若しくはその額の加算の対象となる孫若しくは弟妹と生計を同じくすることによつて支給され若しくはその額が加算される他の準母子年金の受給権者が、母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2　前項の場合においては、当該準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹は、第三十九条の規定の適用については、妻が当該母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その妻と生活を同じくしたその妻の子とみなす。

3　母子年金の受給権者が準母子年金の受給権を取得したときは、その取得した日の属する月の翌月から、前項の規定により妻の子とみなされる者の数に応じて、当該母子年金の額を改定する。

第四十二条第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加える。

ハ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

第四十三条の表を次のように改める。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
二六年未満	一七、四〇〇円
二六年以上二七年未満	一八、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	一八、六〇〇円
二八年以上二九年未満	一九、二〇〇円
二九年以上三〇年未満	一九、八〇〇円
三〇年以上三一年未満	二〇、四〇〇円
三一年以上三二年未満	二一、〇〇〇円
三二年以上三三年未満	二一、六〇〇円
三三年以上三四年未満	二二、二〇〇円
三四年以上三五年未満	二二、八〇〇円
三五年以上三六年未満	二三、四〇〇円
三六年以上三七年未満	二四、〇〇〇円
三七年以上三八年未満	二四、六〇〇円
三八年以上三九年未満	二五、二〇〇円
三九年以上四〇年未満	二五、八〇〇円
四〇年	二六、四〇〇円

第四十七条第一項中「当該父の死亡についてその妻が」を「その受給権者の父の妻又は祖母若しくは姉が」に、「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に改め、同条第二項中「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に、「第六十一条」を「第六十一条又は第六十四条の三」に、「第六十七条」を「第六十六条第六項」に改め、「全額につき支給を停止されているとき」の下に「（第六十七条第二項の規定によりさかのぼつて停止されることとなつたときを含む。）」を加える。

第四十九条第一項ただし書中「受給権者であつたことがあるとき」の下に「、又は第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を加える。

第五十二条の次に次の一節を加える。

第四節の二　死亡一時金

（支給要件）

第五十二条の二　死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢年金、通算老齢年金、障害年金（第五十六条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）、母子年金（第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）又は準母子年金（第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く。）の受給権者又は受給権者であつたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

（遺族の範囲及び順位等）

第五十二条の三　死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2　死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3　死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（金額）

第五十二条の四　死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	金額
三年以上五年未満	五、〇〇〇円
五年以上一〇年未満	七、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円
一五年以上二〇年未満	二一、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	二八、〇〇〇円
二五年以上三〇年未満	三六、〇〇〇円
三〇年以上三五年未満	四四、〇〇〇円
三五年以上	五二、〇〇〇円

（支給の調整）

第五十二条の五　第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二に規定する者の死亡により遺児年金又は寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と遺児年金又は寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

「第五節　特例による老齢年金、障害年金及び母子年金」を「第五節　福祉年金」に改める。

第五十五条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号ロ中「二十歳に達した後」を「被保険者となつた後」に改め、同項第二号中「六十五歳」を「七十歳」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発して傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、同項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

第五十七条に次の一項を加える。

3　第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前二

項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項又は前条第二項の規定により当該廃疾と新たに発した傷病に係る廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号の要件に該当し」に、「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が被保険者となつた後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第六十四条の次に次の五条を加える。

（母子福祉年金についての適用除外規定）

第六十四条の二　第四十一条第二項の規定は、母子福祉年金に関しては、適用しない。

（準母子福祉年金の支給要件）

第六十四条の三　夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときは、第四十一条の二第一項に定める準母子年金の支給要件に該当したこと。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が被保険者となつた後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

2　前項に規定する準母子状態とは、第四十一条の二第二項各号に定める状態をいう。この場合において、同項第一号及び第二号に規定する孫並びに同項第一号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時義務教育終了前であり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く。）に限るものとする。

3　第一項の規定により支給する準母子年金は、準母子福祉年金と称する。

（母子福祉年金に関する規定の準用）

第六十四条の四　第六十二条から第六十四条の二までの規定は、準母子福祉年金について準用する。

（準母子福祉年金の額の調整）

第六十四条の五　一の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子福祉年金の額は、前条において準用する第六十二条及び第六十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2　前項の場合においては、第四十一条の四第二項から第五項までの規定を準用する。

3　第四十一条の四の規定は、その支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹を共通にする二箇の準母子年金のうち、そのいずれか一方が準母子福祉年金であるときは、適用しない。この場合においては、当該準母子福祉年金は、その支給を停止する。

（母子福祉年金と準母子福祉年金との調整）

第六十四条の六　第四十一条の五の規定は、準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権者及び準母子福祉年金の受給権者が母子年金の受給権を有する場合を有する場合には、適用しない。

2　準母子年金（準母子福祉年金を除く。）の支給の要件となり又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹と生計を同じくすることによつて支給され又はその額が加算される他の準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有するときは、第四十一条の五第一項の規定にかかわらず、当該母子福祉年金の支給を停止する。

第六十五条第一項中「及び母子福祉年金」に改め、同項第一号中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「子」の下に「、孫又は弟妹」を加える。

6　母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後（十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を除く。以下同じ。）の子又は夫の子、準母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後の子、孫又は弟妹のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得につき所得税法の規定により計算した同年分の同年の所得税額が、前項の規定により政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、当該母子福祉年金又は準母子福祉年金は、その支給を停止する。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合において

は、その損害を受けた月から翌月の四月までの福祉年金については、その損害を受けた年の前年又は前年における当該被災者の所得又は所得税額を理由とする第六十五条第四項又は前条第四項から第六項までの規定による支給の停止は、行なわない。

2　前項の規定により福祉年金の支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に規定する福祉年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

一　当該被災者が、損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子、孫又は弟妹一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。　当該被災者に支給する福祉年金

二　当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額があること。　当該被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金

三　当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、前条第五項の規定に基づく政令で定める金額以上であること。　当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金並びに当該被災者の母又は父の妻に支給する母子福祉年金及び当該被災者の母、祖母又は姉に支給する準母子福祉年金

3　前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第七十一条第一項中「遺児年金又は寡婦年金」を「準母子年金、遺児年金、寡婦年金又は死亡一時金」に、「被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫」を「夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは被保険者であつた者」に、「又は遺児年金」を「、準母子年金又は死亡一時金」に改め、同条第二項中「遺児年金」に改める。

第七十二条第二号中「子」の下に「、孫若しくは弟妹」を加える。

第七十四条中「三月三十一日」を「四月一日」に改める。

第七十五条第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。

第七十六条中「第二十八条第一項」の下に「、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項」を加え、「第三十条」を「第三十条、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項」に、「、第四十九条第一項及び第九十九条第一項」を「及び第四十九条第一項」に改め、同条の表（備考を除く。）中「三月三十一日」を「四月一日」に、「四月一日」を「四月二日」に改める。

第七十七条第一項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条第三項中「大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日」を「大正十五年四月二日から昭和五年四月一日」に改め、同条第四項中「第二十八条第四項中「前条」とあるのは、」を「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三第四項中「第二十七条」とあるのは、それぞれ」に改める。

第七十八条中「第五十三条第一項」を「第二十八条第一項及び第五十三条第一項」に改め、「第五十六条第一項」の下に「、第六十一条第一項及び第六十四条の三第一項」を加え、同条の表（備考を除く。）中「明治四十四

年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間」を「明治四十五年四月一日以前」に、「四十九歳をこえ、五十歳をこえない者」を「四十九歳をこえる者」に、「四月一日」を「四月二日」に、「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和十年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十六歳をこえる者）については、第二十八条第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間」とあるのは「保険料納付済期間と保険料免除期間と保険料納付済期間又は保険料免除期間とを合算した期間」と、第五十三条第一項（第五十六条第一項、第六十一条第一項及び第六十四条の三第一項の規定を適用する場合を含む。）中「保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間」とあるのは「保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十九条を次のように改める。

（廃疾の併合認定についての特例）

第七十九条　昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）については、第三十条第二項及び第五十六条第二項中「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

第八十条第一項中「七十歳以上である」を「七十歳をこえる」に改め、同条第二項中「三月三十一日」を「四月一日」に改める。

第八十一条第一項中「二十歳以上である」を「二十歳をこえる」に改め、同条第二項中「当該傷病により」を削り、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、「当該傷病により」を削る。

第八十二条第一項中「二十歳以上である」を「二十歳をこえる」に改め、同項第二号中「直系姻族及び直系姻族」を「直系姻族」に改め、同条第二項中「六十歳未満」を「七十歳未満」に改め、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に、「六十歳以上であつた」を「七十歳をこえていた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準母子福祉年金の特別支給）

第八十二条の二　夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持したもの（死亡者の死亡日において七十歳をこえていた者を除く。）が、死亡者の死亡の当時第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、当四月一日において第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　女子が、現に婚姻をしているとき。

二　女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2　明治四十四年四月一日以前に生まれた女子（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子、父又は祖父が死亡し、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持したもの（死亡者の死亡日において七十歳をこえていた者を除く。）が、死亡者の死亡の当時第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、当

該死亡者の死亡について第四十一条の二第一項又は第六十四条の三第一項の規定により準母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十三条中「前三条」を「前四条」に改める。

第八十九条第一号中「母子福祉年金」の下に「若しくは準母子福祉年金」を加える。

第九十二条第三項中「納期限までに」を削り、同条に次の一項を加える。

4　国民年金印紙に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九十三条第一項中「都道府県知事の承認を受け、」を削り、同条第二項中「市町村長」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「国民年金印紙によつて納付する場合を除き、」を削る。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条　削除

第百一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第百二条第一項中「(第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができることとなつた日)」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「(第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む。)」を「及び死亡一時金を受ける権利」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

第百四条中「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を、「子」の下に「、孫若しくは弟妹」を加える。

第百七条第二項中「受給権者、」を「受給権者又は」に改め、「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を加え、「又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されていない子」を「、孫若しくは弟妹」に改め、「、疾病若しくは負傷」を削る。

第百八条中「被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者」を「受給権者、受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくはその配偶者に対する公的年金各法に基く年金たる給付」を「受給権者若しくはその配偶者に対する公的年金給付」に改める。

第百九条の見出し中「年金給付」を「給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「給付」に、「逓信大臣」を「政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣」に改め、同条第二項中「前項の支払に必要な資金を逓信大臣」を「前項の規定により郵政大臣が給付の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣」に改める。

第百十一条中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第二条中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第四条中「第九条」を「第九条の二」に改める。

附則第五条中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に改める。

附則第六条第一項中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に、「都道府県知事の承認を受けて、」を「都道府県知事に申し出て、」に改め、同条第二項中「承認を受けた」を「申出をした」に改め、同条第三項中「承認」を「申出」に改め、同条第五項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二　明治四十四年四月二日以後に生まれた被保険者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）であつて第七条第二項に該当しない者が同項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

附則第七条第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。

附則第九条中「第三号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二　疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日前におけるその初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者の当該傷病による廃疾については、第三十条第二項及び第五十六条第二項の規定を適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

（死亡の推定に関する経過措置）

2　この法律による改正後の第十八条の二の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死が分らないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期が分らない者についても、適用する。

（未支給年金に関する経過措置）

3　昭和三十六年四月一日前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金につきこの法律による改正後の第十九条第四項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者（先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者）がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき順位の遺族とする。

（福祉年金の支給停止に関する経過措置）

5　この法律による改正後の第六十五条第四項及び第六十六条第六項の規定は、昭和三十六年五月以降の月分の福祉年金について適用し、同年四月以前の月分の福祉年金についての受給権者の所得による支給の停止及び同月以前の月分の母子福祉年金についての受給権者が妻又は夫の子と生計を同じくすることによる支給の停止については、なお従前の例による。第五十三条第一項又は第五十六条第一項の規定によつて支給される年金の受給権者で、その年金を請求しないで昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金の支給についても、同様とする。

4　昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死

6　昭和三十五年分の所得につき、この法律による改正後の第六十六条第五項の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十五号）による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替えるものとする。

（被保険者の資格に関する経過措置）

7　明治三十九年四月一日に生まれた者の被保険者の資格については、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　明治四十四年四月一日に生まれた者であつて、昭和三十六年四月一日において第七条第一項に該当し、かつ、同条第二項第一号に該当しなかつたものは、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の規定による申出があつたものとみなす。

（時効に関する経過措置）

9　この法律による改正後の第百二条第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

（地方税法の一部改正）

10　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号の二及び第六百七十二条第三号の二中「年金給付」を「給付」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

11　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「年金給付」を「給付」に改める。

（大蔵・厚生・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十八号（昭三六・一一・一）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六局」を「七局」に、「主税局」を「主税局（関税局）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条第一項第一号中「に関する制度及び酒類業組合等に関する制度」を「（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。）に関する制度（他国との租税に関する協定を含む。）」に改め、同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をすること。

第九条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（関税局の事務）

第九条の二　関税局においては、左の事務をつかさどる。

一　関税、とん税、特別とん税その他関税行政に関する制度（他国との関税に関する協定を含む。）の調査、企画及び立案をすること。

二　関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関すること。

三　関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行なうこと。

四　指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関すること。

五　税関貨物取扱人の免許を与え、これを監督すること。

六　税関統計を作成すること。

七　税関職員の教養及び訓練に関すること。

（財務研修所）

第十六条の三　財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2　財務研修所に支所を置く。

3　財務研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

（会計事務職員研修所）

第十六条の四　会計事務職員研修所は、国の職員に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2　会計事務職員研修所は、東京都に置く。

3　会計事務職員研修所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七条第一項の表中専売制度調査会の項を削る。

第十九条中「第九条第一項第一号から第九号まで」を「第九条第一号から第四号まで及び第九条の二各号」に改める。

第二十三条中「第九条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（関税、とん税及び特別とん税に関するものに限る。）、同項第四号から第九号まで」を「第九条の二各号」に改める。

第二十五条第一項中「税関長官房及び左の三部」を「左の四部」に、「監視部」を「総務部　監視部」に改め、同条第二項中「税関長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「監視部」を「総務部　監視部」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4　第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　金融機関資金審議会は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十九号（昭三六・一一・一）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

第三条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。

第三条第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二　地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行なうこと。

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「計画局都市局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二」を「第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二を」に改め、「第三十号に規定する事務のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関するもの」を「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「に規定する事務」に改め、「並びに同条第二十八号の二に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　計画局においては、前条第一号から第十八号の二まで、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの並びに同条第二十九号に規定する事務の総括に関する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの（附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八条第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。

第九条第一項中「並びに同条」を「、同条」に改め、「指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。

第十条第一項の表中央建設業審議会の項中「（昭和二十四年法律第百号）」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「、用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとし」を加え、「総務部」を「総務部用地部」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三六・一一・一）

◎日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廃疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廃疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ノ回収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条ノ二　当分ノ間大学若ハ大学院又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ硫黄島島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島（大東諸島ヲ含ム）ニ於ケル第十六条ノ四第二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六条ノ三　当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学（国立工業教員養成所ヲ含ム）」ト読替フルモノトス

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び附則第三十六条ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学する者に対しその在学期間中

に貸与した貸与金についても、適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百七十一号（昭三六・一一・一）

◎家畜改良増殖法の一部を改正する法律

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第三条）」を「第一章　総則（第一条―第三条）

総則（第一条―第三条）

の二　家畜の改良増殖に関する目標等（第三条の二―第三条の五）」に、「第三章　家畜人工授精（第十一条―第三十二条）」を「第三章　家畜人工授精（第十一条―第三十二条の十一）

第三章の二　家畜登録事業（第三十二条の二―第三十二条の六―第三十二条の十五）

第三章の三　家畜改良増殖審議会（第三十二条の十六―第三十二条の十八）」に改める。

第一条中「種畜を確保し、その利用を増強し、その他」を「家畜の改良増殖を計画的に行なうための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精に関する規制等について定めて、」に、「図ること」を「図り、あわせて農業経営の改善に資すること」に改める。

第二条の見出し中「を促進する義務」を「の促進と家畜の導入」に改め、同条中「国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても」を「国及び都道府県は、」に改め、同条に次の二項を加える。

2　国及び都道府県は、前項の規定により、家畜の改良増殖の促進に有効な事項として、助成等の援助措置を講じ又は指導を行なうに当たつては、有畜農家育成基準に準拠して家畜の導入を行なう農業者に優良な資質を有する家畜の導入が行なわれることとなることその他当該援助措置又は指導が家畜を導入してその農業経営の改善を図る農業者の当該経営の改善の促進に資することとなるように努めるものとする。

3　前項の有畜農家育成基準は、農業経営の改善を図るため、第三条の二第一項の家畜改良増殖目標、農業経営の状況及び改善の目標等を勘案して農林大臣が有畜農業経営の育成に関して定める基準とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　家畜の改良増殖に関する目標等（家畜改良増殖目標）

第三条の二　農林大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜（次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。）につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良増殖目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない。

3　農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改良増殖審議会の意見をきかなければならない。

（都道府県の家畜改良増殖計画）

第三条の三　都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画（以下「家畜改良増殖計画」という。）を定めることができる。

2　家畜改良増殖計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　家畜の改良増殖の目標

二　計画の期間

三　種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

四　前号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

五　家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

六　講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

七　その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項

3　都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならない。

4　都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の援助）

第三条の四　国は、都道府県知事が前条第一項の規定により家畜改良増殖計画を定めた場合には、当該都道府県に対し、国の所有する優良な資質を有する家畜の貸付けその他当該家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行なうように努めるものとする。

（家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置）

第三条の五　農林大臣又は都道府県知事は、次条第三項の家畜の血統、能力及び体型による等級に係る基準又は第二十七条第一項の規格を定め、その他次章から第四章までの規定を実施するに当たつては、それぞれ、家畜改良増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように努めるものとする。

第四条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条第一項中「種付（家畜人工授精を含む。以下同じ。）」を「種付け又は家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取」に、「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

第五条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条中「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

第九条第一項中「種付」を「種付け」に改め、同条第二項中「種付に関する事項」を「種付け及び家畜人工授精用精液の採取に関する事項」に改め、同条第四項中「種付を」を「種付けを」に改め、「若しくは精液採取証明書」を削り、「家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）」を「家畜人工授精用精液」に、「精液採取に関する証明」を「精液採取に関する証

明書」に改める。

第十条中「精液採取証明書」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

4　第二項但書の場合には、当該家畜人工授精師は、当該家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の所有者から精液採取に関する証明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十二条第二項中「採取に関する証明」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第二十二条中「第十五条の家畜人工授精簿」を「第十三条第二項の家畜人工授精用精液証明書、同条第四項の精液採取に関する証明書、第十五条の家畜人工授精簿並びに第二十二条第二項の授精証明書及び精液採取に関する証明書」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二　家畜登録事業

（家畜登録事業に係る承認）

第三十二条の二　家畜につき、その血統、能力又は体型を審査して一定の基準に適合するものを登録する事業（以下「家畜登録事業」という。）を行なおうとする者は、省令で定める手続により、当該事業の実施に関する規程（以下「登録規程」という。）を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2　登録規程においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　登録する家畜の種類

二　登録の種類及び方法

三　審査の基準に関する事項

四　登録手数料に関する事項

五　家畜登録簿に関する事項

3　家畜登録事業を行なう者（以下「家畜登録機関」という。）は、登録規程を変更しようとするときは、省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

4　農林大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容が、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5　家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、省令で定める手続により、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（国の援助）

第三十二条の三　国は、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

（必要措置命令）

第三十二条の四　農林大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（業務の停止命令）

第三十二条の五　農林大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることができる。

2　第十九条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三章の三　家畜改良増殖審議会

（設置）

第三十二条の六　農林省に家畜改良増殖審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十二条の七　審議会は、第三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三十二条の八　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十二条の九　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第三十二条の十　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（政令への委任）

第三十二条の十一　この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条中「種付」を「種付け、家畜人工授精」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

2　この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに、同項の規定により、農林大臣に対し、その登録規程につき同項の承認の申請をしなければならない。

3　前項に規定する者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けた者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をするかどうかの処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。次項において「経過措置期限」という。）までは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができる。

六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第三十二条の五の規定による業務の停止の命令に違反した者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに、同項の規定により、農林大臣に対し、その登録規程につき同項の承認の申請をしなければならない。

3　前項に規定する者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けた者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をするかどうかの処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。次項において「経過措置期限」という。）までは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができる。

4　附則第二項に規定する者については、経過措置期限までは、改正後の第三十二条の二第三項、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しない。

5　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

「飼料需給安定審議会	飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

を

「家畜改良増殖審議会	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
飼料需給安定審議会	飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十二号（昭三六・一一・一）

◎家畜商法の一部を改正する法律

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「免許制度を実施することにより」を「免許、営業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もつて」に改める。

第二条中「次条の規定による免許」を「次条第一項の免許」に、「業務」を「事業」に改める。

第三条第一項中「省令」を「農林省令」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の免許は、次の各号の一に該当する者でなければ、与えない。

一　農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

二　前号に該当する者以外の者であつて、その家畜の取引の業務（農林省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの

第四条中「左の各号」を「前条第二項各号の一に該当する者であつても、次の各号」に、「前条の免許」を「同条第一項の免許」に改め、同条に次の二号を加える。

四　家畜の取引の業務を行なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが前条第二項第一号に該当する者でないもの

五　その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者のすべて（当該業務を行なう事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

第四条の次に次の一条を加える。

（講習会の開催及び修了証明書の交付）

第四条の二　都道府県知事は、毎年一回を常例として、第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される年については、この限りでない。

2　第三条第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事は、同号の講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

第六条第一項中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に改め、同条第二項中「第三条の免許を与えたときは」を「第三条第一項の免許を与えたときは、農林省令で定めるところにより、その者に対し、その家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ」に改める。

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四条第一号若しくは第二号に該当するとき」を「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなつた場合を除く。）」に改め、同条を第四条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（講習会の開催及び修了証明書の交付）

第五条　都道府県知事は、毎年一回を常例として、第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される年については、この限りでない。

2　第三条第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事は、同号の講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

第六条第一項中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に改め、同条第二項中「第三条の免許を与えたときは」を「第三条第一項の免許を与えたときは、農林省令で定めるところにより、その者に対し、その家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ」に改める。

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四条第一号若しくは第二号に該当するとき」を「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなつた場合を除く。）」に改め、同条を第四条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（講習会の開催及び修了証明書の交付）

**第四条の二

（営業保証金の還付）

第十条の四　家畜商と家畜の取引の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に関し、当該家畜商が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

（営業保証金の不足額の供託等）

第十条の五　家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が増加したため、又は前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その不足額を住所のもよりの供託所に供託しなければならない。

2　第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の保管替え等）

第十条の六　家畜商は、その住所を移転したためそのもよりの供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託しているときは、遅滞なく、法務省令、農林省令で定めるところにより、これを供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の住所のもよりの供託所への営業保証金の保管替えを請求し、その他のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の住所のもよりの供託所に新たに供託しなければならない。

2　第十条の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の取りもどし）

第十条の七　家畜商名簿の登録が消除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、当該家畜商であつた者が供託した営業保証金を取りもどすことができる。

2　家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に関する者の数が減少した場合において、営業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額をこえることとなつたときは、そのこえる部分の額の営業保証金を取りもどすことができる。

3　家畜商は、前条第一項の規定により供託したときは、その移転前の住所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取りもどすことができる。

4　第一項又は第二項の規定による営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十条の四第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取りもどすことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

5　前項の公告その他営業保証金の取りもどしに関し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

第十一条の次に次の二条を加える。

（家畜の取引に関する帳簿の備付け等）

第十一条の二　家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに、家畜の取引に関する帳簿を備え、これに、家畜の取引のあつたつど、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別の頭数その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

（立入検査）

第十一条の三　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示

しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第十条第二項又は第三項の規定に違反した者

第十三条中「業務」を「事業」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反した者

二　第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三　第十一条の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の家畜商法（以下「旧法」という。）の規定により旧法第三条第一項の免許を受けている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の家畜商法（以下「新法」という。）の規定による新法第一項の免許を受けた者についてはその免許の日まで）にした当該免許の申請に対し免許をするかどうかの処分がその日までになかつた者については、その処分のある時。以下「経過措置期限」という。）までは、新法の規定により当該免許を受けた者とみなす。

3　旧法の規定によつてされた家畜商名簿への登録は、経過措置期限までは、新法の規定によつてされた家畜商名簿への登録とみなす。

4　旧法の規定によつて交付された家畜商免許証は、経過措置期限までは、新法の規定によつて交付された家畜商免許証とみなす。

5　都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して十月以内に少なくとも一回新法第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その期間内にその都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される場合は、この限りでない。

6　附則第二項の規定により免許を受けた者とみなされる者については、経過措置期限までは、新法第七条第一項中「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当することとなつたとき（同項第一号に該当することとなつた場合を除く。）」とあるのは、「第四条第一号若しくは第二号に該当することとなつたとき」とする。

7　前項に規定する者については、経過措置期限までは、新法第十条第二項及び第三項並びに第十条の二から第十条の七までの規定は、適用しない。

8　附則第六項に規定する者が、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに新法の規定により新法第三条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請をしたがその期限までにこれについて免許をするかどうかの処分がなく、その後においてその免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところにより、第十条の二第一項の規定により営業保証金を供託しなければならない。

9　前項の規定により営業保証金を供託した者は、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その住所地を管轄する都道府県知事に対し、新法第十条の

二第二項の規定による届出をしなければならない。

10　都道府県知事は、附則第八項の規定により営業保証金を供託しなければならない者から前項の規定による届出がなされなかつたときは、その者に与えた新法第三条第一項の免許を取り消すことができる。

11　前項の場合には、新法第七条第三項の規定を準用する。

12　新法第十条の四の規定は、この法律の施行前に締結された家畜の取引（新法第二条に規定する家畜の取引をいう。）の契約により生じた債権に関しては、適用しない。

13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十三号（昭三六・一一・一）

◎家畜取引法の一部を改正する法律

家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十二条―第十八条）」を「（第十二条―第十八条の二）」に、「産地家畜市場の再編整備（第十九条―第二十六条）」を「地域家畜市場の再編整備（第十九条―第二十六条の二）」に改める。

第一条中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

4　この法律において「地域家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において生産される家畜についての家畜取引のために開設されるものをいう。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　都道府県知事は、家畜取引を業とする者が第十五条の規定に違反したときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その者が違反行為をした家畜市場における家畜取引の業務の停止を命ずることができる。

第四章の章名中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第十九条第一項中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同条第二項第一号中「及び農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項各号に掲げる中小企業等協同組合」に、「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同項第二号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二十条第一項、第二項及び第四項中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再編整備に係る勧告）

第二十条の二　都道府県知事は、第十九条第一項の地域家畜市場の再編整備を行なうことが必要であると認められる一定の区域であつて、その区域内に開設されている地域家畜市場の開設者からの申請があるとすれば同条の規定により市場再編整備地域として指定することができると認められるものがある場合において、当該地域家畜市場の再編整備を促進することがその区域内における畜産の振興と農業経営の安定のために特に必要であると認められるときは、当該地域家畜市場の開設者に対し、同項の申請をすべき旨の勧告をすることができる。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条及び第二十六条中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（国及び都道府県の援助）

第二十六条の二　国及び都道府県は、市場再編整備計画の円滑な実施を確保するため、市場再編整備計画に係る地域家畜市場の開設者に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（家畜市場の開場日等における市場外取引の制限）

第二十七条の二　家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日（開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日）には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少限度のものにつき、しなければならない。

3　第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。

4　都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。

第二十八条中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第三十三条第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第三十五条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第十八条の二の規定による業務の停止命令に違反した者

三　第二十七条の二第一項の規定に違反した者

附則第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5　当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状況からみて著しく過多と認められる場合においては、第十五条の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。

6　前項の許可には、条件を附することができる。

7　前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の第十九条第一項の規定によつてした市場再編整備地域の指定は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十四号（昭三六・一一・一）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三万円」を「三万二千七百円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2　国会議員の秘書が昭和三十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定による給料の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百七十五号（昭三六・一一・一）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十八万円」を「十八万五千円」に改める。

第四条第二項中「四千七百円」を「四千九百円」に、「五千八百円」を「六千円」に改める。

第九条中「四千七百円」を「四千九百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二五五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一八五、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣官房長官 総理府総務長官	一五五、〇〇〇円
法制局長官 宮内庁長官	
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 侍従長	一三五、〇〇〇円
式部官長	一一四、〇〇〇円
公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	一〇四、〇〇〇円

別表第二

官職名	俸給月額
大使	五号俸　一五五、〇〇〇円
	四号俸　一三五、〇〇〇円
	三号俸　一一四、〇〇〇円
	二号俸　一〇四、〇〇〇円
	一号俸　九四、〇〇〇円
公使	四号俸　一三五、〇〇〇円
	三号俸　一一四、〇〇〇円
	二号俸　一〇四、〇〇〇円
	一号俸　九四、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸　七一、九〇〇円
	七号俸　六四、九〇〇円
	六号俸　五七、九〇〇円
	五号俸　五一、九〇〇円
	四号俸　四五、五〇〇円
	三号俸　三九、一〇〇円
	二号俸　三三、七〇〇円
	一号俸　二八、二〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十六年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百七十六号（昭三六・一一・一）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内、第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二年以内の期間、採用の日から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一　科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの　月額二千五百円

二　前号の官職以外の官職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事院規則で定めるもの　月額千円

第十二条第二項ただし書中「六百円」を「七百五十円」に、「百円」を「二百円」に改め、同条第三項中「百円」を「二百円」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第十八条の二　第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百分の二十五の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第十九条中「前四条」を「第十五条から第十八条まで」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の七十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。

第二十二条第一項中「四千七百円」を「四千九百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,900	61,100	41,500	28,000	20,800	16,200	13,200	9,100
2	87,000	64,300	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	90,200	67,500	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	93,400	70,600	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	96,600	73,700	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	99,800	76,800	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	103,000	79,900	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	106,200	83,000	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	109,400	86,100	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10		88,500	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11		90,400	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12		91,900	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13		93,400	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14			71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15				51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16				53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17				54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18				56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19				57,100	41,800	35,000		

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	22,200	16,200	13,300	9,300	7,600
2	23,300	17,200	14,300	9,900	8,000
3	24,400	18,200	15,300	10,500	8,400
4	25,500	19,200	16,200	11,100	8,800
5	26,600	20,200	17,100	11,700	9,300
6	27,700	21,200	18,000	12,500	9,800
7	28,800	22,200	18,900	13,300	10,300
8	29,900	23,100	19,700	14,100	10,800
9	30,900	24,000	20,500	15,000	11,500
10	31,900	24,900	21,200	15,900	12,200
11	32,900	25,800	21,900	16,600	12,900
12	33,800	26,700	22,600	17,200	13,500
13	34,700	27,600	23,200	17,800	14,100
14	35,600	28,400	23,800	18,300	14,600
15	36,500	29,200	24,400	18,800	15,100
16	37,400	29,900	25,000	19,300	15,600
17	38,300	30,500	25,500	19,800	16,100
18	39,100	31,100	26,000	20,300	16,600
19	39,900	31,700	26,500	20,800	17,100
20	40,700	32,300	27,000	21,300	17,600
21	41,400	32,800	27,500	21,800	18,100
22	42,100	33,300	28,000	22,300	18,600
23	42,800	33,800	28,400	22,800	19,100
24	43,500	34,300	28,800	23,300	19,600
25	44,100	34,800	29,200	23,700	20,100
26	44,700	35,300	29,600	24,100	20,600
27	45,300	35,800	30,000	24,500	21,100
28	45,800	36,300	30,400	24,900	21,600
29	46,300	36,800	30,800	25,300	22,000
30				25,700	22,400
31					22,800
32					23,200
33					23,600

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,400	8,500
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,900	8,900
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,400	9,400
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	12,200	9,900
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	13,000	10,400
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	14,000	10,900
7	65,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	15,000	11,400
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	16,000	11,900
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	17,000	12,800
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	18,000	13,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	19,000	14,800
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	20,000	15,800
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	21,000	16,800
14			53,200	40,900	33,700	29,000	22,000	17,800
15			54,700	41,800	34,500	29,700	23,000	18,600
16			56,000	42,500	35,300	30,400	23,900	19,300
17			57,100	43,200	36,000	31,100	24,600	20,000
18					36,700	31,800	25,300	20,700
19					37,400	32,500	26,000	21,400
20					38,100	33,100	26,700	22,100
21						33,700	27,400	22,700
22						34,300	28,100	23,300
23							28,700	23,900
24							29,300	24,500
25							29,900	25,100

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	44,100	30,900	23,000	16,500	10,900
2	46,700	32,800	24,500	17,800	11,300
3	49,300	34,700	26,100	19,100	12,000
4	51,900	36,600	27,700	20,400	12,900
5	54,500	38,500	29,300	21,700	14,100
6	57,100	40,400	30,900	23,000	15,300
7	59,600	42,300	32,500	24,300	16,500
8	62,100	44,100	34,100	25,600	17,600
9	64,600	45,900	35,700	26,900	18,700
10	67,100	47,700	37,300	28,200	19,800
11	69,200	49,500	38,900	29,500	20,900
12	70,800	51,300	40,500	30,800	22,000
13	72,300	53,100	41,700	31,900	22,900
14	73,600	54,700	42,900	33,000	23,800
15	74,900	56,000	43,900	33,900	24,700
16	76,200	57,300	44,900	34,800	25,600
17	77,500	58,400	45,800	35,700	26,500
18			46,700	36,500	27,400
19				37,300	28,100
20				38,100	28,800
21					29,500
22					30,100
23					30,700
24					31,300

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,100
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,600
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,100
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	11,600
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
7	65,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	16,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	17,700
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	18,600
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	19,500
14			53,200	40,900	33,700	29,000	20,200
15			54,700	41,800	34,500	29,700	20,800
16			56,000	42,500	35,300	30,400	21,400
17			57,100	43,200	36,000	31,000	
18					36,700	31,600	

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	51,100	41,500	31,200	20,900	15,200	12,200	10,800
2	53,600	43,900	32,800	22,200	16,300	13,200	11,200
3	56,200	46,300	34,400	23,600	17,400	14,200	11,600
4	58,700	48,700	36,000	25,000	18,500	15,200	12,200
5	61,200	51,100	37,600	26,400	19,700	16,300	13,200
6	63,700	53,600	39,200	27,800	20,900	17,400	14,200
7	65,700	55,700	40,800	29,200	22,100	18,500	15,200
8	67,700	57,300	42,600	30,600	23,300	19,600	16,300
9	69,500	58,900	44,400	32,200	24,500	20,700	17,400
10	71,000	60,200	46,200	33,800	25,700	21,800	18,500
11		61,500	48,000	35,400	26,900	22,900	19,600
12		62,800	49,800	37,000	28,100	24,000	20,700
13		64,100	51,600	38,600	29,400	25,200	21,800
14			53,200	39,900	30,600	26,400	22,900
15			54,700	40,800	31,800	27,600	24,000
16			56,000	41,700	33,000	28,800	25,200
17			57,100	42,400	34,000	30,000	26,400
18				43,100	35,000	31,200	27,500
19				43,800	36,000	32,200	28,600
20				44,500	37,000	33,200	29,600
21				45,200	38,000	34,100	30,600
22					38,800	34,900	31,500
23					39,600	35,700	32,400
24					40,300	36,500	33,100
25					41,000	37,200	33,800
26					41,700	37,900	34,500
27						38,600	35,200
28						39,300	35,800
29							36,400
30							37,000

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	34,500	14,700	9,900
2	36,200	15,700	10,300
3	37,900	16,700	10,700
4	39,600	17,800	11,400
5	41,300	18,900	12,200
6	43,000	20,000	13,100
7	45,000	21,300	14,100
8	47,000	22,600	15,200
9	49,000	23,900	16,300
10	51,000	25,200	17,400
11	53,000	26,500	18,500
12	55,000	27,800	19,700
13	57,000	29,100	20,900
14	59,000	30,400	22,100
15	61,000	31,700	23,300
16	63,000	33,100	24,500
17	65,000	34,500	25,600
18	66,700	35,900	26,700
19	68,300	37,300	27,800
20	69,700	38,700	28,900
21	71,100	40,100	30,000
22	72,300	41,500	31,000
23	73,500	43,200	31,900
24		44,900	32,700
25		46,600	33,500
26		48,300	34,300
27		50,100	34,900
28		51,900	35,500
29		53,700	36,100
30		55,500	36,700
31		56,800	37,300
32		58,100	
33		59,400	
34		60,500	
35		61,600	
36		62,700	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	23,000	17,100	12,200	8,600
2	24,300	18,200	13,100	9,100
3	25,600	19,400	14,100	9,600
4	26,900	20,600	15,100	10,200
5	28,200	21,800	16,100	10,800
6	29,500	23,000	17,100	11,400
7	30,800	24,200	18,200	12,200
8	32,100	25,400	19,300	13,000
9	33,400	26,600	20,400	13,800
10	34,600	27,800	21,500	14,700
11	35,700	29,000	22,600	15,700
12	36,700	30,200	23,700	16,700
13	37,700	31,200	24,500	17,700
14	38,700	32,200	25,300	18,700
15	39,700	33,100	26,100	19,700
16	40,700	34,000	26,900	20,500
17	41,700	34,800	27,700	21,200
18	42,700	35,500	28,500	21,800
19	43,600	36,200	29,200	22,400
20	44,500	36,900	29,900	23,000
21	45,400	37,500	30,600	23,600
22	46,300	38,100	31,300	24,200
23	47,200	38,700	31,900	24,800
24	48,000	39,300	32,500	25,400
25	48,800	39,900	33,100	26,000
26	49,600		33,700	26,600

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	83,900	41,100	27,800	22,500	14,700	10,700
2	87,000	43,700	29,700	24,100	15,900	11,400
3	90,200	46,300	31,600	25,700	17,100	12,300
4	93,400	48,900	33,500	27,300	18,300	13,200
5	96,600	51,500	35,400	28,900	19,600	14,200
6	99,800	54,100	37,300	30,500	20,900	15,300
7	103,000	56,700	39,200	32,100	22,200	16,400
8	106,200	59,300	41,100	33,700	23,500	17,500
9	109,400	61,900	43,000	35,300	24,800	18,700
10		64,500	44,900	36,900	26,100	19,900
11		67,100	46,800	38,500	27,500	21,200
12		69,700	48,700	40,100	28,900	22,500
13		72,300	50,600	41,700	30,300	23,800
14		74,900	52,500	43,300	31,700	25,100
15		77,500	54,400	44,900	32,900	26,300
16		79,600	56,300	46,500	34,100	27,500
17		81,700	58,200	48,100	35,300	28,600
18		83,800	59,900	49,700	36,400	29,700
19		85,800	61,500	51,300	37,500	30,800
20		87,800	63,100	52,900	38,600	31,800
21		89,700	64,500	54,400	39,700	32,800
22		91,600	65,900	55,900	40,800	33,800
23		93,400	67,100	57,300	41,800	34,700
24			68,300	58,600	42,800	35,600
25				59,900	43,700	36,400
26				61,100	44,600	37,200
27				62,200	45,500	38,000
28				63,200	46,400	

備考(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

別第表六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	83,900	37,900	22,900	13,500	10,700	9,100
2	87,000	39,800	24,400	14,600	11,500	9,500
3	90,200	41,700	25,900	15,800	12,500	9,900
4	93,400	43,600	27,400	17,000	13,500	10,300
5	96,600	45,500	28,900	18,300	14,600	10,700
6	99,800	47,400	30,400	19,600	15,700	11,500
7	103,000	49,700	31,900	20,900	16,900	12,500
8	106,200	52,000	33,400	22,200	18,100	13,500
9	109,400	55,100	34,900	23,500	19,300	14,500
10		58,200	36,400	24,800	20,500	15,500
11		61,300	37,900	26,200	21,700	16,500
12		64,400	39,400	27,600	22,900	17,500
13		67,500	40,900	29,000	24,100	18,400
14		70,600	42,400	30,400	25,400	19,200
15		73,700	43,900	31,800	26,700	19,800
16		76,800	45,400	33,200	28,000	20,400
17		79,400	46,900	34,600	29,300	21,000
18		82,000	48,400	36,000	30,600	21,600
19		83,900	49,800	37,400	31,600	
20		85,500	51,200	38,800	32,600	
21		87,000	52,600	40,200	33,600	
22		88,500	54,000	41,600	34,600	
23			55,200	42,800	35,600	
24			56,400	44,000	36,500	
25			57,600	45,200	37,300	
26			58,600	46,200	38,100	
27			59,600	47,100	38,900	
28				48,000	39,600	
29				48,900	40,300	
30				49,700		

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	27,100	11,400	9,900
2	28,400	12,500	10,300
3	29,700	13,600	10,700
4	31,100	14,700	11,400
5	32,500	15,600	12,200
6	33,900	16,500	13,100
7	35,300	17,500	14,000
8	36,700	18,500	15,000
9	38,100	19,500	16,000
10	39,800	20,700	17,000
11	41,500	21,900	18,000
12	43,200	23,200	19,000
13	44,900	24,500	20,000
14	46,600	25,800	21,100
15	48,300	27,100	22,200
16	50,100	28,400	23,300
17	51,900	29,700	24,400
18	53,700	31,000	25,200
19	55,500	32,300	26,000
20	56,800	33,600	26,800
21	58,100	34,900	27,600
22	59,400	36,200	28,300
23	60,500	37,500	29,000
24	61,600	38,700	29,700
25	62,700	39,900	30,300
26	63,600	41,100	
27	64,500	42,300	
28		43,500	
29		44,700	
30		45,900	
31		47,000	
32		48,100	
33		49,200	
34		50,200	
35		51,200	
36		52,100	
37		52,900	
38		53,700	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	45,200	32,300	18,100	13,200	10,700	9,500
2	47,800	34,200	19,500	14,100	11,400	9,900
3	50,400	36,100	20,900	15,100	12,300	10,300
4	53,000	38,000	22,300	16,100	13,200	10,700
5	55,700	39,800	23,700	17,100	14,100	11,400
6	58,400	41,600	25,100	18,100	15,100	12,300
7	61,000	43,400	26,500	19,300	16,100	13,200
8	63,000	45,200	27,900	20,500	17,100	14,100
9	65,000	47,000	29,300	21,700	18,100	14,800
10	66,600	48,800	30,700	22,900	19,100	15,400
11	68,200	50,500	32,100	24,100	20,100	16,000
12	69,700	51,900	33,500	25,300	21,200	16,600
13	71,000	53,200	34,900	26,500	22,300	17,100
14		54,300	36,300	27,700	23,400	
15		55,400	37,500	28,900	24,500	
16		56,500	38,600	30,000	25,500	
17			39,700	31,000	26,400	
18			40,600	31,800	27,300	
19			41,500	32,600	27,900	
20			42,300	33,400	28,500	
21			43,100	34,200	29,100	
22				35,000	29,700	
23				35,700	30,300	
24				36,400		
25				37,100		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	24,500	18,200	12,500	9,900
2	25,900	19,400	13,400	10,500
3	27,300	20,600	14,300	11,100
4	28,700	21,900	15,200	11,700
5	30,100	23,200	16,200	12,500
6	31,500	24,500	17,200	13,300
7	32,900	25,800	18,200	14,200
8	34,300	27,100	19,200	15,100
9	35,700	28,400	20,200	16,000
10	36,000	29,700	21,200	16,900
11	38,300	31,000	22,200	17,800
12	39,600	32,300	23,200	18,500
13	40,900	33,400	24,100	19,200
14	42,200	34,500	24,900	19,900
15	43,400	35,300	25,700	20,500
16	44,600	36,100	26,400	21,000
17	45,800	36,800	27,100	21,500
18	46,700	37,500	27,700	22,000
19	47,600	38,200	28,300	22,500
20	48,500	38,900	28,900	
21	49,300	39,600	29,500	
22	50,100	40,300		
23	50,900	40,900		
24	51,700	41,500		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円		円	円	円
1	83,900	55,600	39,200	27,800	17,100
2	87,000	58,100	41,500	29,700	18,300
3	90,200	60,600	43,800	31,600	19,600
4	93,400	63,100	46,100	33,500	20,900
5	96,600	65,600	48,400	35,400	22,500
6	99,800	68,100	50,800	37,300	24,100
7	103,000	70,600	53,200	39,200	25,700
8	106,200	73,100	55,600	41,100	27,300
9	109,400	75,600	58,000	43,000	28,900
10		78,100	60,400	44,900	30,500
11		80,100	62,800	46,800	32,100
12		82,100	65,200	48,700	33,700
13		83,800	66,900	50,600	35,300
14		85,500	68,600	52,500	36,900
15		87,000	70,100	54,400	38,500
16		88,500	71,600	55,900	40,100
17			73,000	57,400	41,700
18			74,300	58,700	43,300
19			75,600	60,000	44,900
20				61,300	46,500
21				62,500	47,900
22				63,600	49,300
23				64,700	50,600
24					51,800
25					52,800
26					53,800

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第十条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により行政職俸給表㈡の適用を受ける職員のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する職員で人事院が定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降行政職俸給表㈠を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が附則別表第二に掲げられている場合においてはその号俸に対応する同表に掲げる号俸とし、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。

3　切替日の前日において改正前の法の規定により研究職俸給表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸に対応する附則別表第四に掲げる号俸とする。

4　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

5　前三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員で人事院が定めるものに対する切替日以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、人事院が定める期間を前三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

6　教育職俸給表㈡の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十号）附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに対するこの法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「十五月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。

7　昭和三十二年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号。以下第十四項及び第十五項において「昭和三十二年改正法」という。）による改正前の法の規定による高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職俸給表㈡又は教育職俸給表㈢の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日までの間に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により学士と称することができる者又は学位を授与された者（以下この項において「学士等」という。）となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の法第八条第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間（以下この項において「昇給期間」という。）を短縮することができる。ただし、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則第七項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十二年四月一日以後学士等となつたことによりその号俸を一号俸以上上位の号俸に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事院の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわない。

8　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに行政職俸給表㈡の適用を受けるタイピスト等となつた者については、当該タイピスト等となつた日以降行政職俸給表㈠を適用するものとし、その者並びに切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、行政職俸給表㈡の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの、新たに研究職俸給表の適用を受ける職員となつた者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額について異動のあつたものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

9　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

10　昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間（附則第五項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11　附則第二項の規定により行政職俸給表㈠の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまで

の間)、支給する。

12　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等となつた者及び行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下この項において「新職員等の基準額」という。)に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

13　前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額との合計額」とする。

14　切替日以後施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に対応する昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額が、改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に対応するこれらの規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員(昭和三十二年改正法附則第二十一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。)については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

15　施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者(同法附則第二十一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける者を除く。)の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額における旧暫定手当月額(施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額に加算した額とする。

16　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

17　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(給与の内払)

18　改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

19　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項第一号中「行政職俸給表(二)」の下に「及び研究職俸給表」を加える。

附則別表第一　附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する行政職俸給表(二)の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1等級	6等級
2等級	6等級
3等級	7等級
4等級	8等級
5等級	8等級

附則別表第二　附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	6号俸
2号俸	7号俸
3号俸	8号俸
4号俸	9号俸
5号俸	10号俸
6号俸	11号俸
7号俸	12号俸
8号俸	13号俸
9号俸	14号俸
10号俸	15号俸
11号俸	16号俸
12号俸	17号俸
13号俸	19号俸

ロ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	5号俸
7号俸	6号俸
8号俸	7号俸
9号俸	8号俸
10号俸	9号俸
11号俸	10号俸
12号俸	10号俸
13号俸	11号俸
14号俸	12号俸
15号俸	12号俸
16号俸	13号俸
17号俸	14号俸
18号俸	14号俸
19号俸	15号俸
20号俸	15号俸
21号俸	16号俸
22号俸	17号俸
23号俸	17号俸
24号俸	18号俸
25号俸	19号俸
26号俸	19号俸

ハ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	7号俸
9号俸	8号俸
10号俸	9号俸
11号俸	9号俸
12号俸	10号俸
13号俸	10号俸
14号俸	11号俸
15号俸	12号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸
18号俸	13号俸
19号俸	14号俸
20号俸	14号俸
21号俸	15号俸
22号俸	16号俸
23号俸	16号俸
24号俸	17号俸
25号俸	18号俸
26号俸	18号俸

ニ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	6号俸
6号俸	7号俸
7号俸	8号俸
8号俸	9号俸
9号俸	10号俸
10号俸	11号俸
11号俸	12号俸
12号俸	12号俸
13号俸	13号俸
14号俸	14号俸
15号俸	15号俸
16号俸	15号俸
17号俸	16号俸
18号俸	17号俸
19号俸	18号俸

ホ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
5号俸	1号俸
6号俸	2号俸
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
10号俸	6号俸
11号俸	7号俸
12号俸	8号俸
13号俸	9号俸
14号俸	10号俸
15号俸	10号俸
16号俸	11号俸
17号俸	11号俸
18号俸	12号俸
19号俸	12号俸
20号俸	13号俸
21号俸	14号俸
22号俸	15号俸
23号俸	15号俸
24号俸	16号俸
25号俸	17号俸
26号俸	18号俸

附則別表第三　研究職俸給表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切替日における職務の等級
1等級	1等級
2等級	2等級
3等級	2等級
4等級	3等級
5等級	4等級
6等級	5等級
7等級	6等級

附則別表第四　研究職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸

ロ　切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	8号俸
2号俸	9号俸
3号俸	10号俸
4号俸	11号俸
5号俸	12号俸
6号俸	13号俸
7号俸	14号俸
8号俸	15号俸
9号俸	16号俸
10号俸	17号俸
11号俸	18号俸
12号俸	19号俸
13号俸	20号俸
14号俸	21号俸

ハ　切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	11号俸
13号俸	12号俸
14号俸	13号俸
15号俸	13号俸
16号俸	14号俸

ニ　切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸
5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	10号俸
8号俸	11号俸
9号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸

ホ　切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	3号俸
2号俸	4号俸
3号俸	5号俸
4号俸	6号俸
5号俸	7号俸
6号俸	8号俸
7号俸	9号俸
8号俸	10号俸
9号俸	11号俸
10号俸	12号俸
11号俸	13号俸
12号俸	14号俸
13号俸	15号俸
14号俸	16号俸
15号俸	17号俸
16号俸	18号俸
17号俸	19号俸
18号俸	20号俸
19号俸	21号俸
20号俸	22号俸
21号俸	23号俸
22号俸	24号俸
23号俸	25号俸
24号俸	26号俸
25号俸	27号俸
26号俸	28号俸
27号俸	29号俸

ヘ　切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸
5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	10号俸
8号俸	11号俸
9号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸
24号俸	27号俸
25号俸	28号俸

ト　切替日の前日においてその属する職務の等級が7等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	12号俸
13号俸	13号俸
14号俸	14号俸
15号俸	15号俸
16号俸	16号俸
17号俸	17号俸

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百七十七号（昭三六・一一・一）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「二千五百八十五円」を「三千百円」に改める。

第二十五条第二項中「四千五百円」を「五千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 / 等級 / 号俸	参事官等 1等級	参事官等 2等級	参事官等 3等級
俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円		円	円	円
124,000	1	68,600	46,500	24,900
	2	72,100	49,200	26,500
	3	75,600	51,900	28,100
	4	79,100	54,600	29,700
	5	82,600	57,400	31,400
	6	86,100	60,200	33,200
	7	89,600	63,000	35,000
	8	93,100	65,800	36,800
	9	96,600	68,600	38,600
	10	99,300	71,400	40,400
	11	101,400	73,700	42,200
	12	103,100	76,000	44,000
	13	104,800	77,900	45,800
	14		79,600	47,800
	15			49,800
	16			51,800
	17			53,900
	18			55,900
	19			57,900
	20			59,700
	21			61,300
	22			62,800
	23			64,000

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将 甲	陸将 海将 空将 乙	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	100,700	74,300	59,600	48,300	41,500	36,000	30,000	23,800	21,000	16,700	14,100	12,900	10,700	9,500	8,600	8,000
2	104,500	78,000	62,500	51,100	43,400	37,800	31,600	25,200	21,700	18,000	15,300	14,000	11,800	10,000		
3	108,300	81,600	65,400	53,900	45,300	39,600	33,200	26,600	22,400	19,200	16,600	15,200	12,900	10,600		
4	112,100	85,200	68,300	56,700	47,200	41,400	34,800	28,100	23,600	20,500	17,900	16,500	14,000	11,200		
5	116,000	88,800	71,200	59,600	49,200	43,300	36,600	29,600	25,000	21,900	19,200	17,800	15,100			
6		92,400	74,100	62,500	51,300	45,200	38,400	31,100	26,400	23,300	20,500	18,900	16,200			
7		96,000	77,000	65,400	53,400	47,100	40,200	32,600	27,800	24,700	21,900	19,900				
8		99,600	79,900	68,300	55,500	49,000	42,100	34,100	29,100	26,000	23,300	20,800				
9		102,300	82,200	71,200	57,600	50,900	43,900	35,600	30,500	27,400	24,500	21,600				
10		104,500	84,500	73,500	59,700	52,800	45,700	36,900	31,900	28,700	25,600	22,400				
11			86,600	75,800	61,800	54,700	47,200	38,100	33,300	30,000	26,600					
12			88,400	77,900	63,600	56,200	48,400	39,300	34,700	31,100	27,500					
13				79,700	65,300	57,700	49,500	40,400	35,800	32,200	28,400					
14					66,800	59,000	50,500	41,400	36,900	33,300	29,200					
15					68,200	60,200	51,500	42,300	38,000	34,400	30,000					
16								43,200	38,900	35,300						
17									39,800	36,200						
18									40,700	37,100						
19									41,600	37,900						

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（俸給の切替えに伴う措置）

2　昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額は、次項から附則第五項までに定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級という。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までに定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3　切替日の前日において旧法の規定により一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第二イ行政職俸給表(一)の適用を受けていた事務官等のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する者で総理府令で定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられている場合においてはその俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては政令で定める俸給月額とする。

4　切替日の前日において旧法の規定により改正前の一般職給与法別表第六研究職俸給表の適用を受けていた事務官等の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に対応する附則別表第四に掲げる俸給月額とする。

5　切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、政令で定めるところによる。

6　附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の

規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を、附則第二項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

7　附則第三項から附則第五項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員で総理府令で定めるものの切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、総理府令で定める期間を附則第三項から附則第五項までの規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

8　切替日以後この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

9　切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等となつた者については、当該タイピスト等となつた日以降改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者の新法の規定による当該タイピスト等となつた日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

10　切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける事務官等となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた事務官等の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間については、他の事務官等との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11　昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間（附則第六項又は附則第七項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

12　附則第三項の規定により改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイピスト等で、切替日における俸給月額が切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

13　切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により、新たに改正前の一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等となつた者及び同表の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、総理府令で定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

14　前二項の規定により差額の支給を受けるタイピスト等に対する新法の規定の適用については、同法（同法において準用する改正後の一般職給与法の規定を含む。）に規定する俸給には当該差額を含むものとし、新法第十一条の二において準用する改正後の一般職給与法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十七号）附則第十二項又は附則第十三項の規定による差額との合計額」とする。

15　附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

16　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、政令で定める。

（給与の内払）

17　旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（大蔵大臣との協議）

18　附則第三項、附則第七項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一　附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイピスト等の職務の等級の切替表

切替日の前日においてタイピスト等が属していた行政職俸給表(二)の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1等級	6等級
2等級	6等級
3等級	7等級
4等級	8等級
5等級	8等級

附則別表第二　附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイピスト等の俸給月額の切替表

イ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
20,200	22,000
21,200	23,200
22,200	24,400
23,200	25,600
24,200	26,800
25,200	28,000
26,200	29,300
27,200	30,300
28,200	31,300
29,200	32,100
30,100	32,900
31,000	33,600
31,900	35,000

ロ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
14,800	16,200
15,700	17,300
16,600	18,400
17,500	19,600
18,400	20,800
19,300	20,800
20,200	22,000
21,100	23,200
22,000	24,400
22,900	25,600
23,800	26,800
24,700	26,800
25,600	28,000
26,400	29,300
27,200	29,300
27,900	30,300
28,500	31,300
29,100	31,300
29,600	32,100
30,100	32,100
30,600	32,900
31,100	33,600
31,600	33,600
32,100	34,300
32,600	35,000
33,100	35,000

ハ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
34,700	37,900
36,600	39,800
38,500	41,700
40,400	43,600
42,300	45,500
44,200	47,400
46,500	49,700
48,800	52,000
51,100	55,100
53,400	58,200
55,700	61,300
58,000	61,300
60,300	64,400
62,200	67,500
64,100	67,500
65,800	70,600

ロ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
48,800	52,000
51,900	55,100
55,000	58,200
58,100	61,300
61,200	64,400
64,300	67,500
67,400	70,600
70,500	73,700
73,600	76,800
76,200	79,400
78,800	82,000
80,700	43,900
82,300	85,500
83,800	87,000

ホ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
14,400	15,800
15,600	17,000
16,800	18,300
18,000	19,600
19,200	20,900
20,500	22,200
21,800	23,500
23,100	24,800
24,400	26,200
25,700	27,600
27,000	29,000
38,300	30,400
29,700	31,800
31,100	33,200
32,500	34,600
33,900	36,000
35,300	37,400
36,700	38,800
38,100	40,200
39,500	41,600
40,600	42,800
41,700	44,000
42,800	45,200
43,700	46,200
44,600	47,100
45,500	48,000
46,300	48,900

ニ　切替日の前日おいてその属していた職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
24,400	27,400
25,800	28,900
27,200	30,400
28,700	31,900
30,200	33,400
31,700	34,900
33,200	36,400
34,700	37,900
36,200	39,400
37,700	40,900
39,200	42,400
40,700	43,900
42,200	45,400
43,700	46,900
45,200	48,400
46,600	49,800
48,000	51,200
49,400	52,600
50,800	54,000
52,000	55,200
53,200	56,400
54,400	57,600
55,400	58,600

ニ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
8,200	9,100
8,600	9,500
9,100	9,900
9,700	10,300
10,500	11,400
11,300	12,300
12,100	13,200
12,900	14,100
13,700	15,000
14,500	15,900
15,200	16,800
15,800	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

附則別表第三　研究職俸給表の適用を受ける事務官等の職務の等級の切替表

切替日の前日において事務官等が属していた職務の等級	切替日における職務の等級
1　等　級	1　等　級
2　等　級	2　等　級
3　等　級	2　等　級
4　等　級	3　等　級
5　等　級	4　等　級
6　等　級	5　等　級
7　等　級	6　等　級

附則別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等の俸給月額の切替表

イ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
80,700	83,900
83,800	87,000
86,900	90,200
90,000	93,400
93,100	96,600
96,200	99,800
99,300	103,000
102,400	106,200

ハ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
12,100	13,200
13,000	14,200
13,900	15,200
14,800	16,200
15,700	17,200
16,600	18,300
17,400	19,400
18,200	19,400
19,000	20,500
19,700	21,600
20,400	21,600
21,000	22,700
21,600	22,700
22,200	23,800
22,700	24,900
23,200	24,900
23,700	25,900
24,200	25,900
24,700	26,800
25,200	26,800
25,700	27,500
26,100	28,200
26,500	28,200
26,900	28,800
27,300	29,400
27,700	29,400

ホ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
8,200	9,100
8,600	9,500
9,000	9,900
9,700	10,300
10,400	10,700
11,100	11,400
11,700	12,300
12,300	13,200
12,900	14,100
13,400	15,000
13,900	15,000
14,400	15,900
14,900	15,900
15,400	16,800
15,900	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

判事補	五号	九〇、三〇〇円
	六号	八四、〇〇〇円
	七号	七六、八〇〇円
	一号	五七、六〇〇円
	二号	五一、〇〇〇円
	三号	四六、一〇〇円
	四号	四一、七〇〇円
	五号	三八、六〇〇円
	六号	三六、〇〇〇円
	七号	三三、六〇〇円
	八号	二六、四〇〇円
	九号	二五、〇〇〇円
	十号	二二、二〇〇円
簡易裁判所判事	一号	八四、〇〇〇円
	二号	七六、八〇〇円
	三号	七三、七〇〇円
	四号	六四、三〇〇円
	五号	五七、六〇〇円
	六号	五一、〇〇〇円
	七号	四六、一〇〇円
判事補	八号	四一、七〇〇円
	九号	三八、六〇〇円
	十号	三六、〇〇〇円
	十一号	三三、六〇〇円
	十二号	二六、四〇〇円
	十三号	二五、〇〇〇円
	十四号	二二、二〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2　裁判官が昭和三十六年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

ト　切替日の前日においてその属していた職務の等級が7等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
8,100	9,100
8,300	9,500
8,600	9,900
8,900	10,300
9,300	10,700
10,300	11,500
11,300	12,500
12,300	13,500
13,300	14,500
14,300	15,500
15,300	16,500
16,300	17,500
17,100	18,400
17,900	19,200
18,500	19,800
19,100	20,400
19,700	21,000

へ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円	円
12,300	13,500
13,300	14,600
14,400	15,700
15,500	16,900
16,700	18,100
17,900	19,300
19,100	20,500
20,300	21,700
21,500	22,900
22,700	24,100
23,900	25,400
25,100	26,700
26,300	28,000
27,500	29,300
28,700	30,600
29,700	31,600
30,700	32,600
31,700	33,600
32,700	34,600
33,500	35,600
34,300	36,500
35,100	37,300
35,900	38,100
36,600	38,900
37,300	39,600

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百七十八号（昭三六・一一・一）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「十万八千二百円」を「十一万二千二百円」に、「七万五百円又は六万一千二百円」を「七万三千七百円又は六万四千三百円」に、「九万三千二百円又は八万七千円」を「九万六千七百円又は九万三百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二五五、〇〇〇円
最高裁判所判事	一八五、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一五五、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一四五、〇〇〇円
判事 一号	一〇九、四〇〇円
二号	一〇六、四〇〇円
三号	一〇三、〇〇〇円
四号	九六、七〇〇円

法律第百七十九号（昭三六・一一・一）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七万五百円又は六万一千二百円」を「七万三千七百円又は六万四千三百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		俸給月額
検事総長		一八五、〇〇〇円
次長検事		一三五、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一四五、〇〇〇円
その他の検事長		一三五、〇〇〇円
	一号	一〇九、四〇〇円
	二号	一〇六、四〇〇円
	三号	一〇三、〇〇〇円
	四号	九六、七〇〇円
検事	五号	九〇、三〇〇円
	六号	八四、〇〇〇円
	七号	七六、八〇〇円
	八号	七三、七〇〇円
	九号	六四、三〇〇円
	十号	五七、六〇〇円
	十一号	五一、〇〇〇円
	十二号	四六、一〇〇円
	十三号	四一、七〇〇円
	十四号	三八、六〇〇円
	十五号	三六、〇〇〇円
	十六号	三二、六〇〇円
	十七号	二六、四〇〇円
	十八号	二五、〇〇〇円
	十九号	二二、二〇〇円
副検事	一号	五七、六〇〇円
	二号	五一、〇〇〇円
	三号	四六、一〇〇円
	四号	四一、七〇〇円
	五号	三八、六〇〇円
	六号	三六、〇〇〇円
	七号	三二、六〇〇円
	八号	二六、四〇〇円
	九号	二五、〇〇〇円
	十号	二二、二〇〇円
	十一号	二〇、八〇〇円
	十二号	一九、六〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2　検察官が昭和三十六年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八十号（昭三六・一一・一）

◎年金福祉事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十六条）
第三章　業務（第十七条―第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条・第三十五条）
第七章　罰則（第三十六条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずることを目的とする。

（法人格）

第二条　年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（登記）

第四条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条　事業団でない者は、年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第九条　理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2　理事は、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関

係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十二条　厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が事業団を代表する。

（職員の任命）

第十五条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十七条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。

二　次に掲げる者に対し、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者（以下この号において「被保険者等」と総称する。）の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

イ　厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者

ロ　イに掲げる事業主又は船舶所有者である事業者で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ハ　被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務の委託等）

第十八条　事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第十九条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

（事業計画及び資金計画）

第二十条　事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算）

第二十二条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の予算を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び年金福祉債券）

第二十六条　事業団は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は年金福祉債券（以下この条において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による長期借入金は、政府から借り入れるものとし、銀行その他の金融機関から借り入れてはならない。

3　第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7　事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9　第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（交付金）

第二十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用（第十七条第二号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。）の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の取得

二　厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条　事業団は、厚生省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十四条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　厚生大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十二条、第二十六条第一項、第三項若しくは第七項又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第十九条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章　罰則

第三十六条　第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定に違反して年金福祉事業団に違反したとき。

第三十八条　第五条の規定に違反して年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　厚生大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　厚生大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に年金福祉事業団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第六条　事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第七条　事業団の最初の事業年度の予算については、

第二十二条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（船員保険法の一部改正）

第八条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十七条ノ二に次の一項を加える。

政府ハ年金福祉事業団ヲシテ前項ノ施設ノ中年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一号ニ掲グルモノヲ為サシムルモノトス

（厚生年金保険法の一部改正）

第九条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

2　政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（国民年金法の一部改正）

第十条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第八十四条に次の一項を加える。

2　政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本蚕繭事業団」の下に「、年金福祉事業団」を、「日本蚕繭事業団法」の下に「、年金福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「、年金福祉事業団」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ三　年金福祉事業団ガ年金福祉事業団法第十七条第二号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九の次に次の一号を加える。

四の十　年金福祉事業団

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「特定船舶整備公団」の下に「、年金福祉事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「、年金福祉事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十六条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「新技術開発事業団」の下に「、年金福祉事業団」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第十七条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　年金福祉事業団を監督すること。

第十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四条の二第四号の次に次の一号を加える。

五　年金福祉事業団を監督すること（主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る。）。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十八条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項本文中「首都高速道路公団」の下に「、年金福祉事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・自治大臣署名）

法律第百八十一号（昭三六・一一・一）

◎通算年金通則法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、各公的年金制度が支給する通算老齢年金又は通算退職年金に関して通則的事項を定めるものとする。

（通算老齢年金及び通算退職年金）

第二条　この法律において、「通算老齢年金」とは、各公的年金制度が、当該制度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定める老齢年金又は退職年金の支給要件を満たしていないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算し、若しくは各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老齢・退職年金給付を受けることができるものに対して、老齢又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。

（公的年金各法又は公的年金制度）

第三条　この法律において、「公的年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいい、「公的年金制度」とは、これらの法律において定める年金制度をいう。これらの法律において「公的年金各法」又は「公的年金制度」というときも、同様とする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

五　市町村職員共済組合法（昭和三十九年法律第二百四号）

六　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

七　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

八　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

（通算対象期間）

第四条　この法律及び公的年金各法において、「通算対象期間」とは、次の各号に掲げる期間（法令の規定

により当該公的年金制度の被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む。）で、当該公的年金制度において定める老齢又は退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものをいう。ただし、第四号から第八号までに掲げる期間については、組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員が退職し又はその資格を喪失した場合におけるその退職又は資格喪失の日まで引き続く組合員期間又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間で、退職一時金の支給要件たる最短年限に達しないものを除く。

一　国民年金の保険料納付済期間

二　厚生年金保険の被保険者期間

三　船員保険の被保険者であつた期間

四　国家公務員共済組合の組合員期間

五　市町村職員共済組合の組合員であつた期間

六　私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間

七　公共企業体職員等共済組合の組合員期間

八　農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間

2　次の各号のいずれかに該当したため国民年金法第七条第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（同法附則第六条の規定により国民年金の被保険者となつた期間を除く。）がある者については、前項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。

一　国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員及び厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員を含む。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二　次に掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができる者の配偶者

イ　国民年金法以外の公的年金各法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）を含む。以下同じ。）に基づく年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金を除く。

ロ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

ハ　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付。ただし、通算退職年金を除く。

ニ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ホ　執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

ヘ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

三　前号に規定する給付の受給資格要件たる期間を満たしている者の配偶者

四　第二号イからヘまでに掲げる年金たる給付のうち廃疾を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく障害年金を受けることができる者及びその配偶者

五　第二号イからヘまでに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金（遺族給与金を含む。）を受けることができる者

六　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当又は特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）を受けることができる者

（老齢・退職年金給付）

第五条　この法律及び公的年金各法において、「老齢・退職年金給付」とは、次に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付をいう。

一　公的年金各法に基づく年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金並びに国民年金法第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金及び同法による老齢福祉年金を除く。

二　前条第二項第二号ロからヘまでに掲げる年金たる給付

（期間の計算）

第六条　通算老齢年金又は通算退職年金の支給に関し、第四条第一項第三号の通算対象期間を計算する場合には、船員保険法の規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間によるものとし、同条第二項の通算対象期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例によるものとする。

2　通算老齢年金又は通算退職年金の支給に関し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する場合には、一年に満たない期間（市町村職員共済組合又は私立学校教職員共済組合の組合員若しくは任意継続組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては前項の規定による乗算を行なわないで計算して一年に満たない期間とする。）は、算入しない。ただし、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算して一年以上となるときは、その期間については、この限りでない。

3　通算老齢年金又は通算退職年金の支給に関し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する場合において、同一の月が同時に二以上の通算対象期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間との計算の基礎となつているときは、その月は、当該通算老齢年金又は通算退職年金の支給に関し最も有利となる一の期間についてのみ、その計算の基礎とする。

（通算対象期間の確認等）

第七条　一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基づいて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間については、当該他の公的年金制度における政府、組合その他の管掌機関（第四条第二項の通算対象期間については、国民年金の管掌者たる政府とし、以下単に「管掌機関」という。）の確認したところによる。

2　管掌機関は、前項の規定による確認を行なつたときは、これを当該被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者に通知しなければならない。

3　被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者は、通算老齢年金又は通算退職年金を請求するため必要があるときは、当該管掌機関に対し、第一項の規定による確認を請求することができる。

4　第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、公的年金各法の定めるところにより、当該

公的年金各法に定める審査機関に審査を請求することができるものとする。

第八条　一の公的年金制度において他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、その支給は、当該老齢・退職年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定をまつて行なう。

（通算老齢年金又は通算退職年金に関する処分についての不服の理由の制限）

第九条　一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基づいて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七条第一項の規定による確認に関する処分につての不服を、当該通算老齢年金又は通算退職年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

2　前項の規定は、一の公的年金制度において他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合に準用する。この場合において、同項中「当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七条第一項の規定による確認に関する処分」とあるのは、「当該老齢・退職年金給付に関する処分」と読み替えるものとする。

（通算老齢年金又は通算退職年金の支払期月）

第十条　通算老齢年金又は通算退職年金は、公的年金各法の規定にかかわらず、毎年六月及び十二月の二期に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月においても、支払うものとする。

（未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受ける者の順位）

第十一条　通算老齢年金又は通算退職年金を受ける権利が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、公的年金各法の規定にかかわらず、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

3　未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4　未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第十二条　通算老齢年金又は通算退職年金を受ける権利の消滅時効は、公的年金各法の規定にかかわらず、受給権者が公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員である期間は、進行しない。

（支払）

第十三条　通算老齢年金又は通算退職年金の支払に関する事務は、公的年金各法の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、政令で定める者に行なわせることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（通算対象期間に関する経過措置）

第二条　昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間（法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係るものを含む。）又は船員保険の被保険者であつた期間は、第四条第一項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。ただし、その者が同日以後国民年金以外の公的年金制度の被保険者若しくは組合員となり、又は国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至つたときは、この限りでない。

2　昭和三十六年四月一日前の第四条第一項第四号から第八号までに掲げる期間（法令の規定により当該組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む。）以外のものは、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

3　昭和三十六年四月一日前の第四条第二項に規定する期間及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）の同項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

（未支給年金に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にさかのぼつて通算老齢年金又は通算退職年金の受給権を取得したこととなる者でこの法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金につき第十一条第三項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者（先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者）がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき遺族とする。

（地方公務員等の取扱い）

第四条　地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける地方公務員及び法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員並びにその配偶者に関しては、当分の間、次条から附則第七条までに定めるところによる。

第五条　地方公共団体は、当該地方公共団体の退職年金条例について、当該条例の適用を受ける地方公務員であつた者で、その条例に定める退職年金を受けるに必要な資格期間を満たさなかつたものに対し、公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、政令で定める基準に従い、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

2　地方公共団体が前項に規定する措置を講じた場合においては、当該退職年金条例及び当該条例に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

3　前項の規定により退職年金条例が公的年金各法とみなされた場合には、当該条例の適用を受ける地方公務員の在職期間（退職年金条例の定めるところにより当該地方公務員の在職期間に通算される期間を含む。）で、その条例に基づく退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものは、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続く在職期間で、退職一時金（退職年金条例に定める恩給法第二条第一項に規定する一時恩給に相当する給付をいう。）の支給要件たる最短年限に達しないものについては、この限りでない。

4　昭和三十六年四月一日前の前項に定める地方公務員の在職期間のうち、同日において地方公務員であつた者の同日まで引き続く期間（退職年金条例の定めるところにより退職を支給事由とする給付に関しこの期間に合算される期間を含む。）以外のものは、前項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

第六条　法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員に対する通算老齢年金又は通算退職年金の支給に関しては、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

2　前項に規定する地方公務員の在職期間で、恩給法に定める在職年に計算される期間は、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、当該地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続く在職期間で、三年に満たないものについては、この限りでない。

3　昭和三十六年四月一日前の前項に定める地方公務員の在職期間のうち、同日において当該地方公務員であつた者の同日まで引き続く期間以外のものは、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

4　第二項の通算対象期間に係る第七条第一項の規定による確認は、政令で定める基準に従い、退職一時金（退職年金条例に定める地方公務員のうち政令で定める者が恩給法第六十七条第一項又は第七十条第一項の規定による一時恩給のうち政令で定める金額を当該地方公共団体に納付した場合に、その者に対し公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

第七条　退職年金条例の適用を受ける地方公務員又は法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員の配偶者であるため国民年金法第七条第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（同法附則第六条の規定により国民年金の被保険者となつた期間を除く。）がある者については、第四条第一項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。

2　前項の通算対象期間に係る第七条第一項の規定による確認は、国民年金の管掌者たる政府が行なう。

3　附則第二条第三項の規定は、第一項の期間について準用する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百八十二号（昭三六・一一・一）

◎通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律

目次

第一条　国民年金法の一部改正
第二条　厚生年金保険法の一部改正
第三条　船員保険法の一部改正
第四条　国家公務員共済組合法の一部改正
第五条　国家公務員共済組合法の長期給付関係にする施行法の一部改正
第六条　市町村職員共済組合法の一部改正
第七条　私立学校教職員共済組合法の一部改正
第八条　公共企業体職員等共済組合法の一部改正
第九条　農林漁業団体職員共済組合法の一部改正
附則

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　老齢年金（第二十六条―第二十九条）」を「第二節　老齢年金及び通算老齢年金（第二十六条―第二十九条）」に、「第二節　老齢年金」を「第二節　老齢年金及び通算老齢年金」に、「第二十六条―第二十九条の二」を「第二十六条―第二十九条の二の七」に改める。

第七条第三項中「被用者年金各法及びその他の公的年金制度」を「被用者年金各法その他の法令による年金制度」に改める。

第十条を次のように改める。

（任意脱退）

第十条　被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。ただし、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、その者が第二十九条の三第三号に該当するか又は次の各号に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上であるときは、この限りでない。

一　被保険者の資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二　その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間

三　その者が保険料納付済期間以外の通算対象期間を有する者である場合におけるその通算対象期間

2　前項の規定により同項各号に掲げる期間を合算する場合においては、同項第三号に掲げる期間の計算及び合算されるべき期間への算入については、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第六条第一項及び第二項の例により、同一の月が同時に前項各号に掲げる二以上の期間の計算の基礎となつている場合におけるその月に係る期間の計算については、同条第三項の例による。

3　第一項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算した三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

第十五条第一号を次のように改める。

一　老齢年金及び通算老齢年金

第二十四条中「老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」の下に「又は通算老齢年金」を加える。

第二十五条中「老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」の下に「及び通算老齢年金」を加える。

「第二節　老齢年金」を「第二節　老齢年金及び通算老齢年金
第一款　老齢年金」に改める。

第二十九条の次に次の一款を加える。

第二款　通算老齢年金

（通算年金通則法の適用）

第二十九条の二　通算老齢年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法の定めるところによる。

（支給要件）

第二十九条の三　通算老齢年金は、保険料納付済期間が一年以上である者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後に次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、その者に支給する。ただし、その者が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であること。

二　通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であること。

四　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であること。

五　他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。

（年金額）

第二十九条の四　通算老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上二年未満	九〇〇円
二年以上三年未満	一、八〇〇円
三年以上四年未満	二、七〇〇円
四年以上五年未満	三、六〇〇円
五年以上六年未満	四、五〇〇円
六年以上七年未満	五、四〇〇円
七年以上八年未満	六、三〇〇円
八年以上九年未満	七、二〇〇円
九年以上一〇年未満	八、一〇〇円
一〇年以上一一年未満	九、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	九、九〇〇円
一二年以上一三年未満	一〇、八〇〇円
一三年以上一四年未満	一一、七〇〇円
一四年以上一五年未満	一二、六〇〇円
一五年以上一六年未満	一三、五〇〇円
一六年以上一七年未満	一四、四〇〇円
一七年以上一八年未満	一五、三〇〇円
一八年以上一九年未満	一六、二〇〇円
一九年以上二〇年未満	一七、一〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円
二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

（支給の繰上げ）

第二十九条の五　第二十八条の二の規定は、通算老齢年金について準用する。

（失権）

第二十九条の六　通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（老齢年金と通算老齢年金との調整）

第二十九条の七　第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金の受給権者又は受給権者であつたことがある者には、通算老齢年金を支給せず、通算老齢年金の受給権者には、第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金を支給しない。

2　同時に第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金と通算老齢年金との受給権を取得した者には、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

第七十六条中「第十条」を「第十条第一項本文」に、「第三十条」を「第二十九条の三、第三十条」に改める。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（通算老齢年金の受給資格期間等についての特例）

第七十七条の二　第七十六条の表の上欄に掲げる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、第二十九条の三の規定の適用については、同条第一号又は第二号に該当するものとみなす。

一　昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であること。

二　昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間と保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であること。

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同法第六条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第七十六条の表の上欄に掲げる者であつて、第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、その期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であるものは、第十条第一項の規定の適用については、同項ただし書に該当するものとみなす。

4　第十条第二項及びこの条第二項の規定は、前項の規定により第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算する場合に準用する。

第百一条第一項中「又は保険料」を「、保険料」に改め、「第九十六条の規定による処分」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による処分」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　保険料納付済期間、保険料免除期間又は通算年金通則法第四条第二項の通算対象期間について同

法第七条第一項の規定による処分が確定したときは、その処分についての不服を当該期間に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

附則第六条第一項及び第五項第一号中「第一号から第三号までのいずれか」を「第一号」に改める。

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　老齢年金（第四十二条―第四十六条）」を「第二節　老齢年金（第四十二条―第四十六条の二）　第二節の二　通算老齢年金（第四十六条の二―第四十六条の六）」に改める。

第三十二条中第四号を第五号とし、第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　通算老齢年金

第三十七条を次のように改める。

（未支給の保険給付）

第三十七条　保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3　未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4　未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十八条中「老齢年金（第四十六条の六の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。）」の下に「又は通算老齢年金（第四十六条の六の規定によつて支給を停止されている通算老齢年金を除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「老齢年金」の下に「又は通算老齢年金」を加え、同条第二項中「老齢年金」の下に「及び通算老齢年金」を加える。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　通算老齢年金

（通算年金通則法の適用）

第四十六条の二　通算老齢年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

（受給権者）

第四十六条の三　通算老齢年金は、被保険者期間が一年以上である者で第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、次の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一　次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であること。

ロ　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であること。

ハ　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であること。

ニ　他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。

二　六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

（年金額）

第四十六条の四　通算老齢年金の額は、基本年金額を二百四十で除して得た額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

（失権）

第四十六条の五　通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

（支給停止）

第四十六条の六　通算老齢年金は、受給権者が障害手当金の受給権を取得したときは、当該障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除して得た月数に相当する期間、その支給を停止する。

2　前項の場合において、障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除して得た数に一に満たない端数を生じたときは、通算老齢年金の支給停止期間の計算については、これを切り捨てるものとし、かつ、障害手当金の額と通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額に支給停止期間の月数を乗じて得た額との差額を、支給停止後最初に支払うべき通算老齢年金の額から控除するものとする。

3　第一項の場合において、同項の規定により支給を停止すべき期間の分として通算老齢年金が支払われたときは、その支払われた通算老齢年金は、障害手当金の内払とみなす。

第六十九条を次のように改める。

（受給権者）

第六十九条　脱退手当金は、被保険者期間が五年以上である者で第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときに、その者に支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　その者が、障害年金の受給権者であるとき。

二　その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額が、次条第一項の規定によつて計算した額に等しいか、又はこれをこえるとき。

第七十二条中「障害年金」を「通算老齢年金若しくは障害年金」に改める。

第九十条第四項中「保険給付」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加える。

附則第十六条第三項中「第六十九条第二号」を「第六十九条第一号」に改める。

附則第二十二条の二を削る。

附則第二十三条中「第六十九条第三号」を「第六十九条第二号」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保険者期間	率
六〇月以上　七二月未満	一・一
七二月以上　八四月未満	一・三
八四月以上　九六月未満	一・五
九六月以上一〇八月未満	一・八
一〇八月以上一二〇月未満	二・一
一二〇月以上一三二月未満	二・四
一三二月以上一四四月未満	二・七
一四四月以上一五六月未満	三・〇
一五六月以上一六八月未満	三・三
一六八月以上一八〇月未満	三・六
一八〇月以上一九二月未満	三・九
一九二月以上二〇四月未満	四・二
二〇四月以上二一六月未満	四・六
二一六月以上二二八月未満	五・〇
二二八月以上	五・四

（船員保険法の一部改正）

第三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　老齢年金（第三十四条―第三十九条）」を「第五節　老齢年金及通算老齢年金（第三十四条―第三十九条）　第二款　通算老齢年金（第三十九条ノ二）」に改める。

第二十四条第一項及び第二十四条ノ二中「老齢年金」の下に「、通算老齢年金」を加える。

第二十六条中「老齢年金」の下に「及通算老齢年金」を加える。

第二十七条中「老齢年金」の下に「又ハ通算老齢年金」を加える。

「第五節　老齢年金」を「第五節　老齢年金及通算老齢年金　第一款　老齢年金」に改める。

第三十九条を削り、第三十八条の次に次の一款を加える。

第二款　通算老齢年金

第三十九条　通算老齢年金ニ関シテハ本法ニ依ル外通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）ノ定ムル所ニ依ル

第三十九条ノ二　一年以上被保険者タリシ者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該当セザルモノガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ通算老齢年金ヲ支給ス

一　左ノ何レカニ該当スル者ガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ト為ルコトナクシテ六十歳ニ達シタルトキ

イ　通算対象期間ヲ合算シタル期間又ハ通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間トヲ合算シタル期間ガ二十五年以上ナルコト

ロ　国民年金以外ノ公的年金制度ニ係ル通算対象期間ヲ合算シタル期間ガ二十年以上ナルコト

ハ　他ノ公的年金制度ニ係ル通算対象期間ガ当該制度ニ於テ定ムル老齢・退職年金給付ヲ受クルニ必要ナル資格期間ニ相当スル期間以上ナルコト

ニ　他ノ制度ヨリ老齢・退職年金給付ヲ受クルコトヲ得ルコト

二　六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後六十歳ニ達シタルモノガ被保険者ト為ルコトナクシテ前号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ三　通算老齢年金ノ額ハ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ百八十トシテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額ノ百八十分ノ一ニ相当スル額ニ其ノ者ノ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第三十九条ノ四　通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト為リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五　通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害手当金ノ額ヲ通算老齢年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相当スル額ヲ以テ除シテ得タル月数ニ相当スル期間通算老齢年金ノ支給ヲ停止ス但シ職務上ノ事由ニ因ル障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ障害手当金ノ額ヲ通算老齢年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相当スル額ヲ以テ除シテ得タル金ノ支給ヲ停止スル期間ノ計算ニ付テハ之ヲ切捨ツルモノトシ且通算老齢年金ノ額ト其ノ十二分ノ一ニ相当スル額ニ支給ヲ停止サルル期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額トノ差額ヲ支給停止後初メテ支払フベキ通算老齢年金ノ額ヨリ控除スルモノトス

第一項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ通算老齢年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル通算老齢年金ハ障害手当金ノ内払ト看做ス

第四十三条第一項中「老齢年金及障害年金」を「老齢年金若ハ通算老齢年金ト障害年金」に、同項第二号中「老齢年金」を「老齢年金又ハ通算老齢年金ノ額」に改め、同条第二項中「若ハ第三十八条」を「、第三十八条、第三十九条ノ四若ハ第三十九条ノ五」に改め、「老齢年金」の下に「若ハ通算老齢年金」を加える。

第四十六条第一項を次のように改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「被保険者タル者又ハ」を削り、「、出産手当金若ハ失業保険金」を「又ハ失業保険金」に改め、同条第二項を削る。

被保険者タリシ期間三年以上ナル者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該当セザルモノガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ト為ルコトナクシテ六十歳ニ達シタル場合ニ於テ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至ラザルトキハ脱退手当金ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

一　障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者

二　障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニシテ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ総額ガ次条ノ規定ニヨリ計算シタル額ニ同ジキカ又ハ之ヲ超ユルモノ

第四十八条を削り、第四十九条中「第四十七条」を「前条」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条　脱退手当金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ被保険者ト為リ又ハ通算老齢年金若ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ脱退手当金ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十七条中「老齢年金」の下に「、通算老齢年金」

を加える。

第六十三条第四項中「保険給付」の下に「又ハ通算年金通則法第七条第一項ノ規定ニ依ル確認」を加える。

別表第三中

二年以上	○・六月
三年以上	○・九

を

三年以上	○・九月

に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　退職給付（第七十六条―第八十条）を「第二款　退職給付（第七十六条―第八十条の三）」に、「第四款　遺族給付（第八十八条―第九十三条）」を「第四款　遺族給付（第八十八条―第九十三条の二）」に改める。

第三十八条第三項中「ただし」の下に「、通算退職年金」を、「前に」の下に「通算退職年金又は」を加える。

第四十一条第一項中「第七十五条」の下に「、第七十九条の二第五項」を加える。

第七十二条第一項各号を次のように改める。

一　退職年金
二　減額退職年金
三　通算退職年金
四　退職一時金
五　返還一時金
六　廃疾年金
七　廃疾一時金
八　遺族年金
九　遺族一時金
十　死亡一時金

第七十四条第二項中「者には、」の下に「通算退職年金及び」を加える。

第七十六条第三項中「後再び組合員となつた者」を「者（第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第八十条の二第一項、第八十条の三第一項、第八十二条第三項、第八十八条第三項及び第九十三条の二第一項において同じ。）でその後再び組合員となつたもの」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金）

第七十九条の二 通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円

二　俸給の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額（以下この項において「控除額」という。）が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5　前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6　第七十七条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

第八十条第一項中「三年」を「一年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第八十条第二項中「俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二　前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

第八十条に次の二項を加える。

3　六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に当該しないものとする。

第四章第三節第二款中第八十条の次に次の二条を加える。

（返還一時金）

第八十条の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第九十三条の二第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4　第七十九条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5　前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受

けた者について準用する。

第八十条の三　第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第八十二条第三項中「後に」を「者でその後」に、「者」を「もの」に改める。

「第八十三条第四項中「その者が退職の際受けるべきであつた退職一時金の額」を「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第九十三条第一項中「三年」を「一年」に改める。

第四章第三節第四款中第九十三条の次に次の一条を加える。

（死亡一時金）

第九十三条の二　第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　第八十条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第九十七条第三項中「年金である給付」の下に「（通算退職年金を除く。）」を加える。

第百三条第一項中「又は掛金の徴収」を「、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」に改め、同条第二項中「又は徴収」を「、徴収又は確認」に改める。

附則第十三条の五中「者には、」の下に「通算退職年金及び」を加える。

別表第二中

「一年以上　二年未満	二〇日
二年以上　三年未満	四五日
三年以上　四年未満	七〇日」

を

「一年以上　二年未満	二〇日
二年以上　三年未満	四五日
三年以上　四年未満	七〇日
四年以上　五年未満	九〇日
五年以上　六年未満	一二〇日
六年以上　七年未満	一五〇日
七年以上　八年未満	一八〇日
八年以上　九年未満	二一〇日
九年以上　十年未満	二四〇日
十年以上　十一年未満	二七〇日
十一年以上　十二年未満	三〇〇日
十二年以上　十三年未満	三三〇日
十三年以上　十四年未満	三六〇日
十四年以上　十五年未満	三九〇日
十五年以上　十六年未満	四二〇日
十六年以上　十七年未満	四五〇日
十七年以上　十八年未満	四八〇日
十八年以上　十九年未満	五一〇日
十九年以上　二十年未満	五四〇日
二十年以上　二十一年未満	五七〇日
二十一年以上　二十二年未満	六〇〇日
二十二年以上　二十三年未満	六三〇日
二十三年以上　二十四年未満	六六〇日
二十四年以上　二十五年未満	六九〇日
二十五年以上　二十六年未満	七二〇日
二十六年以上　二十七年未満	七五〇日
二十七年以上　二十八年未満	七八〇日
二十八年以上　二十九年未満	八一〇日
二十九年以上　三十年未満	八四〇日
三十年以上　三十一年未満	八七〇日
三十一年以上　三十二年未満	九〇〇日
三十二年以上　三十三年未満	九三〇日
三十三年以上　三十四年未満	九六〇日
三十四年以上　三十五年未満	九九〇日
三十五年以上　三十六年未満	一〇二〇日
三十六年以上　三十七年未満	一〇五〇日
三十七年以上　三十八年未満	一〇八〇日
三十八年以上　三十九年未満	一一一〇日
三十九年以上　四十年未満	一一四〇日
四十年以上　四十一年未満	一一七〇日
四十一年以上　四十二年未満	一二〇〇日
四十二年以上　四十三年未満	一二三〇日
四十三年以上　四十四年未満	一二六〇日
四十四年以上　四十五年未満	一二九〇日
四十五年以上　四十六年未満	一三二〇日
四十六年以上　四十七年未満	一三五〇日
四十七年以上　四十八年未満	一三八〇日
四十八年以上　四十九年未満	一四一〇日
四十九年以上　五十年未満	一四四〇日
五十年以上　五十一年未満	一四七〇日
五十一年以上　五十二年未満	一五〇〇日
五十二年以上　五十三年未満	一五三〇日
五十三年以上　五十四年未満	一五六〇日
五十四年以上　五十五年未満	一五九〇日
五十五年以上　五十六年未満	一六二〇日
五十六年以上　五十七年未満	一六五〇日
五十七年以上　五十八年未満	一六八〇日
五十八年以上　五十九年未満	一七一〇日
五十九年以上　六十年未満	一七四〇日
六十年以上　六十一年未満	一七七〇日
六十一年以上　六十二年未満	一八〇〇日
六十二年以上　六十三年未満	一八三〇日
六十三年以上　六十四年未満	一八六〇日
六十四年以上　六十五年未満	一八九〇日
六十五年以上　六十六年未満	一九二〇日
六十六年以上　六十七年未満	一九五〇日
六十七年以上　六十八年未満	一九八〇日
六十八年以上　六十九年未満	二一〇日
六十九年以上　七十年未満	二四〇日
七十年以上　七十一年未満	二七〇日
七十一年以上　七十二年未満	三〇〇日
七十二年以上　七十三年未満	三三〇日
七十三年以上　七十四年未満	三六〇日
七十四年以上　七十五年未満	三九〇日
七十五年以上　七十六年未満	四二〇日
七十六年以上　七十七年未満	四五〇日
七十七年以上　七十八年未満	四八〇日
七十八年以上　七十九年未満	五一〇日
七十九年以上　八十年未満	五四〇日
八十年以上　八十一年未満	五七〇日
八十一年以上　八十二年未満	六〇〇日
八十二年以上　八十三年未満	六三〇日
八十三年以上　八十四年未満	六六〇日
八十四年以上　八十五年未満	六九〇日
八十五年以上　八十六年未満	七二〇日
八十六年以上　八十七年未満	七五〇日
八十七年以上　八十八年未満	七八〇日
八十八年以上　八十九年未満	八一〇日
八十九年以上　九十年未満	八四〇日
九十年以上　九十一年未満	八七〇日
九十一年以上　九十二年未満	九〇〇日
九十二年以上　九十三年未満	九三〇日
九十三年以上　九十四年未満	九六〇日
九十四年以上　九十五年未満	九九〇日
九十五年以上　九十六年未満	一〇二〇日
九十六年以上　九十七年未満	一〇五〇日
九十七年以上　九十八年未満	一〇八〇日
九十八年以上　九十九年未満	一一一〇日
九十九年以上　百年未満	一一四〇日
百年以上	一一七〇日」

に改め、同表の次に次の表を加える。

別表第二の二

退職の日における年齢	率
一八歳未満	○・九一
一八歳以上　二三歳未満	一・一三
二三歳以上　二八歳未満	一・四八
二八歳以上　三三歳未満	一・九四
三三歳以上　三八歳未満	二・五三
三八歳以上　四三歳未満	三・三一

四三歳以上	四八歳未満
四八歳以上	五三歳未満
五三歳以上	五八歳未満
五八歳以上	六三歳未満
六三歳以上	六八歳未満
六八歳以上	七三歳未満
七三歳以上	

四・三二
五・六五
七・三八
八・九二
七・八一
六・四四
四・九七

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条、第九条及び第十条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。

第十八条の見出し中「受給資格」を「受給資格等」に改め、同条中「その者に」の下に「新法第八十条第二項又は第三項及び次条の規定により算定した」を加える。

第十九条中「規定による退職一時金の額」を「規定の適用については、第八十条第二項第一号に掲げる金額に改める。

第三十四条の見出し中「受給資格」を「受給資格等」に改め、同条第一項中「遺族に」の下に「次条の規定により算定した」を加える。

第三十五条中「その死亡を退職とみなして」を削り、「退職一時金の額」を「金額」に改める。

第三十八条第一項中「長期給付に関する規定」の下に「（新法第七十九条の二、新法第八十条の二、新法第九十三条の二の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「退職一時金を受けるべき」を「新法第八十条の規定の適用を受ける」に、「当該退職一時金の額」を「同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第三十九条第二項ただし書中「支給を受けた退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十条第二項第一号に掲げる金額」に、「同項」を「前項」に、「なつた退職一時金の額」を「なる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額」に改める。

第四十四条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。

第五十三条第二号中「新法の規定による退職一時金」を「新法第八十条第二項の規定による退職一時金」に改める。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第六条　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　退職給付（第四十一条―第四十三条）」を「第三節　退職給付（第四十一条―第四十三条の三）」に、「第五節　遺族給付（第四十八条―第五十四条）」を「第五節　遺族給付（第四十八条―第五十四条の二）」に改める。

第十三条第三項中「達しないときは」の下に「、通算退職年金」を加える。

第四十一条第四項中「後再び組合員となつた者」を「者（第四十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第四十三条の二第一項、第四十三条の三第一項、第四十四条第四項及び第五十四条の二第一項において同じ。）でその後再び組合員となつたもの」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金）

第四十二条の二　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円

二　給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額（以下この項において「控除額」という。）が、同項第一号に掲げる金額（次条第三項の規定の適用を受けた者にあつては、同項に定する金額。以下この項及び第四十三条の二第二項において同じ。）をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、次条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5　前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6　第四十一条第一項ただし書及び第四十二条第一項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、第四十一条第一項ただし書中「五十歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第四十三条第二項中「給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額

二　前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第一の二に定める率を乗じて得た金額

第四十三条に次の三項を加える。

3　廃疾一時金の支給を受ける者に退職一時金を支給すべき場合において、前項第一号に掲げる金額と廃疾一時金の額とを合算した金額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、同号に掲げる金額から当該こえる金額を控除した金額をもつて同号の金額とする。

4　六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二項第一号に掲げる金額（前項の規定の適用を受けるべき者にあつては、同項に規定する金額）を退職一時金として支給する。

5　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間は、前条第三項に規定する組合員であつた期間に該当しないものとする。

第三章第三節中第四十三条の次に次の二条を加える。

（返還一時金）

第四十三条の二　前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第五十四条の二第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4　第四十二条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5　前条第五項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第四十三条の三　第四十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第四十四条第四項中「後に」を「者でその後」に、「者」を「もの」に改める。

第四十六条第四項中「その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額」を「その者の組合員の資格を喪失した際第四十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「退職一時金の額」の下に「の算定の基礎となつた第四十三条第二項第一号に掲げる金額」を加える。

第三章第五節中第五十四条の次に次の一条を加える。

（死亡一時金）

第五十四条の二　第四十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第四十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第七十八条第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「、掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」に改める。

第八十一条第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「、掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」に改める。

第九十一条中「第四十一条第一項」の下に「、第四十二条の二第二項各号列記以外の部分中「附則第三十一項各号列記以外の部分」を「時金」及び「、第四十三条第二項」を削り、「金額とする」を「金額とし、当該組合員に対する第四十二条の二第四項、第四十三条第二項及び第四項並びに第四十三条の二第二項の規定の適用については、第四十三条第二項第一号に掲げる金額（同条第三項の規定の適用を受ける者にあつては、同項に規定する金額）は、当該金額から第二号に掲げる額の算定の例によつて算定した額を控除した金額とする」に改め、同項第二号中「退職一時金又は」を削る。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	○・九一
十八歳以上　二十三歳未満	一・二三
二十三歳以上　二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上　三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上　三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上　四十三歳未満	三・三一
四十三歳以上　四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上　五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上　五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上　六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上　六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上　七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第七条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　給付（第二十条―第二十五条の二）」を「第二節　給付（第二十条―第二十五条の七）」に改める。

第十七条第二項中「退職一時金」を「通算退職年金、退職一時金」に改める。

「第四十四条　受けるべき私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定を適用するものとした場合であつた退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額

第四十五条第二項　退職一時金　私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第一号に掲げる金額

第五十九条　懲戒処分を受け　公務員の場合における懲戒の事由により解雇せられ

」を「

第四十四条　受けるべき私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定を適用するものとした場合であつた退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額

第四十五条第二項　退職一時金　私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第一号に掲げる金額

第五十九条　懲戒処分を受け　公務員の場合における懲戒の事由により相当する事由により解雇せられ

」に改め、同条を第五章第二節第二十五条の次に次の五条を加える。

（通算退職年金）

第二十五条の二　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員であつた期間（以下この節において「組合員期間」という。）六月以上二十年未満の者が退職（第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下この節において同じ。）し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、年齢満六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円

二　平均標準給与の月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額（以下この項において「控除額」という。）が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5　前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により計算した額の合算額とする。

6　通算退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から通算退職年金の支給を停止する。

（退職一時金）

第二十五条の三　組合員期間六月以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2　退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　平均標準給与の日額に、組合員期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額

二　前条第三項に定める通算退職年金の額に、退

職の日における年齢に応じ別表第二に定める率を乗じて得た金額

3　六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

（返還一時金）

第二十五条の四　前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第二十五条の六第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法による利率で、政令で定める。

4　第二十五条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金について準用する。

5　前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第二十五条の五　第二十五条の三第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した後に退職した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、その者が前に退職した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは、「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは、「返還一時金」と読み替えるものとする。

（死亡一時金）

第二十五条の六　第二十五条の三第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　第二十五条の四第三項及び第四項の規定は、死

亡一時金の額について準用する。

第三十六条中「徴収金の徴収」の下に「、通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、「若しくは徴収」を「、徴収若しくは確認」に改める。

別表として次のように加える。

別表第一

組合員の期間	日数
六月以上一年以上	一〇日
一年以上一年六月以上	二〇日
一年六月以上二年以上	三〇日
二年以上二年六月以上	四〇日
二年六月以上三年以上	五〇日
三年以上三年六月以上	六〇日
三年六月以上四年以上	七〇日
四年以上四年六月以上	八〇日
四年六月以上五年以上	九〇日
五年以上五年六月以上	一〇〇日
五年六月以上六年以上	一一〇日
六年以上六年六月以上	一二〇日
六年六月以上七年以上	一三〇日
七年以上七年六月以上	一四〇日
七年六月以上八月以上	一五〇日
八月以上八年六月以上	一六〇日
八年六月以上九年以上	一七〇日
九年以上九年六月以上	一八〇日
九年六月以上十年以上	一九〇日
十年以上十年六月以上	二〇〇日
十年六月以上十一年以上	二一〇日
十一年以上十一年六月以上	二二〇日
十一年六月以上十二年以上	二三〇日
十二年以上十二年六月以上	二四五日
十二年六月以上十三年以上	二六〇日
十三年以上十三年六月以上	二七五日
十三年六月以上十四年以上	二九〇日
十四年以上十四年六月以上	三〇五日
十四年六月以上十五年以上	三二〇日
十五年以上十五年六月以上	三三五日
十五年六月以上十六年以上	三五〇日
十六年以上十六年六月以上	三六五日
十六年六月以上十七年以上	三八〇日
十七年以上十七年六月以上	三九五日
十七年六月以上十八年以上	四一〇日
十八年以上十八年六月以上	四二五日
十八年六月以上十九年以上	四四〇日
十九年以上十九年六月以上	四五五日
十九年六月以上二十年以上	四七〇日
二十年以上二十一年以上	四八五日
二十一年以上二十二年以上	五〇〇日
二十二年以上二十三年以上	五一五日
二十三年以上二十四年以上	五三〇日
二十四年以上二十五年以上	五四五日
二十五年以上二十六年以上	五六〇日
二十六年以上二十七年以上	五七五日
二十七年以上二十八年以上	五九〇日
二十八年以上二十九年以上	六〇五日
二十九年以上三十年以上	六二〇日
三十年以上三十一年以上	六三五日
三十一年以上三十二年以上	六五〇日
三十二年以上三十三年以上	六六五日
三十三年以上三十四年以上	六八〇日
三十四年以上三十五年以上	六九五日
三十五年以上三十六年以上	七一〇日
三十六年以上三十七年以上	七二五日
三十七年以上三十八年以上	七四〇日
三十八年以上四十三年以上	七五五日
四十三年以上四十八年以上	七七〇日
四十八年以上五十三年以上	七八五日
五十三年以上五十八年以上	八〇〇日
五十八年以上六十三年以上	八一五日
六十三年以上六十八年以上	八三〇日
六十八年以上七十三年以上	八四五日
七十三年以上	八六〇日

別表第二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上二十三歳未満	一・一三
二十三歳以上二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上四十三歳未満	三・三二
四十三歳以上四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第八条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「退職一時金」の下に「、通算退職年金、返還一時金」を加える。

第二十三条中「又は遺族一時金」を「、遺族一時金又は死亡一時金」に、「若しくは遺族一時金」を「、遺族一時金若しくは死亡一時金」に改める。

第二十九条ただし書中「退職一時金」の下に「、通算退職年金、返還一時金」を加える。

第四十八条に次の三号を加える。

八　通算退職年金

九　返還一時金

十　死亡一時金

第五十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の退職一時金基礎額が同項の退職一時金控除額に満たないときは、この限りでない。

第五十四条第二項を次のように改める。

2　退職一時金の額は、次項の規定により算出した退職一時金基礎額から第四項の規定により算出した退職一時金控除額を減じて得た額とする。

第五十四条に次の四項を加える。

3　退職一時金基礎額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た額とする。

4　退職一時金控除額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た額とする。

5　第一項本文に規定する場合（退職の際、六十歳以上であり、かつ、第六十一条の二第二項各号の一に該当しない者に係る場合に限る。）において、その退職した者が、その日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出たときは、その者については、第一項ただし書の規定を適用せず、当該退職一時金の額は、第二項の規定にかかわらず、退職一時金基礎額に相当する金額とする。

6　前項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金及び死亡一時金は、支給しない。

第五十六条第三項中「その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金」を「退職の際における退職一時金基礎額」に改める。

第六十一条の次に次の三条を加える。

（通算退職年金）

第六十一条の二　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　退職一時金の支給を受けるべき者（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。）が、当該退職の際次の各号の一に該当するに至つた場合又は退職後に次の各号の一に該当するに至つたときは、その者の死亡に至るまで、通算退職年金を支給する。ただし、六十歳に達するまでは、その者の支給を停止する。

一　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であるとき。

三　一の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の年額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額の組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。ただし、第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者については、その組合員期間の月数を乗じて得た金額に、退職一時金基礎額を退職一時金控除額で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

（返還一時金）

第六十一条の三　六十歳未満で退職した退職一時金の支給を受けるべき者が六十歳に達した場合において、その日から六十日以内に、通算退職年金の支給を受けることを希望しない旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。ただし、六十歳に達した日において、前条第二項各号の一に該当する者については、この限りでない。

2　返還一時金の額は、退職一時金控除額（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、退職一時金基礎額）に、退職した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算した金額とする。この場合において、その利子に相当する額は、年五分五厘の利率により複利計算の方法に従い算出した金額とする。

3　第一項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金は、支給しない。

（死亡一時金）

第六十一条の四　退職一時金の支給を受けるべき者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　前条第二項の規定は、死亡一時金の額について準用する。この場合において、同項中「六十歳に達した日」とあるのは、「死亡した日」と読み替えるものとする。

第六十七条第一項及び第七十条第一項中「給付に関する決定」の下に、「、通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、同項中「その決定」の下に「、確認」を加え、同条第六項中「第一項の規定による給付に関する決定に対する」を削る。

附則第八条第一項、第三項及び第五項中「対する退職一時金の額」を「係る退職一時金基礎額」に改め、同条第一項及び第二項中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第三項及び第五項中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第十六条第二項ただし書中「退職一時金の額」を「退職一時金に係る退職一時金基礎額」に改め、同条第三項中「更新組合員であつた者」の下に「（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）」を加え、「額から当該退職一時金の額」を「額から当該退職一時金に係る退職一時金基礎額に、「、当該退職一時金の額」を「、当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第二十四条第三項中「受けるべき者」の下に「（同法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「同法の規定」及び「旧法又は国家公務員共済組合法の規定」を「これらの法律の規定に」に、「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「当該退職一時金の

571647

の支給を受けるべき者が六十歳に達した場合において、その日から六十日以内に、通算退職年金の支給を受けることを希望しない旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。ただし、六十歳に達した日において、前条第二項各号の一に該当する者については、この限りでない。

2　返還一時金の額は、退職一時金控除額（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、退職一時金基礎額）に、退職した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算した金額とする。この場合において、その利子に相当する額は、年五分五厘の利率により複利計算の方法に従い算出した金額とする。

3　第一項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金は、支給しない。

（死亡一時金）

第六十一条の四　退職一時金の支給を受けるべき者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　前条第二項の規定は、死亡一時金の額について準用する。この場合において、同項中「六十歳に達した日」とあるのは、「死亡した日」と読み替えるものとする。

第六十七条第一項及び第七十条第一項中「給付に関する決定」の下に、「、通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、同項中「その決定」の下に「、確認」を加え、同条第六項中「第一項の規定による給付に関する決定に対する」を削る。

附則第八条第一項、第三項及び第五項中「対する退職一時金の額」を「係る退職一時金基礎額」に改め、同条第一項及び第二項中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第三項及び第五項中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第十六条第二項ただし書中「退職一時金の額」を「退職一時金に係る退職一時金基礎額」に改め、同条第三項中「更新組合員であつた者」の下に「（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）」を加え、「額から当該退職一時金の額」を「額から当該退職一時金に係る退職一時金基礎額に、「、当該退職一時金の額」を「、当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第二十四条第三項中「受けるべき者」の下に「（同法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「同法の規定」及び「旧法又は国家公務員共済組合法の規定」を「これらの法律の規定に」に、「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「当該退職一時金の

額に」を「当該退職一時金の額（国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額）に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給、旧法の規定による退職一時金又は国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金の支給を受けた復帰組合員に係る退職一時金控除額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとする。

附則第二十四条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十四条に次の四項を加える。

10　復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者である場合は、第五十六条第三項又は附則第十五条第二項ただし書若しくは第十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該退職一時金基礎額から当該一時恩給又はこれらの法律の規定による退職一時金の額に相当する額（国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する額）を減じて得た額を退職一時金基礎額とみなす。

11　復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金については、これらに相当する当該退職一時金に係る同法の規定による給付が同時に行なわれるものとみなして、これらのこの法律の規定による給付の額から当該国家公務員共済組合法の規定による給付の額を控除するものとする。

12　復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金については、これらに相当する当該退職一時金に係る同法の規定による給付が同時に行なわれるものとみなして、これらのこの法律の規定による給付の額から当該国家公務員共済組合法の規定による給付の額を控除するものとする。

13　復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、普通恩給若しくは一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは退職一時金（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「相当する金額を控除し」を「相当する金額（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除し」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に

の規定による退職一時金に限る。）を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金の額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとする。

附則第二十五条第二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三項中「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「相当する金額を控除し」を「相当する金額（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除し」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五項中「第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「相当する金額を控除し」を「相当する金額（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除し」に改める。

附則第二十五条第六項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三項中「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「相当する金額を控除し」を「相当する金額（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除し」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に

その者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第二十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第二十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第二十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第二十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第二十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第二十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第二十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第二十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第二十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第二十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第三十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第三十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第三十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第三十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第三十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第四十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第四十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第四十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第四十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第四十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第四十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第五十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第五十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第五十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第五十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第五十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第五十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第六十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第六十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第六十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第六十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第六十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第六十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第六十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第六十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第六十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第六十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第七十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第七十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第七十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第七十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第七十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第七十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第八十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第八十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第八十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第八十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第八十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第八十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九十項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第九十一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九十二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第九十三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九十四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第九十五項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九十六項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第九十七項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第九十八項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第九十九項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第百項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第百一項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第百二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第百三項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。

附則第二十五条第百四項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」

る額又は前に支給を受けた」に改め、「当該退職一時金」の下に「の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額」を加える。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金）

第三十七条の二　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該当してその資格を喪失した場合又は任意継続組合員が第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由（以下「任意資格喪失事由」という。）に該当してその資格を喪失した場合において、これらの者がその資格の喪失の時又は喪失後に次の各号の一に該当し、又は該当するに至つたときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一　通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金は、前項の規定に該当する資格の喪失に係る組合員又は任意継続組合員であつた間の疾病又は負傷により障害年金を受ける権利が生じた者には、支給しない。

4　通算退職年金の年額は、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これにその者についての第二項の規定に該当する資格の喪失に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円

二　平均標準給与の月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

5　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、通算退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

6　前二項の場合において、第二項の規定に該当する資格の喪失が二回以上あるときは、通算退職年金の年額は、それぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

7　前条第一項の規定は、通算退職年金の支給に準用する。この場合において、同項中「組合員」とあるのは「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあるのは「第三十七条の二第二項ただし書」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「ただし、」の下に「次項の規定により計算した額がない者及び」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　退職一時金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一　平均標準給与の日額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額

二　前条第四項に定める通算退職年金の年額に、前項の規定に該当する資格の喪失の日における年齢に応じ別表第一の二に定める率を乗じて得た額

第三十八条に次の二項を加える。

3　六十歳に達した後に第一項の規定の適用を受けることとなつた者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、第一項の規定に該当する資格の喪失の日から六十日以内に、その者の退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる額を退職一時金として支給する。

4　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、前条第四項に規定する期間に該当しないものとする。

第三章第二節中第三十八条の次に次の二条を加える。

（返還一時金）

第三十八条の二　前条第二項の退職一時金の支給を受けた者（同条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。以下次条第一項及び第五十条の二第一項において同じ。）が退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その者の退職一時金の額の計算の基礎となつた前条第二項第二号に掲げる額（その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、同号に掲げる額。以下次条第一項及び第五十条の二第二項において同じ。）に、同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日の属する月の翌月から当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4　第三十七条の二第六項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る資格の喪失が二回以上ある者の返還一時金の額に準用する。

5　前条第四項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者に準用する。

第三十八条の三　第三十八条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、次の各号の一に該当する場合（退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、その該当するに至つた日から六十日以内に、同項第二号に掲げる額に相当する額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、返還一時金を支給する。

一　第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後に六十歳に達したとき。

二　六十歳に達した後に前号に規定する資格の喪失があつたとき。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金に準用する。この場合において、同条第二項中「当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年

金を受けることとなつた日）」とあるのは「第三十八条の三第一項第一号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日、同項第二号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日の前日」と、同条第五項中「障害年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第三十九条第四項を次のように改める。

4　第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十一条第二項中「第三十九条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。

第四十四条第二項中「際受けるべきであつた退職一時金の額」を「際に第三十八条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同条第二項第一号に掲げる額」に改める。

第四十五条第二項中「支給を受ける者」の下に「（第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。）」を、「退職一時金の額」の下に「の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

（死亡一時金）

第五十条の二　第三十八条第二項の退職一時金の支給を受けた者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けないで死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第三十八条第二項第二号に掲げる額に、その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日の属する月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応する利子に相当する額を加算して得た額とする。

3　第三十八条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額に準用する。

第五十二条第五号中「第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「退職一時金の額」の下に「の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額」を加え、同条第六号中「退職一時金の額」の下に「の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額」を加える。

第六十三条第一項中「又は掛金」を「、掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加える。

第六十六条第一項中「又は掛金」を「、掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、「又は徴収」を「、徴収又は確認」に改める。

附則第五条中「退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額について」を「退職年金の額、退職一時金の額の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額又は遺族年金若しくは遺族一時金の額に、「次の各号」を「それぞれ次の各号」に改め、「をそれぞれ当該規定に定められる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額」を削り、「退職一時金又は遺族一時金」を「第二号又は第四号に掲げる額」に改め、同項第二号中「退職一時金の額」の下に「の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額」を加え、「第三十八条第二項の規定により算定した額」を「その額」に改める。

別表第一の次に次の表を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正後の国民年金法第十条第一項及び第七十七条の二第三項の規定の適用については、通算年金通則法附則第二条第一項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間とする。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　昭和三十六年四月一日前に死亡した受給権者に係る未支給の保険給付の支給については、なお従前の例による。

2　昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に死亡した保険給付の受給権者に係る未支給の保険給付につき改正後の厚生年金保険法第三十七条第三項の規定によりその保険給付を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者（先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者）が施行日の前日までに死亡しているときは、施行日におけるその次順位者を、当該未支給の保険給付を受けるべき順位の遺族とする。

3　改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定は、施行日前に改正前の同条の規定により未支給の年金又はその支給を請求する権利を取得した者のその取得した権利を妨げない。

第四条　改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の厚生年金保険法による被保険者期間に基づいては、支給しない。ただし、その被保険者期間が通算年金通則法附則第二条第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第五条　昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていなかつたもののうち、同日において現に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2　前項の規定による通算老齢年金は、厚生年金保険

別表第一の二

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	○・九一
一八歳以上二三歳未満	一・一三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第七条　次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同法第六条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第八条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定に該当するに至つたものとみなし

法第三十六条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月からその支給を始める。

3　昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日後に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第六条　昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基

て、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

第九条　施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、第一号及び第二号に掲げる者については、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金の受給権を取得したときは、この限りでない。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した者

三　旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による被保険者であつた期間に基づく被保険者期間が五年以上である女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であつたもの。

3　前二項に規定する脱退手当金の受給権者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

4　第一項の規定による脱退手当金の受給権者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の船員保険法による被保険者であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、その期間が通算年金通則法附則第二条第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第十一条　昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、六

十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2　前項の規定による通算老齢年金は、改正後の船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月からその支給を始める。

3　昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第十二条　昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第十三条　次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同法第六条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第十四条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の

船員保険法第三十九条ノ二の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	七年六月
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	八年三月
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	九年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	九年九月
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十年六月

第十五条　施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格の喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、この限りでない。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日前から引き続き被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した女子

3　前二項に規定する脱退手当金を受ける権利を有する者が施行日以後において通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、その脱退手当金を受ける権利を失う。

4　第二項の規定による脱退手当金を受ける者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたことについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手当金を受ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至らなかつたものとみなす。

5　昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の船員保険法第四十六条の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部改正）

第十六条　厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（特別加給金）

第十三条の二　第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額が、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、船員保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一　その者が船員保険の被保険者であつた期間を計算に入れないで厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三条の規定により、その他の場合には、同法第四十六条の四の規定により計算した額

二　その者が船員保険法第三十四条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五条の規定により計算した額と加給金に相当する額との合算額、その他の場合に

は、同法第三十九条ノ三の規定により計算した額

2　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額と加給金の額との合算額が、船員保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一　その者が厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算に入れないで船員保険法第三十四条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五条の規定により計算した額と加給金に相当する額との合算額、その他の場合には、同法第三十九条ノ三の規定により計算した額

二　その者が厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三条の規定により、その他の場合には、同法第四十六条の四の規定により計算した額

第十九条の次に次の二条を加える。

（通算老齢年金の調整）

第十九条の二　第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつて、厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしたものに対しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金は、支給しない。

第十九条の三　厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者が船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたとき、又は船員保険法による通算老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齢年金の支給を停止し、その受給権者が船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間又は厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

2　前項の規定により通算老齢年金の支給が停止されている間は、当該通算老齢年金の受給権の消滅時効は、その進行を停止する。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条第一項の規定により昭和三十六年四月一日前の船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は同法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により同日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者で、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつたものに対して支給する厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金については、改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十三条の二の規定にかかわらず、同条の加給を行なわない。ただし、その者の昭和三十六年四月一日前の船員保険又

は厚生年金保険の被保険者であつた期間が通算年金通則法附則第二条第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第二十二条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

第十九条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第二十条　改正後の国家公務員共済組合法第八十条又は第九十三条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二

号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職する男子

三　施行日から五年以内に退職する女子

第二十二条　改正後の国家公務員共済組合法第八十条の二、第八十条の三又は第九十三条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第八十条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第十八条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項の退職一時金とみなして、同法第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十条の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第九十三条の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十九条又は第三十五条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

（市町村職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　改正後の市町村職員共済組合法第四十二条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に退職につき改正前の市町村職員共済組合法第四十三条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の同法第四十三条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額（改正前の同法第四十三条第二項ただし書の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同条第三項に規定する金額とし、改正前の同法附則第三十一項の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同項の規定による控除をした後の改正後の同法第四十三条第二項第一号に掲げる金額とする。）をこえるときは、そのこえる額を控除した金額）に相当する金額（以下附則第二十八条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの該当退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第二十五条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の市町村職員共済組合法第四十二条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の市町村職員共済組合法第四十二条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第二十六条　改正後の市町村職員共済組合法第四十三条の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第二十七条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の市町村職員共済組合法第四十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第四項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職する男子

三　施行日から五年以内に退職する女子

第二十八条　改正後の市町村職員共済組合法第四十三条の二、第四十三条の三又は第五十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金、（次項の規定により同法第四十三条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第二十四条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の市町村職員共済組合法第四十三条第二項の退職一時金とみなして、同法第四十三条の二、第四十三条の三及び第五十四条の二の規定を適用する。この場合において、同法第四十三条の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第五十四条の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職（同法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下本条及び附則第三十一条から附則第三十三条までにおいて同じ。）に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法

二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額）に相当する金額（以下附則第三十三条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間の部分と他の通算対象期間のうち同日以後の部分とを合算するときは、当該通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうち同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第三十一条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職する男子

三　施行日から五年以内に退職する女子

第三十三条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第二十九条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなして、同法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定を適用する。この場合において、同法第二十五条の四第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力）

第三十四条　私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　施行日前に退職した者に対する公共企業体職員等共済組合法の規定による退職一時金の支給については、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用を受ける者（昭和三十六年四月一日以後に退職した者に限る。）については、改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定による当該退職に係る通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金の額は、それぞれ改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第二項に規定する期間の月数に、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を乗じて得た額（同法第五十四条第一項ただし書に該当する者にあつては、その支給を受けるべき退職一時金の全額。以下第四項及び次条において「退職一時金差額相当額」という。）を返還した者については、この限りでない。

3　前項ただし書の規定により支給を受けるべき退職一時金の全額を返還した者は、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第二項に規定する退職一時金若しくは死亡一時金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　施行日前に退職した者に対する公共企業体職員等共済組合法の規定による退職一時金の支給については、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用を受ける者（昭和三十六年四月一日以後に退職した者に限る。）については、改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定による当該退職に係る通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金の額は、それぞれ改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第二項に規定する期間の月数に、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を乗じて得た額（同法第五十四条第一項ただし書に該当する者にあつては、その支給を受けるべき退職一時金の全額。以下第四項及び次条において「退職一時金差額相当額」という。）を返還した者については、この限りでない。

3　前項ただし書の規定により支給を受けるべき退職一時金の全額を返還した者は、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第二項に規定する退職一時金若しくは死亡一時金の額（退職一時金基礎額又は控除額を含む。）又は通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金の額に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第三十一条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職する男子

時金の額の計算をする場合において、その者が改正前の国家公務員共済組合法の規定（この法律附則第二十条の規定によりその例による場合を含む。）による退職一時金の支給を受けるべき者であるときは、その者は、改正後の国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。ただし、この法律附則第十八条ただし書の規定により同条ただし書の控除額相当額を返還した者は、改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。

第三十八条　次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第一項の規定の適用については、同法第六十一条の二第二項第二号に該当するものとみなす。同表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものについても、同様とする。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正六年四月一日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項前段の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第三十九条　施行日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員である者であつて、次の各号の一に該当するものは、退職後六十日以内に限り、改正後の同法の規定による退職一時金の額の計算上同法第五十四条第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出ることができる。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職した男子

三　施行日から五年以内に退職した女子

2　改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同条第六項中「通算退職年金」とあるのは、「通算退職年金、返還一時金」と読み替えるものとする。

第四十条　改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第二十四条（同法附則第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条の規定の適用については、この法律附則第二十一条の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金と、前条第一項の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の規定による退職一時金とみなす。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の二の規定による通算退職年金は、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月二日から施行日までの間における組合員又は任意継続組合員の資格の喪失につき改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第二項第二号に掲げる額（その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、同号に掲げる額）に相当する額（以下附則第四十五条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、この限りでない。

第四十二条　次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

なす。

第四十三条　改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の規定は、施行日後の資格の喪失に係る退職一時金について適用し、同日以前の資格の喪失に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第四十四条　施行日前から引き続き組合員又は任意継続組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、これらの規定の適用を受けることとなつた日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失する男子

三　施行日から五年以内に前号に掲げる事由に該当してその資格を喪失する女子

第四十五条　改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金（次項の規定により同法第三十八条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第四十一条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の資格の喪失に係る退職一時金を改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第二項の退職一時金とみなして、同法第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定を適用する。この場合において、同法第三十八条の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあり、又は同法第五十条の二第二項中「その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十六条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」の下に「又は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第七条第一項の規定による確認」を加え、「当該保険給付」を「当該処分」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百八十三号（昭三六・一一・一）

◎畜産物の価格安定等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　安定価格等（第三条―第六条）
第三章　畜産物価格審議会（第七条―第十一条）
第四章　畜産振興事業団
第一節　総則（第十二条―第二十四条）
第二節　役員等（第二十五条―第三十七条）
第三節　業務（第三十八条―第四十七条）
第四節　財務及び会計（第四十八条―第五十七条）
第五節　監督（第五十八条・第五十九条）
第六節　補則（第六十条―第六十二条）
第五章　雑則（第六十三条・第六十四条）
第六章　罰則（第六十五条―第六十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

2　この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、れん乳（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める乳製品であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

3　この法律において「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定める食肉（家畜の肉に限る。以下同じ。）であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

第二章　安定価格等

（安定価格の決定）

第三条　農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

一　原料乳及び指定食肉の安定基準価格

二　指定乳製品の安定下位価格

三　指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

2　安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3　安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4　安定価格は、原料乳又は指定食肉（当該家畜を含む。）については、これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5　農林大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ畜産物価格審議会の意見を聞かなければならない。

6　農林大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞な

く、これを告示するものとする。

（安定価格の改定）

第四条　農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2　前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（原料乳の価格に関する勧告）

第五条　農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2　農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

（指定乳製品の生産等に関する計画）

第六条　生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

2　次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

一　乳業者

二　乳業者が組織する中小企業等協同組合

三　乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四　生乳生産者団体

3　指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

4　鶏卵その他原料乳、指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であつて政令で定めるもの（以下「鶏卵等」という。）の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、鶏卵等の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鶏卵等の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

5　農林大臣は、前四項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6　農林大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、畜産振興事業団があつせんしてもなお当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

7　農林大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

8　農林大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。

第三章　畜産物価格審議会

（設置及び権限）

第七条　農林省に、畜産物価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第八条　審議会は、委員二十四人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3　委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜、食肉又は鶏卵等の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第九条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員が互選する。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第十条　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（農林省令への委任）

第十一条　この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第四章　畜産振興事業団

第一節　総則

（目的）

第十二条　畜産振興事業団は、主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化に必要な業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第十三条　畜産振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十四条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第十五条　事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び評議員会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項
七　財務及び会計に関する事項
八　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　事業団は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

第十六条　事業団の資本金は、政府の出資金十億円と附則第六条第二項の規定により次条第一項に規定する者から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2　事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

（出資）

第十七条　第六条第二項各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

2　前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第十八条　事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第十九条　事業団は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第二十条　政府以外の出資者（以下第六十条まで単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し等）

第二十一条　出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　第十七条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　出資者は、持分を共有することができない。ただし、出資者の持分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき、遺産の分割があるまでは、この限りでない。

（登記）

第二十二条　事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第二十三条　事業団でない者は、畜産振興事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第二十四条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節　役員等

（役員）

第二十五条　事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第二十六条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第二十七条　役員は、農林大臣が任命する。

2　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十八条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十九条　農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第三十条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

（代表権の制限）

第三十一条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第三十二条　理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

（職員の任命）

第三十三条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第三十四条　役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第三十五条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（評議員会）

第三十六条　事業団に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

（評議員）

第三十七条　評議員は、出資者（法人にあつては、その代表者）及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2　第二十七条第二項及び第三項、第二十九条第二項並びに第三十四条の規定は、評議員について準用する。

第三節　業務

（業務の範囲）

第三十八条　事業団は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の買入れ、交換及び売渡し

二　前号の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の保管

三　生乳生産者団体の申出により、第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあつせんを行なうこと。

四　農林省令で定めるところにより、第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

五　出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証

六　前各号の業務に附帯する業務

2　事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要の増進に関する業務を行なうことができる。

3　第一項第一号及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六条までに定めるところにより行なうものとする。

（買入れ）

第三十九条　事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買い入れることができる。

2　事業団は、中央卸売市場において、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品又は当該指定食肉を保管していないときは、事業団は、農林大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉（農林省令で定める規格に適合するものに限る。）を買い入れることができる。

（売渡し）

第四十一条　事業団は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉（前条の政令で定める食肉を含む。以下第四十四条まで同じ。）を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

第四十条　指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品又は当該指定食肉を保管していないときは、事業団は、農林大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉（農林省令で定める規格に適合するものに限る。）を買い入れることができる。

（売渡し）

第四十一条　事業団は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉（前条の政令で定める食肉を含む。以下第四十四条まで同じ。）を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二条　事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

一　その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林省令で定める数量をこえるに至つた場合

二　その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至つた場合

三　その他農林省令で定める場合

（買入れ又は売渡しをしない場合）

第四十三条　事業団は、次の場合には、第三十九条の規定による買入れ又は第四十一条の規定による売渡しをしないものとする。

一　第三十九条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ又は買い入れるおそれがあると認めるとき。

二　第三十九条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

三　第四十一条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四　第四十一条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

五　その他農林省令で定める理由があるとき。

（交換）

第四十四条　事業団は、その保管する指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。

2　事業団は、生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）

一　前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）

二　乳業の経営を合理化するため必要な設備の新設又は改良に必要な資金

関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

（業務の委託）

第四十六条　事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一　第三十八条第一項第一号の業務（買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。）については、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林大臣の指定する者

二　第三十八条第一項第五号の業務（債務の保証の決定を除く。）については、銀行、相互銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関

2　前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第四十七条　事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2　事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

第四節　財務及び会計

（区分経理）

第四十八条　事業団は、第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2　附則第六条第二項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第十七条第一項に規定する者が出資する金額に係る経理は、前項の特別の勘定において行なうものとする。

（事業年度）

第四十九条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第五十条　事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、第四十八条第一項の特別の勘定に関し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第五十一条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）

第五十二条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第四十八条第一項の特別の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十三条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第五十四条　事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の債務について保証することができる。

（余裕金の運用）

第五十五条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二　国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十六条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五節　監督

（出資者に対する通知又は催告）

第五十八条　事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資

第五十七条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第六節　補則

（農林省令への委任）

第五十九条　この法律に規定するもののほか、この法律を施行するため必要な事項は、農林省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第六十条　事業団は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第六十一条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十六条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　補則

（出資者に対する通知又は催告）

第六十二条　事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資

者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第六十一条　事業団は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び事業団の債権者（事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第六十二条　事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章　雑則

（大蔵大臣との協議）

第六十三条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第六条第五項、第三十八条第一項第四号、第四十二条各号、第四十七条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二　第十五条第二項、第十六条第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三　第四十二条、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四　第四十六条第一項第二号又は第五十五条第一号若しくは第二号の指定をしようとするとき。

（報告及び検査）

第六十四条　農林大臣は、原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章　罰則

第六十五条　第三十四条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条　事業団又は受託者が、第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条　第六十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第六十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定により出資者に通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三　第十九条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四　第十九条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第二十二条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六　第三十八条第一項又は第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第五十二条第一項の規定に違反して、業務上の余裕金を出資者に送付しなかつたとき。

八　第五十五条の規定に違反して、財務諸表を運用したとき。

九　第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十　第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第六十九条　第二十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　農林大臣は、第二十七条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

4　第六十三条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第四条　政府は、事業団の設立に際し、五億円を出資するものとし、前条第三項の規定により出資金の払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

2　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（酪農振興基金の解散等）

第六条　酪農振興基金は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　酪農振興基金の解散の時までに政府から酪農振興基金に対して出資された五億円及びその時までに政府以外の者から酪農振興基金に対して出資された額は、それぞれ、事業団の設立に際して政府及び第十七条第一項に規定する者から事業団に対し出資されたものとする。

3　酪農振興基金の解散については、廃止前の酪農振興基金法（昭和三十三年法律第七十三号）第四十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行なわない。

4　前条第一項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、酪農振興基金の解散の登記をしなければならない。

（持分の払いもどし）

第七条　前条第二項の規定により第十七条第一項に規定する者が事業団に対し出資したものとされた金額については、当該出資者は、事業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払いもどしを請求することができる。ただし、第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

2　廃止前の酪農振興基金法第二十九条第一項第一号から第三号までの規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3　事業団は、第一項の規定による請求があつたときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払いもどしをしなければならない。この場合において、事業団は、その払いもどしをした金額により資本金を減少するものとする。

4　第六十三条の規定は、第一項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

（経過規定）

第八条　昭和三十六年度の原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後すみやかに」とする。

2　この法律の施行の際現に畜産振興事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

3　第二十三条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4　事業団の最初の事業年度は、第四十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終るものとする。

5　事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

6　附則第十二条の規定の施行前にした廃止前の酪農

振興基金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（増資）

第九条　事業団は、その成立の日における資本金の額のうち第十七条第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十八年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするようにその資本金を増加するものとする。

2　前項に規定する場合においては、第十七条第一項に規定する者の出資する額が五億円に達するまでは、事業団は、第十六条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第十七条第一項に規定する者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

（指定市場）

第十条　当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林大臣の指定するものは、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

（区分経理の特例）

第十一条　事業団は、当分の間、第四十八条第一項の特別の勘定において第五十三条第一項に規定する残余を生じた場合は、これらの規定にかかわらず、その残余の額の百分の八十に相当する金額を第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）以外の業務に係る経費の財源に繰り入れるものとする。

（酪農振興基金法の廃止）

第十二条　酪農振興基金法は、廃止する。

（登録税法の一部改正）

第十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基金法」を「畜産振興事業団」に、「酪農振興基金法」を「畜産振興事業団に関する法律」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ二を次のように改める。

九ノ五ノ二　畜産振興事業団ガ畜産物の価格安定等に関する法律第三十八条第一項第五号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「、酪農振興基金」を削る。

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「、酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鉱業合理化事業団」を「、石炭鉱業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十七条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に「、畜産振興事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第十八条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三　畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）に基づき主要

な畜産物について安定価格を定めること。

第十一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　畜産振興事業団の指導監督を行なうこと。

第三十四条第一項の表中

「中央生乳取引調停審議会	を	中央生乳取引調停審議会
酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議すること。」		畜産物価格審議会
		酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議すること。
		畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に関する重要事項を調査審議すること。」

に改める。

（地方税法の一部改正）

第十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「、酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鉱業合理化事業団」を「、石炭鉱業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「若しくは中小企業信用保険公庫」を「、中小企業信用保険公庫若しくは畜産振興事業団」に改める。

（酪農振興法の一部改正）

第二十一条　酪農振興法の一部を次のように改正する。

目次中「国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置（第二十四条の三・第二十四条の四）」を「国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置（第二十四条の三）」に、「第二十四条の五」を「第二十四条の四」に改める。

第三章の二の章名中「増進等」を「増進」に改める。

第二十四条の四を削り、第二十四条の五第一項中「、第二十四条の三」を「及び第二十四条の三」に改め、「及び前条第一項の乳製品の保管計画の実施」を削り、同条を第二十四条の四とする。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二十二条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第八条第一項」を「酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第二十四条の四第一項」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・通商産業・自治大臣署名）

法律第百八十四号（昭三六・一一・一）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「七百三億円」を「七百八十三億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八十五号（昭三六・一一・二）

◎オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（衆法）

第一条　日本中央競馬会は、競馬の開催による収入をもつて、その所有し又はその所有に属すべき政令で定める施設又は設備であつて、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の馬術競技のために使用するものの建設又は整備に要する経費（当該施設の用に供する土地を取得するために必要な経費を含む。）に充てるため、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年一月一日以降全競馬場を通じて年二回を限り、農林大臣の許可をうけて臨時に同法による競馬を開催することができる。

第二条　日本中央競馬会は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、前条の規定により開催する競馬につき競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額の全部又は一部を国庫に納付することを要しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和三十九年十二月三十一日限り、その効力を失う。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八十六号（昭三六・一一・四）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「三年」を「四年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八十七号（昭三六・一一・六）

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「現金の取扱」を「現金の取扱等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　日本国有鉄道は、次の方法により業務上の余裕金を運用することができる。ただし、第一項の規定により国庫に預託された預託金の額が大蔵大臣の定める金額以下である場合は、この限りでない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百八十八号（昭三六・一一・六）

◎公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。）、実習助手及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）をいう。

2　この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同条に規定する定時制の課程をいい、「通信制の課程」とは同法同条に規定する通信制の課程をいう。

3　この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする学科をいう。

第二章　公立の高等学校の設置

（公立の高等学校の設置）

第三条　公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。

2　政令で定める基準に該当する市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）は、高等学校を設置することができるものとする。

第三章　公立の高等学校の適正な配置及び規模

（公立の高等学校の適正な配置及び規模）

第四条　都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校の配置状況を充分に考慮しなければならない。

第五条　公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める定数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、専門教育を主とする学科を置く場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

第四章　公立の高等学校の学級編制の標準

（学級編制の標準）

第六条　公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、五十人（農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、四十人）を標準とする。

第五章　公立の高等学校の教職員定数の標準

（教職員定数の標準）

第七条　公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「教職員定数」という。）は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第八条　校長の数は、学校数に一を乗じて得た数とする。

（教諭等の数）

第九条　教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一　全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校（本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。）について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数（全日制の課程又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものに属する生徒の数については、第二表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正した数とする。以下この号において同じ。）を、第一表の上欄

に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとし、生徒の数が百人以上の定時制の課程についてその数が八に達しない場合にあつては、八とする。）を合算した数

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から三百人まで	二十
	三百一人から七百五十人まで	二十五
	七百五十一人から千二百人まで	三十
	千二百一人以上	三十三
定時制の課程	一人から三百人まで	二十三
	三百一人から七百五十人まで	三十三
	七百五十一人から千二百人まで	四十
	千二百一人以上	四十四
通信制の課程	一人から六百人まで	七十五
	六百一人から千二百人まで	百
	千二百一人以上	百五十

第二表

学科の区分	生徒の数の補正の方法
農業、水産又は工業に関する学科	当該学科に属する生徒の数に一・二五を乗ずる。（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ。）
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数に一・〇七五を乗ずる。
政令で定める学科	当該学科に属する生徒の数に政令で定める率を乗ずる。

二　農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に一を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。

三　生徒の数（通信制の課程の生徒の数を除く。以下次号及び次条において同じ。）が百人に達しない分校の数に一を乗じて得た数

四　生徒の数が千二百人をこえる学校の数に一を乗じて得た数

（養護教諭等の数）

第十条　養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数に一を乗じて得た数と生徒の数が二千四

百人をこえる学校の数に二を乗じて得た数を合計した数とする。

（実習助手の数）

第十一条　実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一　生徒の数が三百一人から千二百人までの全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数と生徒の数が千二百人をこえる全日制の課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数の合計数

二　農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に一を加える。

三　全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行なうものの数に一を乗じて得た数

（事務職員の数）

第十二条　事務職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一　全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から三百人まで	三百
三百一人以上	四百五十

二　全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科に属する生徒の数が合計して二百人をこえることとなるものの数に一を乗じて得た数

三　通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を六百人で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第六章　雑則

（教職員定数の算定に関する特例）

第十三条　第九条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手及び事務職員の数を算定する場合において、農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に当該学校に係る必要な数を加え、又はこれらの規定により算定した数から当該学校に係る必要な数を減ずることができる。

第十四条　第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、同条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の数を減ず

ることができる。

（教職員定数に含まない数）

第十五条 第七条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に定められている公立の高等学校の教職員の定数（第十五条各号に掲げる者に係るものを除く。以下この項において同じ。）が第七条の規定により算定した数を標準として定めるべき教職員定数に達しない都道府県又は市町村にあつては、昭和三十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数を標準としないで教職員定数を定めることができる。ただし、その現に定められている教職員の定数を下ることとなつてはならない。

3 前項の都道府県又は市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間において、順次、その教職員定数が第七条の規定により算定した数を標準として定めるべき教職員定数に達することとなるように努めなければならない。

4 昭和四十四年三月三十一日までの間は、第十一条第一号の規定の適用については、「三百一人」とあるのは、「六百一人」とする。

5 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中「五十人」とあるのは「五十五人」と、「四十人」とあるのは「四十四人」と読み替えるものとする。

年度の区分	学年
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	第一学年
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年

6 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、第九条第一号及び第四号、第十条、第十一条第一号並びに第十二条第一号の規定は、それぞれの規定における生徒の数を次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正して適用するものとする。この場合において、農業、水産又は工業に関する学科に属する生徒の数を補正して得た数が昭和三十七年五月一日における当該学科に属する生徒の数を下ることとなるときは、同年同月同日における生徒の数を当該補正して得た数とみなす。

年度の区分	生徒の数の補正の方法
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	第一学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる（一人未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一人に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ。）。
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。

7 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、第十条から第十二条までの規定により養護教等、実習助手及び事務職員の数を算定する場合において、公立の高等学校で、生徒の養護に従事する職員で養護助教諭に準ずる者、実験若しくは実習について教諭の職務を助ける職員で実習助手に準ずる者又は事務に従事する職員で事務職員に準ずる者を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した養護教諭等、実習助手又は事務職員の数から、それぞれ、当該学校に係る養護教諭等、実習助手又は事務職員の数を減ずることができる。

（文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百八十九号（昭三六・一一・六）

◎昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法

（定義）

第一条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「公立の社会教育施設」とは、公立の公民館、図書館及び体育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第四号に掲げる社会教育に関する施設である体育館、運動場、水泳プールその他政令で定める施設をいう。）をいう。

3 この法律において「災害」とは、昭和三十六年五月の風害（当該強風に際し発生した火災を含む。）、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をい

う。

（公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担）

第二条　国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下「建物等」という。）の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

（経費の種目）

第三条　前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

（経費の算定基準）

第四条　前条に規定する工事費は、当該公立学校の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においても当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2　前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校の建物等を原形に復旧するものとみなす。

3　前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国の補助）

第五条　国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2　第三条並びに前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「公立学校」とあるのは、「公立の社会教育施設」と読み替えるものとする。

（都道府県への事務費の交付）

第六条　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務費を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（他の法律との関係）

第七条　この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）による国の費用負担は、行なわない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に行なわれた第二条又は第五条第一項の政令で定める地域における公立学校又は公立の社会教育施設の災害の復旧についても適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百九十号（昭三六・一一・六）

◎昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法

（定義）

第一条　この法律において「災害」とは、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。

2　この法律において「私立学校施設」とは、私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

（国の補助）

第二条　国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域（以下「被害地域」という。）における私立学校施設の災害の復旧に要する経費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

（経費の種目）

第三条　前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

（経費の算定基準）

第四条　前条に規定する工事費は、当該私立学校施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2　前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第五条　私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、被害地域における学校法人（同法附則第十一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。

2　私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

（都道府県への事務費の交付）

第六条　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

法律第百九十一号（昭三六・一一・七）

◎宅地造成等規制法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）
第三章　宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条―第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宅地　農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。

二　宅地造成　宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。）をいう。

三　災害　がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四　設計　その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。

五　造成主　宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

六　工事施行者　宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に行なわれた被害地域における私立学校施設の災害の復旧についても適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

第二章　宅地造成工事規制区域

（宅地造成工事規制区域）

第三条　建設大臣は、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内の土地については、指定都市。以下第十一条を除き同じ。）の申出に基づき、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。この場合において、都道府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。

2　前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3　第一項の指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

（測量又は調査のための土地の立入り）

第四条　建設大臣若しくは都道府県知事（指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。以下第二十条を除き同じ。）又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第五条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除

をしようとする場合を除くほか、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第六条　第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第七条　国又は都道府県は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章　宅地造成に関する工事等の規制

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条　宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3　都道府県知事は、同項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を附することができる。

（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

第九条　宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2　前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知

しなければならない。

（国又は都道府県の特例）

第十一条　国又は都道府県（指定都市の区域内においては、指定都市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行なう宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項の許可があつたものとみなす。

（工事完了の検査）

第十二条　造成主は、第八条第一項の工事を完了した場合においては、建設省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、建設省令で定める様式の検査済証を造成主に交付しなければならない。

（監督処分）

第十三条　都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項の許可を受けた者又はその許可に附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、同項の許可に附した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主（請負工事の下請人を含む。）又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3　都道府県知事は、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4　都道府県知事は、前三項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

5　都道府県知事は、第二項に規定する工事に該当することが明らかな工事については、緊急の必要があつて前項に定める手続によることができない場合に限り、その手続によらないで、第二項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

6　都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせるこ

とができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（工事等の届出）

第十四条　宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、建設省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2　宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁又は排水施設に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行なおうとする者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する日の十四日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その転用した日から十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地の保全等）

第十五条　宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行なわれたものを含む。以下次項、次条第一項及び第二十条において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2　都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第十六条　都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合においては、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事を行なうことを命ずることができる。

2　前項の場合において、同項の宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の行為によつて同項に規定する災害の発生の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行なうことを命ずることができる。

3　第十三条第四項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第十七条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行なわれている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2　第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第十八条　都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について報告を求めることができる。

第四章　雑則

（手数料）

第十九条　第八条第一項の許可の申請をしようとする者は、三万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

（市町村長の意見の申出）

第二十条　市町村長は、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

（訴願）

第二十一条　都道府県知事が第八条第一項、第十三条第一項から第五項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定について不服のある者は、これらについてした処分又は命令についてその処分又は命令のあつたことを知つた日から三十日以内に、建設大臣に訴願することができる。ただし、その処分又は命令のあつた日から六十日を経過した場合は、この限りでない。

（政令への委任）

第二十二条　この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十三条　第十三条第二項、第三項又は第五項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第五条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第八条第一項の規定に違反した造成主

四　第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者）

五　第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第十六条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七　第十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二　第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の二の次に次の一号を加える。

二十二の三　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関する事務を管理すること。

（建築基準法の一部改正）

3　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条に次の一項を加える。

4　第一項中第六条、第七条、第十八条（第一項及び第九項を除く。）及び第八十九条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

（法務・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百九十二号（昭三六・一一・七）

◎臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十二条の三」に改める。

第二条第一項中「（特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第二条第二項の特別鉱害を除く。）」を削る。

第四十八条第二項中「復旧基本計画の変更について第六十六条第二項」を「次条第三項」に改める。

第四十九条中「負担区分に関するこれらの者の」を「次条第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二条の規定により復旧費を負担すべき者の負担区分に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

2　事業団は、前項の規定により見込納付金額及び負担額を記載する場合において、次条第一項の規定により納付金を納付すべき者若しくは第五十二条の規定により復旧費を負担すべき者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の理由により資力を有しないため、次条第一項若しくは第五十二条の規定による納付金若しくは負担金の額の全部若しくは一部を納付することとなる納付金若しくは負担金の額の全部又は一部を控除した額をその見込納付金額又は負担額として記載しなければならない。

3　事業団は、前項の規定により公共施設の復旧工事に関し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとするときは、あらかじめ、当該公共施設の負担区分についてその維持管理を行なう地方公共団体の同意を得なければならない。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（納付金等の減免）

第五十二条の二　第四十九条第二項の規定により賠償義務者又は前条の受益者の見込納付金額又は負担額を減額して記載した復旧基本計画について第四十八条第一項の規定による認可があつたときは、当該賠償義務者又は前条の受益者は、第五十条第一項又は前条の規定にかかわらず、当該復旧基本計画に記載された見込納付金額又は負担額と第五十条第一項又は前条の規定による納付金若しくは負担金の額との差額に相当する額を納付することを要しない。

第五十三条中「第六十六条第三項」に、「第四十八条第一項の規定による認可」を「第四十八条第一項の規定による認可」に、「第六十六条第三項」を「第五十二条」に改める。

第五十三条の二第一項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の応急工事に要する費用の特例）

第五十三条の三　通商産業大臣が次の各号に該当すると認めた鉱害の復旧に係る応急工事は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で国及び地方公共団体の費用をもつて施行することができる。

一　当該鉱害が天災その他の特別の事情により賠償義務者の生じたことその他の特別の事情により賠償義務者及びその責任の範囲を早急に確定することが困難であること。

二　当該鉱害を放置するときは、著しい被害を生じ、又は民生の安定を著しく害するおそれがあること。

2　前項の応急工事の施行者は、同項の応急工事を施行しようとするときは、あらかじめ、当該応急工事の概要及びこれに要する費用につき、主務大臣及び当該応急工事の長の承認（応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体である場合にあつては、主務大臣の承認）を受けなければならない。

3　第一項に規定する場合において、当該鉱害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者で当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明したときは、当該賠償義務者又は費用を負担すべき者は、政令で定めるところにより、その責任又は受益の限度において、国及び地方公共団体に対し、負担金を納付しなければならない。

4　前項の規定により負担金を納付すべき者については、当該応急工事に要する費用に限り、第五十条第一項及び第五十二条の規定は、適用しない。

第六十四条に次の一項を加える。

2　第五十三条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付すべき期日は、当該鉱害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は

賠償義務者以外の者で当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明した日以後において当該応急工事に係る主務大臣及び地方公共団体の長が定める期日とする。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

第七十一条第三項を削る。

第三章第三節中第七十二条の次に次の二条を加える。

第七十二条の二　国及び地方公共団体は、次項において準用する第七十条第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに第五十三条の三第三項の負担金及び次項において準用する前条の規定による延滞金を納付しないときは、国にあつては国税滞納処分の例により、地方公共団体にあつては地方税の滞納処分の例により、これを処分する。

2　第七十条及び前条の規定は、第五十三条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付しない場合に準用する。

第七十二条の三　第七十一条及び前条第一項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2　前項に規定する徴収金を徴収する権利は、五年間行なわない場合においては、時効により消滅する。

第九十四条第五項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改める。

附則第二項中「施行の日から十年以内」を「昭和四十七年七月三十一日まで」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　昭和三十六年度の復旧基本計画の作成及び変更並びに当該変更に係る復旧費については、なお従前の例による。

（大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百九十三号（昭三六・一一・七）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「出資金」の下に「（前項の規定により示された金額に相当するものを除く。）」を加え、「第二十五条第一項第七号及び第八号」を「第二十五条第一項第八号及び第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、前項の規定により事業団に追加して出資する場合において、当該出資金の全部又は一部が第二十六条の三第一項の保証基金にあてるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第二十五条第一項第十号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

第二十五条第二項中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第二十六条第二項第七号中「前条第一項第七号及び第八号」を「前条第一項第八号及び第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　前条第一項第七号に規定する債務の保証の方法

第二十六条の二を次のように改める。

（区分経理）

第二十六条の二　事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一　第九条の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金（同条第三項の規定により示された金額に相当するものを除く。）並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理

二　第二十五条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「保証業務」という。）に係る経理

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（保証基金）

第二十六条の三　事業団は、保証業務に関し保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてこれにあてるものとする。

2　前項の保証基金は、保証業務に関し毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第二十七条第二項中「貸付計画」の下に「及び第二十五条第一項第七号に規定する債務の保証の計画」を加え、同条第三項中「及び前項の貸付計画」を「並びに前項の貸付計画及び債務の保証の計画」に改める。

第三十六条の三第一項中「第二十五条第一項第七号」を「同項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第八号」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項第八号」を「第二十五条第一項第九号」に改める。

第三十六条の十二の次に次の八条を加える。

（保証契約の締結）

第三十六条の十三　第二十五条第一項第七号に規定する債務の保証は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業を整備するために必要な資金であつて次に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務（元本に限る。）について、事業団が当該銀行と保証契約を締結することにより行なうものとする。

一　当該採掘権者又は租鉱権者が離職する労働者に対し支払うべき賃金（退職金を含む。）の支払に必要な資金

二　当該採掘権者又は租鉱権者が事業を廃止する鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償に必要な資金

（保証契約の限度）

第三十六条の十四　事業団は、前条の保証契約により保証される債務の合計額が第二十六条の三の規定による保証基金の額に政令で定める倍率を乗じて得た額をこえない範囲内でなければ、新たに前条の保証契約を締結してはならない。

（保証料）

第三十六条の十五　事業団は、第三十六条の十三の規定により債務の保証をする場合には、当該債務者た

る採掘権者又は租鉱権者から保証料を徴収することができる。

2　前項の保証料の額は、当該保証契約により保証される債務の額に、年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保証債務の履行の請求）

第三十六条の十六　銀行は、第三十六条の十三の規定により事業団が保証した債務について、その弁済期（当該債務が分割して弁済されるときは、その最終弁済期）における債務の不履行又は当該債務者に対する会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条（整理の開始）若しくは第四百三十一条第一項（特別清算の開始）の規定による命令があつたときは、事業団に対して当該保証債務の履行の請求をすることができる。

2　銀行は、前項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から六月を経過した後でなければ、同項の請求をすることができない。

3　銀行は、第一項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から一年六月を経過した後は、同項の請求をすることができない。

（弁済金）

第三十六条の十七　事業団が第三十六条の十三の保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済すべき金額は、当該保証契約により保証された債務の額から当該銀行が前条第一項の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。

（貸付金の回収）

第三十六条の十八　銀行は、第三十六条の十三の規定により事業団が保証する債務に係る貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（業務の委託）

第三十六条の十九　事業団は、第三十六条の十三の保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済した場合には、その求償権の行使の業務を当該銀行に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた銀行が第三十六条の十六第一項の請求をした後回収した額と事業団から弁済を受けた日以後の利子の受領した額との合計額に事業団から弁済を受けた額の第三十六条の十七に規定する残額に対する割合を乗じて得た額は、前項の規定により委託を受けた求償権に係るものとみなす。

3　第二十四条の規定は、第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務について従事する銀行の役員及び職員について準用する。

（契約の解除等）

第三十六条の二十　事業団は、銀行がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は第三十六条の十三の保証契約の条項に違反したときは、当該保証契約に基づき弁済すべき金額の全部若しくは一部を支払わず、若しくは弁済した金額の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保証契約を解除することができる。

第三十七条第七項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第五十三条の二第三号中「第三十六条の八第五号」の下に「、第三十六条の十三」を加える。

第七十九条に見出しとして「（報告の徴収）」を附する。

附則第二条に次のただし書を加える。

ただし、事業団の業務のうち債務の保証に係る部分は、昭和三十九年三月三十一日までに廃止するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第七号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（印紙税法の一部改正）

3　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二　石炭鉱業合理化事業団ノ発スル証書、帳簿

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百九十四号（昭三六・一一・七）

◎石炭鉱山保安臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、石炭鉱山の実態を総合的に調査して、その保安に関する設備の整備の促進を図るとともに、保安を確保することが困難なため鉱業を廃止する石炭鉱山に対しその廃止を円滑に行なわせるための措置を講じ、もつて石炭鉱山における保安を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「鉱業権」、「採掘権」、「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

2　この法律において「石炭鉱山」とは、石炭鉱業を行なう事業場をいう。

（行為の効力）

第三条　この法律の規定によつてした処分及び採掘権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続の他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

（調査）

第四条　通商産業大臣は、石炭鉱山における保安を確保するため、この法律の施行の際現に鉱業を行なつている採掘権者又は租鉱権者について、石炭の鉱量及び品位、鉱床の状態その他の自然条件に関する事項、経理的基礎及び技術的能力に関する事項並びに保安に関する設備、保安教育その他の保安に関する事項に関し総合的調査を行なうものとする。

（保安に関する事項の改善の勧告）

第五条　通商産業大臣は、前条の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、その石炭鉱山における保安に関する事項の改善に関し勧告をすることができる。

2　採掘権者又は租鉱権者は、前項の勧告を受けたときは、直ちに、その勧告の内容を鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条第一項の規定によりその石炭鉱山に設けられた保安委員会に通知しなければならない。

（鉱業の廃止の勧告）

第六条　通商産業大臣は、第四条の調査の結果に基づき、保安を確保することが困難であると認められる石炭鉱山の採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その石炭鉱山における鉱業の廃止の勧告をすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の勧告に準用する。

（資金の確保）

第七条　政府は、石炭鉱山における保安に関する設備の整備に必要な資金の確保に努めるものとする。

（石炭鉱山整理交付金の交付）

第八条　国は、政令で定めるところにより、第六条第一項の勧告を受けた採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合は、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

2　交付金は、前項の規定によりその交付を受けることとなつた者（以下「廃止事業者」という。）のために、石炭鉱業合理化事業団（以下「事業団」という。）に対し交付するものとする。

（公示）

第九条　通商産業大臣は、廃止事業者に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2　前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について有する当該賠償請求権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

（債務の弁済）

第十条　事業団は、廃止事業者に代理して、第八条第二項の規定により交付を受けた交付金の額（以下「交付金額」という。）をこえない範囲内において通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる債務の弁済を行なう。

一　廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二　廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に関する鉱害の賠償債務

2　前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額をこえる場合における同項第二号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

3　事業団は、廃止事業者が破産法（大正十一年法律第七十一号）その他の法令の規定によりその債務の弁済を制限されている場合においても、これらの法令の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる債務の弁済を行なうことができる。

（交付金の引渡し）

第十一条　事業団は、前条第一項の規定により一の廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部を弁済した場合において、当該廃止事業者に係る交付金額に残余があるときは、遅滞なく、通商産業大臣の承認を受けて、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に引き渡さなければならない。一の廃止事業者に係る交付金額に残余があることが確実であると認められる場合も、同様とする。

（交付金を受ける権利の保護）

第十二条　廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

（政令への委任）

第十三条　前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の業務）

第十四条　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務

二　前号の業務に附帯する業務

2　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。

3　事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるものとする。

4　事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6　第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第十五条　通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2　廃止事業者は、その放棄した採掘権又は租鉱権者に係る交付金及び当該交付金に係る交付金額に残余があることが確実であると認められる場合も、同様とする。

（交付金を受ける権利の保護）

第十二条　廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

（政令への委任）

第十三条　前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の業務）

第十四条　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務

二　前号の業務に附帯する業務

2　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。

3　事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるものとする。

4　事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6　第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第十五条　通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2　廃止事業者は、その放棄した採掘権又は租鉱権者に係る交付金及び当該交付金に係る交付金額に残余があることが確実であると認められる場合も、同様とする。

（交付金を受ける権利の保護）

第十二条　廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

（政令への委任）

第十三条　前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の業務）

第十四条　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務

二　前号の業務に附帯する業務

2　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。

3　事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるものとする。

4　事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6　第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第十五条　通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2　廃止事業者は、その放棄した採掘権又は租鉱権者に係る交付金及び当該交付金に係る交付金額に残余があることが確実であると認められる場合も、同様とする。

（交付金を受ける権利の保護）

第十二条　廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

（政令への委任）

第十三条　前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の業務）

第十四条　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務

二　前号の業務に附帯する業務

2　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。

3　事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるものとする。

4　事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6　第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第十五条　通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2　廃止事業者は、その放棄した採掘権又は租鉱権者に係る交付金及び当該交付金に係る交付金額に残余があることが確実であると認められる場合も、同様とする。

（交付金を受ける権利の保護）

第十二条　廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

（政令への委任）

第十三条　前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の業務）

第十四条　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務

二　前号の業務に附帯する業務

2　事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。

3　事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用した場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるものとする。

4　事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6　第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第十五条　通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権

金に係る事業団の業務、廃止事業者が放棄した採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区の区域についての鉱業権の設定若しくは鉱区の増加の出願の許可若しくは租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の申請の認可又は廃止事業者に係る鉱業業の譲受け並びに廃止事業者がその石炭鉱山における鉱業を廃止したことにより解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払に関しては、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

3　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表中「二三、四九三人」を「二三、五〇五人」に、「二三、七一〇人」を「二三、七二二人」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

4　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表中「一一、〇六五人」を「一一、一〇五人」に、「一二、三一七人」を「一二、三五七人」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

5　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「坑口の開設」を「坑口の開設等」に改める。

第一条中「坑口の開設」を「坑口の開設等」に改める。

第二条の二第一項中「この法律の規定によつてした処分」を「この法律の規定（第五十四条を除く。以下この条において同じ。）によつてした処分」に改める。

第四章の章名中「坑口の開設」を「坑口の開設等」に改める。

第五十四条の見出しを「（開設の工事等の許可）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、石炭の掘採のために坑口を使用しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一　前項の許可を受けて開設された坑口を当該許可を受けた鉱業権者又は租鉱権者が使用するとき。

二　鉱山保安法第二十五条第一項の規定による鉱山保安監督部長の命令に基づいて開設された坑口を当該命令を受けた鉱業権者又は租鉱権者が使用するとき。

第五十五条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　その申請に係る坑口を使用して石炭を掘採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産能率が通商産業省令で定める基準をこえることとなること。ただし、通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

二　その申請に係る鉱業権者又は租鉱権者が当該鉱区又は租鉱区における保安を確保するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

第五十五条第二項中「前項」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号の規定は、前条第二項の許可に準用する。

第五十六条第一項中「坑口の開設の工事をしたとき」を「坑口の開設工事をし、若しくは坑口を使用したとき」に改める。

第八十四条中「坑口の開設の工事をした者」を「坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

6　この法律の施行の際現に石炭の掘採のために使用されている坑口については、当該坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者がその使用について改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十四条第二項の許可を受けたものとみなす。ただし、同項の許可を受けることを要しない場合については、この限りでない。

（法務・大蔵・通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百九十五号（昭三六・一一・七）

◎踏切道改良促進法

（目的）

第一条　この法律は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）と道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路とが交差している場合における道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）又は当該鉄道事業者に通知するとともに、告示しなければならない。

（立体交差化計画等）

第四条　鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定があつたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期日までに、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により当該踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成して、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　鉄道事業者は、前条第二項の規定による指定があるものとする。

2　運輸大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に従い、昭和三十六年度以降の五箇年間において保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を定めて、指定するものとする。

3　運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしたときは、その旨を、当該鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）及び道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）又は当該鉄道事業者に通知するとともに、告示しなければならない。

（立体交差化計画等）

第三条　運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に従い、昭和三十六年度以降の五箇年間において立体交差化又は構造改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。）により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を定めて、指定す

つたときは、運輸大臣の指定する期日までに、運輸省令で定めるところにより、当該踏切道について保安設備整備計画を作成して、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3　運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画が著しく不適当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

（改良の実施）

第五条　鉄道事業者又は道路管理者は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

（費用の負担）

第六条　立体交差化計画又は構造改良計画の実施に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

2　保安設備整備計画の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

（補助）

第七条　国は、政令で定める地方鉄道業者又は軌道経営者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、保安設備整備計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、前項の政令で定める地方鉄道業者又は軌道経営者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内で、政令で定めるところにより保安設備整備計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

（資金の確保に関する措置）

第八条　運輸大臣は、この法律の規定による踏切道の改良について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるように努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百九十六号（昭三六・一一・八）

◎昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律

1　昭和三十六年五月のフェーン現象を伴う強風、同年六月下旬、七月上旬及び下旬並びに八月の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨が天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十法律第百三十六号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての法の適用については、同条第四項第一号中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは「二十万円（北海道にあつては二十五万

円、果樹の栽培又はたけのこの生産をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培又はたけのこの生産に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は北海道にあつては三十五万円、その他の地域にあつては三十万円、もつぱら果樹の栽培を業とする被害農業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合、もつぱら家畜又は家きんの飼養を業とする被害農業者に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠、うなぎその他の政令で定める水産動植物の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とし、同項第二号中「五年」とあるのは「五年（果樹の栽培又はたけのこの生産をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培又はたけのこの生産に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及びもつぱら果樹の栽培を業とする被害農業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合は七年）」とする。

2　昭和三十六年六月下旬及び七月上旬の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨が法第二条第三項の規定により同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての法の適用については、同条第七項中「五百万円（連合会に貸し付けられる場合は二千万円）」とあるのは、「一千万円（連合会に貸し付けられる場合は二千万円）以内で政令で定める額」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日以後の天災につき適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百九十七号（昭三六・一一・八）

◎輸出入取引法の一部を改正する法律

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　輸入に関する協定（第七条の二）」を「第三章の二　輸入に関する協定（第七条の二）　第三章の三　輸出入調整に関する協定（第七条の三）」に、「第五章　輸出入組合（第二十条―第二十七条）」を「第五章　輸出入組合（第二十条―第二十七条の二―第二十七条の十六）」に改める。

第五条第二項第六号中「国内の」の下に「関係農林漁業者、」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三　輸出入調整に関する協定

（協定）

第七条の三　輸出業者及び輸入業者は、特定の地域における輸入取引及び輸出取引の実質的制限、特定の地域との通商に関する政府間の取極の実施その他こ

れらに準ずる理由により、当該特定の地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出するためには当該地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入することが必要である場合又は当該特定の地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入するためには当該地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出取引と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引との関係を調整しなければ、当該地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について協定を締結することができる。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　その内容が前項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二　当該地域の輸出業者、輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者又は輸入業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三　前号のほか、当該地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四　第五条第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五　当該協定を締結しようとする輸出業者の当該地域に対する当該貨物の輸出額が当該地域に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占め、及び当該協定を締結しようとする輸入業者の当該地域からの当該貨物の輸入額が当該地域からの当該貨物の総輸入額に対し相当の比率を占めていること。

3　第六条第二項及び第七条第二項の規定は、第一項の協定に準用する。

第十一条第一項中「以外の輸出組合」の下に「（以下「非出資輸出組合」という。）」を加え、「第三号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二　輸出に関する調査、宣伝、あつせん等輸出に関する海外市場の維持及び開拓

三　輸出すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

四　輸出に関する苦情及び紛争の処理

五　前各号の事業に附帯する事業

六　前四号に掲げるもののほか、輸出組合の所属員の共通の利益を増進するための施設

第十一条第四項中「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者と」を削る。

第十五条第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改める。

第十六条第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第一項の規定により非出資輸出組合が事業年度の中途において出資輸出組合に移行する場合における法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第十七条を次のように改める。

（非出資輸出組合への移行）

第十七条　出資輸出組合は、定款を変更して、非出資輸出組合に移行することができる。

2　前条第三項から第七項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第二回の払込のあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならない」と、同条第六項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十条第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、第二十条第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時における組合財産によつて定める」と」を加える。

第十九条の三を次のように改める。

第十九条の三　削除

第十九条の四第二項を削り、同条第一項中「輸入組合は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、「当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物」を「当該貨物と同種若しくは類似の貨物で輸入するもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸入組合は、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸入組合（以下「出資輸入組合」という。）以外の輸入組合（以下「非出資輸入組合」という。）は、第五号の事業を行なうことができない。

一　輸入に関する調査、あつせん等輸入に関する海外市場の維持及び開拓

二　輸入すべき貨物の価格、品質その他の事項の改善
三　輸入に関する苦情及び紛争の処理
四　前各号の事業に附帯する事業
五　前四号に掲げるもののほか、輸入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第十九条の四第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第十九条の五中「第十九条の三に規定する者」を「輸入業者」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

輸出入組合は、指定地域における輸入取引及び輸出取引の実質的制限、指定地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該指定地域を仕向地として貨物を輸出するためには当該指定地域を船積地として貨物を輸入することが必要である場合又は当該指定地域を船積地として貨物を輸入するためには当該指定地域を仕向地として貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出取引と当該指定地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引との関係を調整しなければ、当該指定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、定款で定めるところにより、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物と当該指定地域を船積地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

第二十三条第二項第一号中「前項各号の一に掲げる」を「前項に規定する」に、同項第二号、第三号及び第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　輸出入組合は、第一項に定めるもののほか、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸出入組合（以下「出資輸出入組合」という。）以外の輸出入組合（以下「非出資輸出入組合」という。）は、第五号の事業を行なうことができない。

一　輸出及び輸入に関する調査、宣伝、あつせん等
二　輸出すべき貨物及び輸入すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善
三　輸出及び輸入に関する苦情及び紛争の処理
四　前各号の事業に附帯する事業
五　前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第二十五条中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十七条中「、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条及び第十九条の四第二項」を「及び第十四条から第十九条まで」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　貿易連合

（法人格）

第二十七条の二　貿易連合は、法人とする。

（原則）

第二十七条の三　貿易連合は、次の要件を備えなければならない。

一　貿易連合を構成する者（以下「連合員」という。）の間における輸出取引又は輸入取引における過度の競争を防止し、あわせて連合員の経済的地位の向上を図ることを目的とすること。
二　連合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

と。

（名称）

第二十七条の四　貿易連合は、その名称中に貿易連合という文字を用いなければならない。

2　貿易連合でない者は、その名称中に貿易連合という文字を用いてはならない。

3　貿易連合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（事業）

第二十七条の五　貿易連合は、貨物の輸出又は輸入及びこれらに附帯する事業を行なうものとする。

（連合員の資格）

第二十七条の六　連合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一　輸出業者
二　輸入業者

（出資）

第二十七条の七　連合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　一連合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。ただし、連合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

4　連合員の責任は、その出資額を限度とする。

5　連合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて貿易連合に対抗することができない。

（発起人）

第二十七条の八　貿易連合を設立するには、その連合員となろうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第二十七条の九　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに業務の方法、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　第二十七条の三各号の要件を備えていること。
二　設立手続並びに定款、業務の方法及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
三　事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められないこと。
四　国内の関係農林漁業者、関係中小企業者その他の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。
五　輸出取引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限するおそれがないこと。
六　その設立が輸出取引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（定款）

第二十七条の十　貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業
二　名称
三　事務所の所在地
四　連合員たる資格に関する規定
五　連合員の加入及び脱退に関する規定
六　出資一口の金額及びその払込みの方法